

第2部 関 税 行 政

第1章 平成元年度から平成4年度の関税行政

第1節 概説

1 内外の経済動向

世界経済は、昭和57年（1982年）以降、7年を超える長期拡大を続け、昭和63年（1988年）には世界的な設備投資ブームを背景に力強い成長を果たし、平成元年（1989年）においても緩やかながら引き続き順調な成長が見られた。とりわけ先進国の場合、OECD加盟国全体で昭和63年の実質経済成長が4.6%の高水準となり、平成元年にも3.9%と、引き続き着実な水準を示した。このような好調な世界経済の状況を受け、世界貿易も昭和63年に8.7%増、平成元年に8.1%増と、順調な拡大が見られた。

他方で、我が国の経済は、昭和61年（1986年）11月を谷とする景気上昇局面が平成3年（1991年）2月まで51か月継続し、岩戸景気（42か月）を上回り、いざなぎ景気（57か月）に次ぐ長期の景気上昇局面となり、平成景気ないしバブル景気と呼ばれた。この間、物価は落ち着いた動きを続ける中で、設備投資、個人消費に牽引された内需主導の拡大が継続した。平成3年3月から景気後退期に入り、平成5年（1993年）10月まで続いた。

2 我が国の国際収支動向と関税政策

我が国は、年々拡大する対外不均衡に起因する貿易摩擦の解消を対外経済政策上の最優先課題の一つと位置付け、昭和56年（1981年）12月の対外経済対策から昭和60年（1985年）7月のアクション・プログラムまで累次にわたり、市

場アクセス改善のための対策を講じてきた。

このころの我が国の経常収支の動向を見ると、昭和59年度（1984年度）においては370億ドルだった黒字額が、61年度（1986年度）には941億ドルへと激増し、その後、62年度（1987年度）に845億ドル、63年度（1988年度）に773億ドル、平成元年度（1989年度）には534億ドルとなり、内需主導による景気拡大等を背景に全体としてはいったん縮小に向かった。そして、平成2年度（1990年度）には黒字額は337億ドルに格段に減少したが、国内の景気後退が始まったこと等から、平成3年度（1991年度）から再び黒字幅は拡大傾向に転じ、3年度は902億ドル、4年度（1992年度）には1259億ドルとなった。

こうした情勢の中で、我が国は引き続き自由貿易体制の維持・強化を図り、調和のある対外経済関係を形成するという観点から、市場アクセス改善のため、種々の措置を講じてきた。

関税面においては、平成元年度において、牛肉・オレンジ等農産物自由化に係る日米、日豪交渉の合意内容を踏まえた牛肉、プロセスチーズ等農産物自由化関連50品目の関税改正、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の合意を踏まえたバナナ等熱帯産品に係る123品目の関税の撤廃、引下げが行われた。更に、平成2年度においては機械類を中心に1008品目の工業製品について関税の撤廃、引下げが行われたほか、牛肉缶詰等農産物の自由化関連19品目につき関税上の措置が講じられる等の関税改正が行われた。

このような関税改正の結果、平成元年度の関税負担率（関税収入額／総輸入額）は2.9%となり、米国3.9%、EC3.9%（いずれも昭和62年度）の中にあって、先進各国では最低水準となった。

3 ウルグアイ・ラウンド

昭和61年（1986年）9月、保護主義の拡大を阻止し、自由貿易体制の維持・強化を目指し、ウルグアイのプンタ・デル・エステにおいてガット閣僚会議が開催され、第8回目の多角的交渉となるウルグアイ・ラウンド交渉がスタートした。

当初設定された交渉予定期間は4年であったが、2年経過した昭和63年（1988年）12月、後半の交渉をスムーズに進めることを目的として、中間レビュー会

合がモンテリオールで開催された。しかし、農業分野における米国と EC の対立等により合意に達することができず、その後も当初の予定を大幅に超えて交渉が行われたが、膠着状態が解消されない事態が続いた。

平成4年（1992年）11月、米国と EC 間の長年にわたる紛争であった油糧種子（大豆、菜種）に関する補助金問題が解決し、これを機に、ウルグアイ・ラウンド交渉はようやく終結に向けて動き出すことになる。平成5年（1993年）7月の東京サミットにおいて、実質合意に向けて大きな前進があった。

第2節 関税率等関税制度の変遷

1 関税率の改正

(1) 農産物の数量規制の撤廃等市場開放への対応

平成元年度（1989年度）、2年度（1990年度）には、我が国の市場アクセス改善のための関税面での措置として、関税率改正が行われた。

その一つが、昭和63年（1988年）に合意された日米農産物交渉（牛肉・オレンジ、農産物12品目交渉）に基づく関税改正である。この合意により、牛肉、オレンジ、プロセスチーズ、果汁等については輸入数量制限が撤廃されて自由化が行われることになり、これに伴い関税率の引上げ、関税割当制度の導入等の関税措置が採られた。

自由化時期は、品目により平成元年度から4年度（1992年度）まで幅があったが、関税率改正は元年度、2年度の2回にわたって行われた。

平成元年度の関税率改正は、3年度（1991年度）から自由化する牛肉について、自由化初年度の3年度に関税率を従来の25%から70%に引き上げ、4年度は60%、5年度（1993年度）は50%と、順次引下げを行うこととされた。更に、平成3年度から5年度の間に一定の要件を満たした場合、輸入数量調整ないし25%の関税率の上乗せを緊急措置として行うこととされた。

また、平成元年度から自由化するプロセスチーズについては、元年度の関税率を従来の35%から60%に引き上げ、2年度50%、3年度40%に順次引き下げることとし、同じく元年度に自由化するトマト加工品については、トマトジュース（加糖）の関税率を25%から35%に、トマトケチャップの関税率を20%から25%に引き上げることとされた。また、トマト加工品の原料となるトマトピューレ、トマトペーストについては、トマト加工品業界保護のため、一次税率無税の関税割当制度が導入された。

その他、農産物交渉関連品目として、グレープフルーツ、ペカン、ソーセージ等34品目について関税率の引下げが平成元年度に行われた。

更に、バナナ、香辛料等熱帯産品123品目についても、平成元年度に関税率

の引下げが行われている。熱帯産品は開発途上国の関心が高い分野であり、ガット・ウルグアイ・ラウンドでも早期合意、早期実施が謳われて精力的に交渉が進められ、中間レビューにおいて実質合意に達したにもかかわらず、他分野との関係で実施が保留されることとなったものであった。しかしながら、ASEAN 諸国をはじめとする開発途上国から早期実施の強い要望が出されたことから、実質合意内容の実施は各国の判断にゆだねられた。そこで、我が国では実質合意の内容の早期実施として、熱帯産品の関税率引下げに踏み切ったものである。

平成2年度には、農産物交渉関連では、2年度から自由化されるリンゴ果汁について関税率を35%又は27円/kgの高い方から40%又は27円/kgの高い方へと引き上げ、また、フローズンヨーグルトやブドウ糖、缶詰牛肉についても関税が引き上げられた。

牛肉と並んで象徴的な品目となっていたオレンジについては、平成4年度に輸入数量制限が撤廃され輸入自由化が行われたが、関税率は変更されず従前のものが維持された（オレンジ20%（6月1日～11月30日）、40%（12月1日～5月31日）、オレンジ果汁35%又は27円/kgの高い方）。

日米農産物交渉関係以外の市場開放策として、平成2年度には工業製品1004品目の関税撤廃が行われた。これにより、我が国の工業製品に係る関税撤廃品目数は1318品目から2322品目に増加した。

農産品の貿易自由化により関税率を引き上げたことに伴い、この時期の我が国の関税負担率（関税収入額／総輸入額）は、下表のように上昇傾向となった。

加えて、平成元年度には、産炭地域の振興、石炭鉱害の復旧のため設けられた石油石炭特別会計の石炭勘定の歳入に充てられていた石油関係関税の3分の

表 2-1-1 関税負担率の推移

	総輸入額（百万円）	関税収入額（百万円）	関税負担率
平成元年度	30,404,171	895,926	2.9%
平成2年度	34,171,137	928,056	2.7%
平成3年度	30,970,420	1,020,504	3.3%
平成4年度	29,225,047	1,005,831	3.4%
平成5年度	26,449,917	962,943	3.6%

（出所）大蔵省『財政金融統計月報』第534号 65ページにより作成。

1 カットが行われ、原油の関税率が530円 /klから350円 /klに引き下げられた。これは、平成元年度からの消費税の導入により、既存の石油関係諸税の金額が消費税の課税標準に含まれることとなり、この石油関係諸税の3%に当たる金額がいわゆる「タックス・オン・タックス」として新たな負担増になるため、負担軽減を求める要望が出されたことを契機として、石油に係る関税体系の全般的な見直しを行ったものである。原油の関税率の引下げに併せ、ナフサ、ガソリン等重油以外の石油製品の関税率についても、原油関税率の引下げ見合い分の引下げが行われた。他方、重油については、石炭勘定の財源不足に対応するため、関税率の引上げが行われた。

(2) ウルグアイ・ラウンド交渉成立までの対応

平成3年度(1991年度)以降は、ウルグアイ・ラウンド交渉が大詰めを迎えていたこともあり、石油関税の見直しとして、平成4年度(1992年度)に原油の関税率が350円 /klから1割削減の315円 /klに引き下げられたものの、関税率の改正は全体として小幅なものにとどまった。

2 関税制度の改正

(1) 消費税の導入に伴う関税制度の改正

昭和63年(1988年)12月24日に消費税法(昭和63年法律第108号)が成立、同月30日に公布され、消費税が平成元年(1989年)4月1日から導入されることとなったが、これに関連する関税改正の内容は以下のとおりである。

イ 納期限の延長制度の導入

従来、関税法(昭和29年法律第61号)第72条では、関税を納付すべき外国貨物については、関税・内国消費税が納付された後でなければ輸入を許可しないこととされていたが、関税改正により、担保の提供を条件に納期限の3か月以内の延長が認められることとなった。これは、輸入取引の場合、取引の都度消費税の納税義務が発生するが、国内取引については一定期間分(中間申告6か月、確定申告1年)をまとめて2か月以内に申告・納付することとされていることに鑑み、輸入取引についても、申告は個々の引取りの都度行うものとするが、担保の提供を条件に輸入の日から3か月以内の期間について納期限の延長

を認めることとしたものである。消費税導入後も、輸入許可前に関税の納付を必要とする従来の実務を維持した場合、納税事務が関税と消費税につき二重に必要となるが、これは輸入者、税関の双方にとって事務負担が増大する事態となるため、納税事務の簡素・合理化を図る観点から、関税についても消費税と同様の納期限の延長制度を導入したものである。

納期限の延長には、個別の輸入・納税申告につきその輸入の許可の日から納期限を3か月延長する個別延納制度と、特定の月分の輸入・納税申告につき当該特定月の末日の翌日から3か月延長する包括延納制度が整備され、両者を選択できることとした。

ロ 少額貨物の免税制度

消費税は、原則として全ての輸入品に対して関税の有税、無税のいかんにかかわらず課税されるため、輸入者及び税関の双方において納税事務の負担が大幅に増加することが想定された。少額貨物の場合、納税事務の負担増に比して徴税額はわずかであることから、納税者の事務負担の軽減に資するとともに、税関における円滑な通関処理を維持するという観点から、課税価格が1万円以下の少額貨物については原則として関税・消費税を免除することとした。ただし、国内産業の保護という関税本来の機能から見て免税することが適当でない物品（皮革製品、ニット、革靴等）については、本制度の適用対象から除外された。

ハ 簡易税率の改正

簡易税率とは、我が国に入国する旅客の携帯品に対して適用される税率であり、関税・内国消費税を統合したものとなっている。酒類、革製バッグ類につき、消費税の導入に伴う酒税制度の改正、物品税の廃止に伴い、簡易税率の改正が行われた。

（2）輸入促進のための関税制度の改正

平成元年（1989年）、加工再輸入減税制度の対象貨物につき、ニット製品を除いた国際競争力のある織物製衣類（ズボン、シャツ）が追加され、減税対象の拡大が図られた。加工再輸入減税制度とは、国際的な水平分業の発展に対応するという趣旨に基づき、原材料の一部を輸出し、完成した製品を輸入する場合、輸入された製品に含まれる輸出した原材料に対応する関税額を減税する制

度である。

平成2年(1990年)には、委託販売や見込輸入等によって輸入された貨物が、売れ残り等の理由から国内で利用されないまま再輸出される場合、結果的に関税負担を負わせる必要性が乏しいことから、我が国の市場へのアクセスを容易にするという観点に立って、輸入時と同一の状態で見込輸出される貨物について戻し税制度が導入された。

平成4年(1992年)には、輸入インフラを港湾、空港及びその周辺地域において集中的に整備するとともに、対内投資事業の実施を円滑に進めるため、「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」(平成4年法律第22号)が成立し、「輸入促進地域(フォーリン・アクセス・ゾーン:FAZ)」が整備されることとなった。これを踏まえ、平成4年度の関税法改正により、外国貨物の蔵置、加工、展示等各種保税機能を総合的に活用でき、手続を簡素化した総合保税地域制度が創設された。併せて、保税運送制度の包括化や保税工場における利子税の廃止等保税制度の改善も行われた(なお、同法は平成18年に廃止された)。

(3) 取締機能強化のための制度改正

関税定率法(明治43年法律第54号)第21条(当時)では、輸入禁制品として、あへんその他の麻薬及びあへん吸煙具、偽造・模造の通貨、風俗・公安を害する物品、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権を侵害する物品が指定されており、当該禁制品を輸入すると、関税法第109条(当時)により禁制品輸入罪として関税法体系の中で最も重い罰則が置かれていた。

あへんその他の麻薬は、その輸入が特に社会公共の利益に反するものであるという考えに基づき、関税法体系上の輸入禁制品とされてきたが、覚せい剤や大麻については、麻薬取締法(昭和28年法律第14号)に規定する麻薬とは別の中毒性薬物であるため、従来、輸入禁制品に含まれてはなかった。しかしながら、覚せい剤や大麻も、健康や社会の安全を脅かす中毒性薬物であることは麻薬と同様であり、我が国における乱用事例の増加や密輸入の状況が悪化しつつあったことから、その対策が重要な課題と認識されるようになった。また、麻薬、覚せい剤等の中毒性薬物問題への対応については、昭和63年(1988年)12月に国連で中毒性薬物の取締りのための条約(麻薬及び向精神薬の不正取引

の防止に関する国際連合条約。以下「麻薬条約」という。)が採択される等、世界的にもこれらの中毒性薬物の取締りに対する機運が高まっていた。このような状況に鑑み、中毒性薬物全体に対する水際における取締りを一層効果的、効率的に行う見地から、覚せい剤、大麻等についても輸入禁制品に追加することとなった。

従前の税関実務では、覚せい剤・大麻等の密輸入事犯には関税法上の禁制品輸入罪は適用されないことから、関税は脱罪若しくは無許可輸入罪により検察官への告発を行ってきた。しかしながら、薬物事犯は本来関税を逃れるために密輸入を行っているわけではないこと、また、郵便物の場合には輸入許可制の対象外とされていたところ、輸入禁制品への指定により禁制品輸入罪の適用が可能となった。

平成3年(1991年)10月には、麻薬条約の批准に当たり、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」(以下、「麻薬特例法」という。平成3年法律第94号)及び「麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律」(平成3年法律第93号)が成立、公布された(両法をまとめて「麻薬二法」という。)。麻薬特例法には関税法の特例が置かれ、規制薬物が隠匿されている場合につきコントロールド・デリバリー(CD)が認められている。コントロールド・デリバリーとは、一般に、薬物・拳銃等の不正取引が行われる場合に、取締当局がその事情を知りながら直ちに検挙せず、薬物・拳銃等の運搬を監視、追跡して不正行為に関与する人物・組織を特定する捜査手法をいう。税関長は、関税法の規定による貨物検査により、規制薬物が隠匿されていることが判明した場合において、薬物犯罪の捜査に関し、当該規制薬物が外国に向けて送りだされ、又は本邦に引き取られることが必要である旨の検察官・司法警察職員からの要請があり、かつ、当該規制薬物の散逸を防止するための十分な監視体制が確保されていると認めるときは、輸出・輸入の許可その他当該要請に応ずるために必要な措置を採ることができることとされた。

第3節 税関業務の進展

1 消費税導入に対する税関の対応

消費税の導入及びこれに併せた関税・内国消費税の納期限延長制度の導入により、税関収納課において担保管理業務が新たに生ずることとなったため、税関の収納業務を処理するための収納事務電算処理システム（CCPS：Customs Collection Processing System）が導入された。平成3年（1991年）に海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS：Nippon Automated Cargo Clearance System）が導入されて以降は、CCPSはこれに置き換えられた。

従来、税関の輸入通関業務は、輸入許可の1点に着目し、通関時点において全チェック機能を発揮するというものであったが、納期限延長制度の導入により、輸入許可後にも税関の納付管理事務が発生することとなった。

納期限延長に係る担保については、当初、税目ごと、官署ごとに担保を提供する必要があるとされていたため、全国の多数の港で輸入通関を行っている大手輸入者は輸入通関を行っている全ての官署において担保を提供しなければならず、税関にとっても管理の事務負担が大きかった。平成2年（1990年）4月には、CCPSでオンライン化されている官署については、官署ごとではなく、東京税関、横浜税関等、税関単位での担保管理の一元化が可能となった。更に、平成3年10月にSea-NACCSが導入された後は、担保管理はSea-NACCSで行うこととした上で、1本の担保を関税、消費税の両税に共通して使用できるようにするとともに、担保額が不足した場合には、新たな担保に設定替えすることなく、不足分に相当する担保を追加提供できることとし、事務の軽減が図られた。

輸入通関業務においては、全ての輸入申告が原則として有税となったため、納税額チェックのための通関時の審査業務が増大した。消費税は多段階課税であり、売上額に対する消費税額から仕入額に含まれる消費税額を控除した額を納税する仕組みである。したがって、輸入時の消費税納税額は、原則として輸入品販売時（原材料輸入の場合は製品出荷時）に控除対象となることから、輸

入時の消費税審査の必要性について検討が行われた。その結果、輸入時も正規の納税申告が行われていること、各段階で正しい納税申告を確保する必要があることから、関税無税で消費税のみが課税される輸入申告についても、必要なチェックは行うこととされた。

また、関税無税品の場合、従来は包括評価申告書提出対象外とされていたが、包括評価申告書の受理を行うこととなった。関税の納税申告に当たり、貨物の課税価格の計算につき「関税率法」第4条第1項の規定の適用を受ける場合以外の場合、課税価格計算の基礎及びこれに関する事項を輸入（納税）申告の都度税関に申告する必要があるが、同一人との間で継続的に取引きされている貨物の輸入で課税価格に関する事項が同一のものである場合は、包括評価申告書を提出することができ、2年間は包括評価申告書を提出している旨輸入申告書に併記することにより、個々の記載を省略できるとされた。

なお、輸入許可後に税関が輸入者及びその関係者に立入りをを行い、納税申告が適正に行われているか否かを調査する事後調査業務については、消費税の納税申告の適否を確認する目的での事後調査は、制度の定着を見るまで、当分の間、行わないこととされた。

2 輸入通関の簡素化・迅速化

平成元年（1989年）9月に開催された日米構造問題協議（SII：Structural Impediments Initiative）において、米国側から日本の通関手続は時間とコストがかかるという問題提起がなされ、「通関手続」及び「税関以外の輸入手続」について日米の専門家による検討が行われた。平成2年（1990年）6月の日米構造問題協議最終報告において通関手続の迅速化に関し改善措置を講じることとされた。

日米構造問題協議において、米国側は、当初、貨物が日本に到着する前に輸入通関手続を終了させる本邦到着前申告、到着前許可制度の導入を要望していた。しかしながら、我が国の関税法の規定を我が国の領域内に存在しない貨物について適用することには疑義があり、事実上、貨物が我が国に到着する前に予備的に輸入通関審査を行う「搬入前予備審査制」の拡充・簡素化により対応することが最善の策であるとして、最終報告にその旨が表明されることとなった。

表 2-1-2 日米構造問題協議最終報告書輸入手続部分（抄）

2. 輸入関係手続きの迅速化・適正化

通常の輸入貨物の日本の流通システムへの迅速な引き取りを確保するため、日本政府は、1991年までに輸入手続きを24時間（輸入申告書の提出から輸入許可まで）で終了することを目標とする。日本政府はこの目標を達成するために十分な予算措置と所要の規則改正を行うものとする。

(1) 通関手続

1991年から92年に海上貨物を対象とした通関手続電算処理システムの導入を図る。また、日米双方の専門家による会合における検討の結果提出された報告書に基づき、航空貨物通関情報処理システム（NACCS）のグレードアップ、搬入前予備審査制の拡充及び手続の簡素化、データベースを利用したリスク判定システムの導入等を、ここ2～3年のうちに実施に移せるよう努力するとともに、通関手続の一層の改善、合理化を行う。

(2) その他の輸入手続

輸入手続の一層の迅速化、適正化を図るため設置された関係省庁よりなる日米専門家会合における検討の結果提出された報告書に基づき、以下の諸措置を検討し、可能なものから順次着手し、3年のうちに実施に移せるよう努力する。

- (イ) 輸入手続関連省庁によりなる連絡会議の設置、税関手続とその他の輸入関連法令手続との同時並行的処理、輸入手続関連省庁間での情報伝達の効率化等を通じた税関とその他の輸入手続関連省庁との協力の下での統合的処理システムの構築
- (ロ) 事前届出・申請制の導入、海外検査データの受入れ促進を含む出荷前検査制の整備、包括的取扱い制度の拡充等による貨物到着前処理の促進
- (ハ) 執務時間の延長を含む処理体制の物理的整備拡充

（出所）日米構造問題研究会編『日米構造問題協議最終報告』（平成2年、財経詳報社）24～25ページ。

輸入申告については、関税法では、原則として貨物を保税地域等に搬入した後に行うこと（第67条の2第2項）、その際、仕入書等の必要書類を税関に提出しなければならない（第68条）、輸入について他法令の許可・承認等を要する場合には当該許可・承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない（第70条第1項）とされている。このような規定を前提に、輸入申告は貨物を保税地域に搬入し、かつ仕入書、他法令に係る許可書等添付書類が整った段階で行われるものとされ、税関の審査も輸入申告を受理してから開始されてきた。

しかし、貨物が保税地域に搬入される前であっても、輸入申告に必要とされる書類が整っていれば書類上のチェックは可能である。そこで、昭和63年（1988年）に、貨物の保税地域への搬入前であっても輸入申告書類を税関に仮

に提出することを認め、予備的に審査する制度（これを「搬入前予備審査制」という。）が導入された。もっとも、搬入前予備審査制の対象貨物が限定されていたこと（1申告が多数の品目により構成されている輸入申告に限られていた。）、提出書類が多い等の理由により、ユーザーから見ると利用しにくく、その利用率は0.1%未満と低迷していた。

そこで、日米構造問題協議最終報告を受け、搬入前予備審査制の対象貨物を特惠日別管理品目以外の全ての貨物に拡大するとともに、手続の簡素化を図り、「予備審査制」として平成3年（1991年）4月に新たにスタートすることとなった。また、予備申告ができる時期につき、従来の申告予定日の4日前から、船荷証券発行後で、かつ、申告予定日の適用為替レート公表後、に改めた。更に、税関での予備審査の結果、現物検査が不要と判定された申告についてはその旨を通知することとし、他法令該当貨物については、他法令手続が終了していないものについても予備申告を受理し、他法令手続と並行して税関審査を行うこととした。

こうして、予備審査制の導入により、税関の輸入通関業務は、従来輸入申告を待って初めて税関の輸入通関業務を開始するという仕組みから、輸入申告前にも可能なチェックは開始するという体制となり、通関の事前処理が行われるようになった。

また、予備審査制は平成3年10月に導入された Sea-NACCS での処理対象業務とされ、従来は手作業で行っていた予備審査済申告と本申告の照合が容易になったこと等から、予備審査制適用申告の増加に繋がった。

更に、日米構造問題協議最終報告において、輸入手続（輸入申告書の提出から輸入許可まで）を24時間で終了させることが目標とされたことから、「輸入手続所要時間調査」が行われた。第1回調査は平成3年2月、第2回調査は Sea-NACCS が東京港、横浜港、川崎港に導入された後の平成4年（1992年）2月に行われた。輸入申告書の提出から輸入許可までの所要時間は、海上貨物の場合、第1回調査では26.1時間、第2回調査では19.8時間であり、時間短縮による手続迅速化の効果が端的に表れることとなった。航空貨物の場合も、第1回調査では2.3時間、第2回調査で1.6時間に短縮された。また、船舶の入港から輸入許可までの所要時間は、海上貨物の場合、第1回調査で168.2時間、第2回調査では149.9時間であり、全般的に見て、輸入手続の迅速化が進んだ結

果となった。

また、関税法以外の輸入関係手続に関して輸入手続の迅速化・適正化に向けての施策を講じていくため、各省庁間で連絡・調整を行うことを目的として、平成2年9月に「輸入手続関連省庁連絡会議」が発足した。メンバーは、内閣外政審議室、外務省、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省及び経済企画庁の担当課長であった。

3 通関手続のシステム化

税関の通関手続のシステム化は、昭和53年（1978年）、成田空港で処理される航空輸入貨物につき、税関、通関業者、航空会社、混載業者、倉庫業者、銀行の間で行われる税関手続及びそれに関連した手続を対象とする、航空貨物通関情報処理システム（NACCS：Nippon Air Cargo Clearance System）が導入されたのが始まりである。

その後、昭和55年（1980年）に大阪国際空港（伊丹空港）の輸入貨物がシステムの対象に加えられた。輸出貨物については、昭和60年（1985年）に成田・大阪の両空港で扱われる貨物について、利用者に航空貨物代理店を加え、システム化の対象とした。NACCSは、昭和52年（1977年）5月に制定された「航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律」（昭和52年法律第54号）に基づき、官民の共同出資により設立された認可法人である「航空貨物通関情報処理センター」がその運営に当たった。

海上貨物のシステム化については、船会社、倉庫業者も含めたシステム化について昭和50年代末より検討が行われたが、先行システムとの関係等解決すべき問題が多く、そのため輸出入通関業務に限定したシステム開発を先行して行うことが現実的であるとして、昭和60年に海上貨物電算化研究会が発足し、大蔵省関税局・税関、通関業界による研究が進められた。昭和63年（1988年）にシステムの利用予定者である関税局・税関、通関業者から構成される海上貨物通関システム開発協議会が発足し、平成3年（1991年）ごろのシステム導入を目指して開発作業が進められた。

これらの成果を受け、平成3年10月、東京港、横浜・川崎港において輸出入通関業務、通関業者が行う保税運送業務を対象に、税関、通関業者、銀行の参

加により海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）が稼働を開始することとなった。稼働に先立ち、平成3年3月に前述の「航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律」が改正され、法律名が「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律」に改められた上、航空運送貨物に限定されていた税関手続のシステム処理を海上運送貨物についても可能にするとともに、「航空貨物通関情報処理センター」の名称も「通関情報処理センター」に改められ、Air-NACCSに加えてSea-NACCSの運用も併せて行うこととなった。

NACCSは、システムに入力された申告を、各種のパラメーターにより一次的な審査区分の判定を行い、簡易審査（システム処理による自動許可）、書類審査（税関職員による書類チェック）、検査（現物検査）に区分している。

システムの導入により、為替レートの換算、申告価格の算出、税率の適用、税額計算等がシステムにより自動計算されるので、申告書の作成が迅速かつ適正に行われることになるとともに、通関業者の事務所から申告入力が行われ、輸出入許可通知書も通関業者の事務所に出力されること、簡易審査に区分された貨物はシステムで即時に許可され、税額納付も自動振替で行えるようになる等、通関業者が税関や銀行に赴く回数が減少することにより、通関の迅速・簡易化が図られることになった。また、企業内システムの発展に対応し、民間側の二重入力を回避するため、民間システムとのダイレクト・インターフェース機能を拡大し、電子的なデータ交換により業務が行えるよう配慮された。

Sea-NACCSは、システム対象地域を平成4年（1992年）10月に大阪・堺港、神戸港、名古屋港に拡大し、主要港への展開が完了した。

平成5年（1993年）2月、航空貨物通関情報処理システム（Air-NACCS）の更改が行われた。昭和53年段階の古いソフトウェアが全面的に書き換えられ、システムの対象地域が成田、大阪国際空港（伊丹空港）に限定されている等のシステム上の制限値を大幅に拡大し、中部国際空港を新たにシステム対象空港とした。更に、大阪、神戸、名古屋市内の航空貨物通関官署にもシステムを拡大する等、システムのグレードアップが図られた。また、予備審査制がシステム対象業務に加えられた。

当時、貿易量の増大を受けて、輸出入申告件数が著しく増加しており、これを迅速かつ適正に処理していくためには、適正な申告が行われていない可能性が高いとみられる貨物等については重点的に審査・検査を行う一方、その可能

性が低いと考えられる貨物等については、審査等を極力省くというように、めりはりのある作業を実現し、事務処理の重点化・効率化を図る必要があった。このような選別的な対応は、従来から通関の現場において、仕出国、品名、輸入者等に照らして、職員の経験・知見の集積により事実上行われていたが、もとより、それは過去の輸入実績等のデータを一元的・系統的に分析した結果によるものではなかった。

海上貨物通関情報処理システムの導入により、従来の航空貨物通関情報処理システム処理分を含めると、輸出入申告データのほとんどが電子化された。この申告データに加え、税関の保有する審査・検査等の情報を含めて全体としてデータを一元的に管理・分析することにより、税関のリスク判定能力を向上させ、業務処理の一層の重点化・効率化を図ることが可能となる。このような目的から、NACCS対象官署に導入されたのが通関情報総合判定システム（CIS：Customs Intelligence Database System）であり、これは、日米構造問題協議最終報告で表明されたりスク判定システムとして整備されたものである。

4 税関の機構改革

昭和41年（1966年）に関税に申告納税制度が導入されたことを受け、昭和42年（1967年）7月、税関では総務部、監視部、輸出部及び輸入部の4部体制がとられることとなり、この体制が平成4年（1992年）まで続いた。

この間、業務量が年々増加する中で通関の一層の迅速化が求められる一方、麻薬・覚せい剤、銃砲、知的財産権侵害物品等の水際における取締りの強化に対する内外からの要望も極めて強くなった。また、国際物流の重要性が港湾や空港を抱える地域レベルでも認識され、税関行政の在り方が地域経済に及ぼす影響も大きくなるに従い、輸出入貨物に関心を持つ地方公共団体や第3セクター等からも税関に対して強い関心が向けられるようになっていた。

このような税関業務の量的拡大及び質的变化に対応するため、税関では航空貨物通関情報処理システムの導入をはじめとする各種税関業務の電算化、情報の活用による重点的な審査・検査体制の構築等、迅速かつ適正な業務処理体制の確立に努めてきたことは前述のとおりである。

以上のような情勢を踏まえ、税関業務をより一層効果的に実施できるように

するという観点から、機構面においても所要の整備をすることとなり、平成4年7月に機構改革が実施された。

この機構改革においては、従来の総務部、監視部、輸出部及び輸入部の4部を、総務部、監視部、業務部及び調査保税部の4部に編成替えが行われた。それまで、輸出通関業務は輸出部に、輸入通関業務は輸入部に所属していたが、通関時点における効果的な業務処理、水際での適切なチェックが必要な貨物に係る審査・検査機能の強化、通関を行う署所や通関業者に対する指導の充実を図る観点から、輸出部及び輸入部を業務部に統合することとなったものである。また、税関の機構改革に併せ、関税局の機構改革も行われた。

5 不当廉売関税の課税（中国産フェロシリコマンガン）

平成3年（1991年）10月、日本フェロアロイ協会から、中国、ノルウェー及び南アフリカ各国産のフェロシリコマンガンについて不当廉売関税の賦課を求める申請が出された。同年11月、政府は当該申請がダンピングの事実及びそれによる我が国産業の損害の事実について十分な証拠を備えていると判断し、調査を開始した。調査は大蔵省と通商産業省の職員から成る調査団によって行われた。これが我が国初のアンチ・ダンピング調査である。

この調査に基づき、中国の輸出者については、価格修正の約束が成立した2社を除き、不当廉売関税の課税要件が満たされると認められたことから、平成5年（1993年）2月より中国産フェロシリコマンガンに不当廉売関税が課税されることとなった。これが、我が国における最初の不当廉売関税の課税事案である。他方、南アフリカ及びノルウェーの輸出者については、課税要件が充足されなかったことから、不当廉売関税は課さないこととされた。

6 知的財産情報センター（CIPIC）の設立

経済の急速なハイテク化、ソフト化の進展により、知的財産権の経済的価値が高まる中で、特許権の不正使用品、著名ブランドの模造品、著作物の海賊版等、知的財産権を侵害する物品の横行が増加した。

このような情勢を背景に、知的財産権侵害物品に係る情報の収集・分析、税

関等取締関係機関への支援、消費者に対する啓蒙等の事業を行い、知的財産権の適正な保護を図ることを目的として、民間企業を会員とする知的財産情報センター（CIPIC：Customs Intellectual Property Information Center）が³、日本関税協会の特別事業部として、平成元年（1989年）11月、大蔵大臣の承認を受け設立された。

第4節 ガット等国際関係

1 ウルグアイ・ラウンド

(1) 交渉開始に至る経緯

ガット（GATT：General Agreement on Tariffs and Trade：関税及び貿易に関する一般協定）は、昭和19年（1944年）にブレトン・ウッズ体制として生まれた国際通貨基金（IMF：International Monetary Fund）、世界銀行（WB：World Bank）と並ぶ柱として構想された国際貿易機関（ITO：International Trade Organization）が発足するまでの暫定的な多国間協定として、昭和22年（1947年）10月に調印されたものである。その後 ITO 構想の頓挫により、世界貿易を律する恒久的な条約として、最恵国待遇、内国民待遇、数量制限の原則撤廃と関税の段階的引下げを軸に、1980年代までにケネディ・ラウンド、東京ラウンドをはじめとして、7回に及ぶ多角的交渉が行われ、世界貿易の自由化、円滑化に貢献した。

東京ラウンド（昭和48～54年（1973～79年））の終了後、特に第2次石油ショック以降、国際経済の停滞を背景に各国では保護主義的な措置が多く見られるようになった。これに加えて、従来ガットでは扱っていなかった、サービス、貿易関連投資措置、知的財産権等の新分野において様々な問題が生じていたため、

表 2-1-3 ガットにおける多角的貿易交渉（ラウンド）の歴史

時期	交渉名	参加国数	交渉成果	
			関税引下げ品目数	その他
1947年	第1回交渉	23	45,000	—
1949年	第2回交渉	32	5,000	—
1950-51年	第3回交渉	34	8,700	—
1956年	第4回交渉	22	3,000	—
1961-62年	デイトン・ラウンド	23	4,000	—
1964-67年	ケネディ・ラウンド	46	30,300	ダンピング防止協定、穀物協定
1973-79年	東京ラウンド	+EEC 99	約33,000	非関税措置に関する10本の協定等
		+EC		

（出所）大蔵省『財政金融統計月報』『関税特集』第461号 12ページにより作成。

これらに関しても一定のルールを策定するのが望ましいと考えられるようになった。こうした状況の下、新分野を含む貿易全般の自由化を目指して多角的な交渉を行うため、新ラウンドを開始すべきであるとの認識が持たれるようになった。

昭和58年（1983年）5月のウィリアムズバーグ・サミット宣言において、自由貿易体制の維持・強化のために、再び新しいラウンドを開催してはどうかという提案が最初に取り上げられた。同年11月の日米首脳会談において、中曽根康弘首相が新ラウンドの重要性を指摘したのに対して、レーガン大統領がこれを支持する考えを表明し、両国が新ラウンド開催に向けて協力していくことにつき大筋で合意が得られた。その後、種々の国際会議の機会を捉え、米国とともに我が国が各国に働きかけを行った結果、昭和60年（1985年）5月のボン・サミットにおいて、昭和61年（1986年）中の新ラウンド開始が合意された。

（2）交渉開始に向けて

このような動きの中で、第8回目の多角的交渉に向けて、ガットが40周年を迎える前年に当たる昭和61年（1986年）9月、ウルグアイのプンタ・デル・エステでガット閣僚会議が開催された。

同会議では、サービス貿易等を含む交渉範囲の拡大を主張する米国と、サービス産業がいまだ未成熟で交渉範囲に含めることに反対する開発途上国との対立等により意見調整がつかず、交渉を物とサービスに分け、物についてはガットの締約国団が交渉開始に合意し、サービスについてはガットの締約国団としてではなく、任意に集まった閣僚らが交渉の開始に合意し、サービスに関して得られた交渉結果、交渉の取扱いをガットの枠内で実施するか否かを交渉終了後に決定する、ということで決着をみた。

もう一つの大きな論点は、農業問題であった。ガットでは、鉦工業品等については輸出補助金が禁止されているが、農産品についてはその特殊性を勘案して一律的な禁止措置は採られておらず、禁止されているのは、世界貿易におけるシェアを不当に増大させるような輸出補助金のみであった。ECはこれらを踏まえ、従前より共通農業政策の一環として農産物の輸出に対してかなりの補助金を支出していたため、米国、オーストラリアや開発途上国は、これが農業貿易を歪めるものとして非難してきた。

このような対立を内包しつつ、第8回目の多角的交渉となるウルグアイ・ラウンドが、プンタ・デル・エステ宣言を採択して交渉開始が合意され、スタートを切ることとなった。

（3） プンタ・デル・エステ宣言

昭和61年（1986年）9月20日に採択された閣僚会議宣言（プンタ・デル・エステ宣言）では、第1部が「物の貿易に関する交渉」、第2部が「サービス貿易に関する交渉」で、第2部は前述したようにガットの交渉の枠外での交渉と位置付けられた。更に、最後の「第1部と第2部の結果の実施」において、交渉後に閣僚が会合し、国際的実施に関し決定を行うことが明記された。

農産品の輸出補助金については、輸出補助金の悪影響を一定期間内に軽減・撤廃するという案に対して EC が強行に反対し、宣言では輸出補助金に明示的に言及することなく全ての補助金を取り扱うこととし、また、補助金による悪影響撤廃の期限も記載されないこととなった。

ウルグアイ・ラウンド交渉の組織図は下記のとおりであり、貿易交渉委員会（TNC）の下に、物に関する交渉グループ（GNG）及びサービスに関する交渉グループ（GNS）が設置され、併せてスタンドスティル（交渉期間中ガットに違反する措置を新たに導入しないこと）及びロールバック（既存のガット違反措置を撤廃すること）に係る監視機構も設置された。

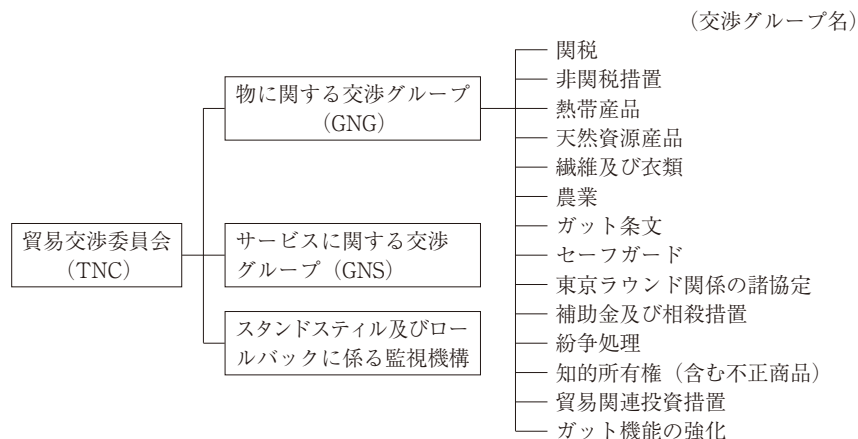
このように、従来からの物の貿易に係る分野（関税、農業等）のほか、サービス貿易、知的財産権（特許権、商標権等）等のいわゆる新分野を含む15分野について交渉が開始され、当初は4年で終結予定とされた。

（4） 我が国及び大蔵省のスタンス

我が国は、保護主義を防圧し、多角的貿易体制を維持・強化するというスタンスの下、交渉体制は、大枠として外務省が外交交渉、通商産業省が通商交渉、農林水産省が農業交渉、大蔵省（関税局）が関税制度、関税率制度につきそれぞれ責任者となるという棲み分けの中で、これらの省庁に加え、物資及びサービスの所管省庁が各々の立場で交渉に臨むこととなっていた。

大蔵省関税局の基本的なスタンスは、「グローバリゼーションの大きな流れの中で、多角的貿易体制を維持していくことが、我が国の国益にかなうもので

図 2-1-1 ウルグアイ・ラウンド交渉組織図



(出所) 天野俊彦「ガット・ウルグアイ・ラウンド中間レビュー会合」(『ファイナンス』平成元年1月号) 28ページ。

あり、この交渉の成功裏での決着に努力していく」こと、更に大蔵省の個別の所管事項については「我が国の固有の問題にきちんと理解を得ながら、主張すべきことは主張していく」ことの2点に集約された。後者については、酒、たばこ、塩、更に金融サービスが大蔵省プロパーの問題であったが、関税局がこれらの問題における大蔵省の窓口としての役割を担った。金融サービスについては、信用秩序に関わる事項であるため、サービス貿易に金融を入れさせないとして、同省国際金融局がサブスタンスを担当し、米財務省とも共闘するという立場をとった。

(5) 平成元年度から4年度の交渉経緯(1989年4月～1993年3月)

イ 昭和63年(1988年)12月の中間レビューまで

昭和62年(1987年)2月から各交渉グループで作業が開始され、4年間の交渉予定期間の中間点となる昭和63年12月、後半の交渉をスムーズに進めることを目的として、閣僚レベルの貿易交渉委員会(中間レビュー会合)がモン트리オールで開催された(12月5～9日)。熱帯産品等の分野において一定の成果について合意されたほか、関税等の分野でも今後の交渉に一定の方向性を与え

る合意がなされた。しかしながら、農業分野では、一定期間内における貿易歪曲的農業保護の全廃を主張する米国と、農業保護の漸減を主張する EC が鋭く対立し、また知的財産権、繊維及び衣類、セーフガードの3分野では先進国と途上国の対立が厳しく、これら4分野については実質的な合意に達しなかったため、合意が達成された他の11分野についても、その成果が保留 (put on hold) されることとなった。

もっとも、熱帯産品については、開発途上国からの強い要請があったことに配慮し、全体の保留決定にかかわらず、各国の判断で実施することができるとされた。これを受けて、我が国は平成元年（1989年）4月1日から熱帯産品の関税引下げを実施した（第2節参照）。

ロ 平成2年（1990年）12月のブラッセル閣僚会議まで

平成元年（1989年）4月、高級事務レベルの貿易交渉委員会がジュネーブにおいて開催され、交渉が滞っていた前述の4分野を含む全ての分野について、今後の交渉に一定の方向性を与える合意が成立した。これにより、本格的交渉が再開された。

同年7月の貿易交渉委員会において、①平成元年末までに、各国が各々の交渉ポジションを明確にするため、自国の意見をできるだけ詳細に提案する、②平成2年7／8月までに、各交渉グループで実質的交渉を進める、③平成2年12月までに、最終的な取りまとめを行うために残された問題について交渉を行うとともに、交渉結果を法的文書に取りまとめる、という交渉日程が合意された。

平成元年11月16～17日、交渉の進展に政治的な弾みを与えることを目的に、我が国主催によるウルグアイ・ラウンドに関する非公式閣僚会合が東京において開催され、ウルグアイ・ラウンドを平成2年末までに成功裏に完結するという強い政治的決意が再確認された。

平成2年12月3～7日、ウルグアイ・ラウンド交渉の取りまとめの最終会合として、ベルギーのブラッセルで閣僚レベルの貿易交渉委員会が開催されたが、農業交渉における合意が不成立となり、それが波及する形でパッケージとしての合意は成立せず、交渉は更に継続されることとなった。農業交渉は、農業輸出国グループと輸入国グループの対立だけでなく、輸出国グループの中での対立、なかんずく、米国と EC との意見の相違が大きく、デッドロックに乗り上げた状態であった。

ハ 平成3年(1991年)12月のダンケル・テキストの提示まで

平成3年2月より、事実上中断していたウルグアイ・ラウンド交渉が再開された。この間米国では、ブッシュ政権の下、同年5月31日に期限切れとなるファーストトラック手続(通商代表部が一括交渉権限を受理し、交渉成果の承認及び交渉成果を国内で実施するための法案に議会は修正を加えることができず、これを採択するか拒否するしかできないというもの。)の2年間延長が認められた。これによると、米国大統領は通商協定に署名する90日以上前に署名の意図を議会に通告する必要がある、ファーストトラック手続の期限である平成5年(1993年)5月31日から逆算して、遅くとも同年3月2日までにウルグアイ・ラウンド交渉成果への署名の意図を議会に通告しなければならないこととなっていた。したがって、この期日が当時の交渉終結の相場観であったということが出来る(その後、後述するように、クリントン大統領の下で署名期限は平成6年(1994年)4月15日まで再度延長された。)

平成3年12月20日の貿易交渉委員会に、アーサー・ダンケル事務局長のドラフト・ファイナル・アクト(最終合意文書案。「ダンケル・テキスト」と呼ばれた。)が提示された。これは過去5年間の交渉結果の最大公約数的なものを一つの文書にまとめたものである。その主な内容は以下のとおりである。

①鉱工業品については、関税率の一層の引下げを行う。

②農業分野

- －市場アクセスの改善として、関税措置以外の国境措置は全て関税化し(注：この点は、コメ問題を抱える日本にとっては受入れが困難であった。)、その上で、その関税相当量又は今ある関税を平成5年から平成11年(1999年)の間に単純平均で36%減らす。個別品目でも最低15%は減らす。更に、ミニマムアクセスとして国内消費量に対し初年度3%、最終年度5%を確保する。
- －価格支持や農民の所得補償といった国内支持レベルを6年間で20%削減する。
- －輸出補助金は6年間に数量ベースで24%削減する(注：この点は、EUにとって受入れが困難であった。)

③サービス貿易や知的財産権の保護強化と取締方法の明確化等の新分野をカバーする。

そして、ダンケル・テキストでは、更にこれら全体を包括的にし、ガット協定、ウルグアイ・ラウンドで採択される諸協定を実施するための多角的貿易機関（当時はWTOではなく、MTO（Multilateral Trade Organization）の名称で提案されていた。）という新たな国際機関を創設することが盛り込まれていた。その後のウルグアイ・ラウンド交渉は、このダンケル・テキストを軸にして進められた。

なお、サービス貿易の中には金融サービスも含まれているが、我が国の大蔵省国際金融局は、金融は全ての経済活動の潤滑油となる国民経済の根幹であり、米等と一緒に取り扱うべきではない、金融は金融の専門家だけで議論するのが好ましいというスタンスをとり、特に、紛争処理で、金融をクロス・リタリエーション（cross retaliation）の手段にすることは認められないという立場であった。

二 平成4年（1992年）11月のブレアハウス合意まで

ダンケル・テキストにおいて、物の関税の引下げ・撤廃等の市場アクセス（農業の保護の削減を含む）の分野については、平成4年3月1日までに国別譲許表（List of Concessions）、国別約束表（List of Commitments）を提出することとされていたが、各国間の交渉は十分には行われていなかった。

我が国は、同年3月2日に農産物以外（鉱工業品、林産物及び水産物）の国別譲許表を、3月4日には農業の国別約束表を提出している。これらの表の作成及び提出に当たっては、我が国の抱える諸問題についての理解を得つつ、多角的自由貿易体制を維持強化していくために早期の成功裏終結に向けて努力するという基本スタンスの下、大蔵省関税局は、当時行っていた研究（表2-1-4）をベースに、通商産業省、農林水産省等、各省に強く働き掛けた経緯がある。

表 2-1-4 平成3～4年（1991～92年）の大蔵省関税局の取組み

- | |
|---|
| <p>①知的財産権侵害に対する措置を、どのようなスキームであれば実際に税関がコントロールし、対応できるか等について学識者を集めて、研究を行っていた。</p> <p>②コメの部分自由化をする場合の研究や、その他のIQ（Import Quota）品目（15品目）についても無傷ではすまないであろうということで、IQを関税割当にした場合の、一次税率の範囲となる量や金額等をどのようにして決めるか等の研究を行っていた。</p> |
|---|

（出所） 吉田道弘・元大蔵省関税局長口述により作成。

なお、我が国の譲許表については、例外なしの関税化は問題であるという考え方から、米、麦、乳製品、でん粉、一部の地域特産品については、ブランクにしてリストを提出した。

その後も農業交渉における主要各国の対立等のため、ウルグアイ・ラウンドの進捗状況ははかばかしくなかったが、平成4年11月、米国とEC間の長年にわたる紛争であり、ガットのパネルでも争われた油糧種子（大豆、菜種）に関する補助金問題（表2-1-5）がようやく解決した。併せて、国内支持及び輸出補助金の取扱いに関してダンケル・テキストの内容を一部修正する形で米国・EC間に合意が成立した。この合意は最終的な交渉が行われたワシントンの迎賓館、プレアハウスの名前にちなんで「プレアハウス合意」と呼ばれている。

このようにウルグアイ・ラウンドの終結への道筋が見えるようになったことから、平成5年（1993年）1月にかけて集中的にいろいろな交渉が行われた。しかしながら、目覚ましい進展はないまま、平成5年3月に前述の米国のファーストトラック手続の期限が切れることとなった。クリントン大統領は同手続の延長を求め、同年6月30日に議会が承認したことにより、署名期限は平成6年

表 2-1-5 米・ECの油糧種子紛争

「この油糧種子紛争というのは、非常に古い歴史がある。もともとECは油糧種子については僅かな生産しかなく殆ど輸入に依存していた。

ところが、どこの国にも同じような話があるけれども、ECも穀物が過剰気味なので、転作を奨励した。その転作の種として油糧種子の栽培を奨励した。その結果、大豆、ひまわり、菜種などの油糧種子がECで大幅に生産されるようになり、89年には777万トンまで生産量が増えた。消費量も増えたが、自国生産が30倍以上になった。

しかも、これを奨励していたために補助金を付けている。この補助金がガットに違反するということで、87年に米国の大豆協会が提訴した。ガットは90年1月に、「ECの補助金制度はガット違反である」という報告書を採択した。

それでECは補助金制度を改正したけれども、まだ十分には改正されていないということで、米国はガットに再提訴した。92年3月にはそれが認められた。

これを受けて米国はECに対し油糧種子生産の大幅削減を求めたが、ECが応じないため米国が怒り、交渉がいったん決裂した。米国大統領選挙の翌々日である11月5日に制裁措置としてECからの白ワインなどに200%の関税をかけるといった措置を発表した。しかし、それを実施する前に、11月20日に米国とECとの間で一応の決着を見た。」

（出所） 米沢潤一「最近の国際情勢と関税行政」（『貿易と関税』平成5年4月号）関連部分抜粋。

(1994年)4月15日まで再延長された。これにより、大統領は署名する意図を平成5年12月15日までに議会に通告しなければならないこととなり、これを期限として意識して、各国は終結に向けて交渉を一斉に再開した。

ホ 平成5年(1993年)7月の東京サミットに向けて

ブレアハウス合意は、ラウンド交渉全体にとって協議の進展を期待させる材料であり、平成4年(1992年)12月から平成5年1月にかけて精力的な交渉が行われたが、ブレアハウス合意では必ずしも明確ではなかった農業分野の市場アクセスに関して、米国とEC間で再び対立が表面化した。

しかしながら、その後、同年4月16日の日米首脳会談で、7月の東京サミットまでに市場アクセス交渉を進めること、5月の米国・EC首脳会談においてウルグアイ・ラウンドの年内終結を確約するとともに、東京サミットにおいて市場アクセスについて具体的な進展を図ることが合意される等、実質合意に向けて大きく動き出した。

2 関税協力理事会(CCC)¹⁾

(1) 関税協力理事会の活動の概要

関税協力理事会(CCC: Customs Co-operation Council)は、各国の関税制度・税関手続の調和・簡素化の推進により国際貿易の発展に寄与することを目的として、昭和27年(1952年)11月に設立された国際機関である。設立当初はヨーロッパ16か国及びトルコから構成され、我が国は昭和39年(1964年)に37番目(当時38番目)、米国が昭和45年(1970年)に61番目(当時63番目)、カナダが昭和46年(1971年)に64番目(当時66番目)の加盟国となり、平成元年(1989年)には加盟国数は101か国と1地域(香港)となった。

その最高意思決定機関である総会は、各国の関税局長により構成され、毎年1回、6月に開催される。総会の下に、政策問題を討議し、総会に提言を行う機関として政策委員会(毎年2回、6月と12月に開催)、予算等財政問題を審議する財政委員会(毎年1回、4月ごろ開催)等が置かれている。更に、技術的な問題を話し合う、HS(関税分類)委員会、関税評価技術委員会、常設技術委員会、監視委員会等が開催される。

また、昭和61年(1986年)以降は、世界を6地域に分け、それぞれの地域で

代表国（地域代表。任期は通常2年。）を選出し、そのイニシアティブの下で各地域内の活動・協力が行われることとされた。地域別グループは、①アジア・大洋州、②アメリカ、③ヨーロッパ、④北アフリカ・中近東、⑤西・中央アフリカ、⑥東・南部アフリカである。我が国が属する①の地域には、中国、韓国、東南アジア諸国、オーストラリア、ニュージーランド、インド、パキスタン、イラン等が含まれるが、米国、カナダは含まれていない。

CCC 事務局は、現地スタッフを含めて150名弱の比較的小規模の機関であるが、事務総局長とそれを補佐する事務総局次長、更に関税制度・税関手続等技術的な側面を統括する品目表・分類局長、関税技術局長、関税評価局長の5つの幹部ポストがあり、それぞれ加盟国の選挙（各国1票）で選出される。

我が国は、昭和59年（1984年）から10年間にわたり、選挙ポストの一つであるHS担当の品目表・分類局長に朝倉弘教氏を送り、同氏の活動を支持しつつ関税理事会への活動にコミットしてきていること、米国に次ぐ2番目の抛出国として、諸案件の決定に必ず日本の関与が求められる等、他の国際機関と比べると日本の存在感は相対的に大きいものがあった。特に、朝倉氏の所管する品目分類業務は、HS委員会において中立的・技術的に決定される関税分類により、原則として各国の適用関税率が決まることから、我が国もその活動に重大な関心を有し、積極的な貢献を行ってきた。

（2）平成元年（1989年）4月から平成5年（1993年）3月における関税協力理事会の主な出来事

イ 我が国を地域代表に選出

平成元年6月に米国で開催された総会で、我が国が、オーストラリアの後を受けて平成3年（1991年）6月までの2年間の任期で、アジア・大洋州地域の地域代表に選出された。

平成3年2月26～28日には第3回アジア・大洋州地域会合が東京で開催された。湾岸戦争さなかの開催であったが、トム・ヘイズ CCC 事務総局長の出席の下、米国、カナダ等のオブザーバーも含めた17か国・1地域の関税局長等の参加を得て、伊藤博行局長が議長を務めた。また、橋本龍太郎大蔵大臣主催のレセプションも行われた。第3回地域会合の議題は、①各国の抱える問題点とCCC活動への希望・意見、②技術援助の実施状況とニーズの把握、③税関行

政と貿易コミュニティとの関わり、④地域内活動の調整と地域代表の役割、⑤次期地域代表の選定、⑥その他であった。

同年7月からは地域代表がタイに移り、平成5年7月には中国が地域代表となった。

ロ 薬物取締りに関する MOU

平成3年（1991年）6月のCCC総会で、英国税関が薬物取締りに民間を活用するスキームとして、民間との了解覚書（MOU：Memorandum of Understanding）を締結して情報提供を求めるという提案を行い、合意された。同提案は同年7月15～17日に開催されたロンドン・サミットの首脳宣言に盛り込まれ、同サミットにおいて、次回サミットまでにその取組みの成果を報告することが要請された。ロンドン・サミット首脳宣言では、「我々は、人と物の合法的な移動を妨害することなく麻薬の不法な移送を取り締まる法執行機関の能力の向上に関心を有している。我々は、関税協力理事会（CCC）に対し、この目的のために国際貿易・輸送業者の団体との協力を強化し、次回サミットまでに報告を作成するよう懇請する。」と述べられた。

これを受けて、我が国は、平成4年（1992年）6月、我が国の4団体（日本船主協会、定期航空協会、航空貨物運送協会、通関業連合会）と大蔵省関税局（及び税関）との間でMOUを締結し、同月に開催されたCCC総会でその成果について報告を行った。更に、各税関単位でも、前記4団体の下部組織等と30程度のMOUが締結された。こうして、薬物取締りに新たな取組みが導入され、間接情報や状況証拠的な端緒的なものについてはある程度収集することが可能となった。しかしながら、重要な麻薬情報を確実に得るには、この程度の情報網ではなお不十分であった。

ハ 朝倉品目表・分類局長の後任選挙

昭和59年（1984年）1月から10年、2期にわたって品目表・分類局長を務めた朝倉氏が平成5年（1993年）12月末で任期満了を迎えることから、我が国は、その後任として、HSの分野で国際的に著名な草原一陽氏（当時税関研修所副所長）を送るべく、積極的に推挙した。平成5年6月にタンザニアのアルーシャで行われた総会において選挙が行われ、草原氏は対抗馬なしで当選を果たし、平成6年（1994年）1月から5年間局長を務めることとなった。

二 CCC 設立40周年記念行事

CCC は昭和27年(1952年)11月に設立され、その第1回総会が昭和28年(1953年)1月26日に開催されたことから、1月26日は世界税関記念日とされ、CCC 及び各国で毎年記念式典が行われている。

平成5年(1993年)はCCC 創立40周年という節目に当たり、①税関の使命と目的の発展・推進に優秀な業績を挙げた各国税関職員に対する関税協力理事会優秀業績賞の贈呈、②税関の公衆イメージ改善策についての各国税関職員の論文コンテストの実施、③1月26日の国際税関記念日当日の記念式典の開催の行事が行われた。

我が国においても、税関職員の CCC 活動への積極的な参加を得るため、①関税協力理事会優秀業績賞伝達式の開催、②英文論文コンテストへの積極的応募、③ CCC の活動に対して広く一般の理解を深めるための広報活動の展開等の行事が実施された。①については、我が国からは、長年にわたって税関業務を支えてきた組織等7件と、事件の摘発等の顕著な業績13件、合計20件が CCC から表彰された。

〔注〕

1) 平成6年(1994年)から世界税関機構(WCO)というワーキングネームを使用。

3 環太平洋関税庁長官・局長会議(CCAP)

(1) 設立の動き

昭和63～平成2年(1988～90年)ごろは、西太平洋諸国の著しい経済発展を背景として、「アジア・太平洋時代」がクローズアップされるようになった時期であった。そうした背景の下、関税局内において次のような意見が高まった。

- ①米国、カナダを含む環太平洋地域内の関税を撤廃し自由貿易圏を作るという構想は、財政収入の比率が高い国も多く、現実的ではない。
- ②同地域の人・物・文化の交流を円滑にし、その発展に資するためには、見えない通関コストの低減を進めることが、地道だが現実的で有効な施策である。
- ③したがって、当該地域の関税行政担当機関の長が一堂に会して、関税行政の諸問題に関し、自由な意見交換、情報交換を行い、相互協力を強化する

場を創設することが必要ではないか。

このような意見を踏まえ、環太平洋関税庁長官・局長会議（CCAP：Conference of Customs Administrators in the Pacific Basin）設立の動きが始まることになる。

アジア・太平洋地域の関税当局の会合としては、2年に一度開催されるCCC地域会合が既に存在していたが、米国、カナダがメンバーに入っていなかったことは前述した。CCAPは、環太平洋地域における人・物・文化の流れを一層円滑にするための関税行政協力の推進を目的としており、そのためには米国、カナダを加えることが不可欠であり、そこに最大の意義があった。招請予定国は、その他、韓国、中国、香港、フィリピン、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー（島しょ国代表）とされ、全体として、日本を含めて13か国・1地域となった。なお、CCCの地域会合のメンバーであるインド、パキスタン、バングラデシュ等は対象外とされた。

（２）第1回会合

こうしたCCAP構想に対しては、既に同様の会合としてCCCの地域会合が存在しており、CCAPの招請予定国のうち米国、カナダ及びフィジーを除くと、CCC地域会合のメンバーと重なることから、当初は関係諸国において戸惑いがあったことは否定できない。我が国はいろいろな機会を通じて根回しを行い、平成元年（1989年）5月15～16日に第1回会合の開催にこぎつけた。

長富祐一郎大蔵省関税局長の司会の下で議論が行われ、村山達雄大蔵大臣主催のレセプションも開かれ、会合は成功裏に終わった。会合は2年に一度開催することとし、CCCの地域会合との重複を避けるため、第2回会合後は、CCCとCCAPを交互に開催することとなった。

第1回会合の議題は、①域内交流の拡大を一層円滑にするための関税行政（(i)人と物の交流を一層円滑にするための諸方策、(ii)貿易統計データの改善及びその利活用）、②税関の技術協力及びその向上のための協力（(i)税関業務の電算化、(ii)各国による技術協力）、③税関の税的機能の維持・強化（(i)関税評価の適正化及び低価申告の防止、(ii)消費税等の国境税調整）、④社会悪物品等の密輸取締り（(i)薬物、銃砲等の取締り、(ii)知的所有権侵害物品の取締り）、であった。

(3) 第2回会合

第2回会合は、平成2年(1990年)9月10～11日に韓国関税庁の主催により開催され、中国を除き第1回と同じメンバーの12か国・1地域が参加した。

当時は、ソ連・東欧の市場経済への移行、ECの平成4年(1992年)統合への動き、ウルグアイ・ラウンドの当初予定の最終年を迎える等、新しい経済秩序の再編の動きの中で、21世紀を展望し、関税行政の効率的な改善を図っていく必要があるという認識の下、第2回会合は開催された。会合の議題は、①物及び旅客の交流を促進するための主要改善点 ((i)物流の促進、(ii)旅客交流の促進)、②税関の電算化及び貿易統計 ((i)通関手続の電算化(EDI(Electronic Data Interchange)を含む)、(ii)貿易統計の調和及び標準化)、③麻薬、武器等の違法輸出入に対する効率的取締りを維持するための情報交換と地域協力、④地域内税関協力を強化するための諸方策 ((i)技術援助、(ii)地域内の多角的活動の調整、(iii)その他)、であった。

(4) 第3回会合

第3回会合は、平成4年(1992年)3月17～19日に、ニュージーランドのロトルアで開催された。当初のメンバーである13か国・1地域に加え、西サモア、バヌアツ、ツバル等南太平洋の島しょ国が加わり、全体で23か国・地域が参加した。参加した島しょ国は、オーストラリア及びニュージーランドの支援の下、CHARM(Customs Heads of Administration Regional Meeting)という税関当局間の協力を目的とした会合を開催している国々であった。第3回会合の議題は、①貿易促進の手段としてのテクノロジー ((i)各種コンピュータシステムの紹介、(ii)通関業者の役割)、②コマーシャル・フロード(commercial fraud: 商業貨物に係る犯則行為)、③ワシントン条約／絶滅の危機に瀕する種の貿易であった。

4 APEC

APECは、オーストラリアのホーク首相の提唱を契機に、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、米国の12か国をメンバーとして、平成元年(1989年)に発足した。アジア・太平洋地域の多角的貿易体制の維持・強

化を目的とする、開かれた地域協力のための政府間機関であるが、その実質は、一つの政府間機関というよりは、むしろ対話の場を提供する会議体に近いものであったといえることができる。

第1回閣僚会議は、平成元年11月にオーストラリアで開催され、第2回は平成2年（1990年）7月にシンガポール、第3回は平成3年（1991年）11月に韓国、第4回は平成4年（1992年）9月にタイにおいて、それぞれ開催された。平成5年（1993年）11月に米国が開催したシアトル会議では、第5回の閣僚会議に加えて、クリントン大統領による非公式の首脳会議も開催された。

シアトル会議はウルグアイ・ラウンドの最終段階における後押しとなり、これが一つの契機となってウルグアイ・ラウンドがまとまっていったという経緯がある。

第5節 関税・税関当局間の国際協力

1 JICA を通じた技術協力

関税局・税関は、国際協力事業団（JICA）の依頼を受け、JICA 主催による開発途上国からの技術研修員受入れ事業のうち、集団研修コースの一つとして「税関行政セミナー」を昭和45年（1970年）から実施してきた。初年度は12名の研修生、その後は、毎年約20名の開発途上国の税関職員を受け入れ、研修が行われた。

その内容は、関税局・税関が約2か月の全研修課程を実施するというもので、関税政策、監視取締り、通関制度、貿易統計、人事管理、研修制度など関税・税関行政全般を対象にした講義に加え、約2週間をかけて行われる各地の税関へのフィールド・トリップも含まれている。

平成4年度（1992年度）までの22年間で、延べ59か国から342名を受け入れたことになる。そして、参加者の多くは、帰国後に幹部職員あるいは中堅職員として税関において重責を担う者であった。

2 CCC への拠出による技術協力

アジア・太平洋地域の通関業務の円滑化を図り、税関業務の向上に資するため、昭和63年度（1988年度）に、我が国はCCCに設置されている関税協力基金（CCF：Customs Co-operation Fund）に資金を拠出し、CCCと協力して実施するCCC/日本関税技術協力プログラムを行うことが決定された。

当該プログラムは、税関現場での研修を含めた特定の分野について、より専門的で高度な内容の関税技術を習得させることを目的とし、対象は、アジア・太平洋地域諸国を優先させるという方針で、CCCとも合意がなされた。

第1回は、平成元年度（1989年度）に4700万円を拠出して、最初の事業が同年10月から開始された。CCCのヘイズ事務総局長を招聘し、記念講演が行われた。同年度は、①麻薬・不正商品等の監視取締りの技法や取締機器・探知犬

の取扱いに習熟する監視技法コース、②関税についての HS による分類技術を学習する分類技術コース、③様々な機器を使って輸入品がどの分類に合致するか、成分を分析する分析技術コース、④通関業務のコンピュータによる処理を学び、電算化を促進する税関行政の電算化コースの4コースでスタートした。以後、平成2年度（1990年度）の抛出額は7200万円に増額され、3年度（1991年度）には1億2700万円、4年度（1992年度）には1億5700万円というように事業は拡大した。

こうした動きに合わせて、研修の位置付けや手法等についても検討を行い、①監視取締り、分類、分析、電算化等の税関業務の各分野について研修を行う税関職員受入れ研修に加えて、②税関の専門家を開発途上国税関に派遣して個別専門分野において開発途上国税関職員の教育・指導に当たる専門家派遣、その後、③アジア・太平洋地域の開発途上国に共通する、特化した問題について研究する地域セミナーの開催、④開発途上国の税関職員に対して CCC 事務局において専門分野を研修する機会を与えるフェローシップ・プログラムへの協力、⑤ CCC 事務局において開発途上国の税関の能力向上に資するために働くテクニカル・アタッシュエへの我が国職員の派遣も開始された。

3 地域研修コーディネーター

CCC では、グローバル・ベースで研修を行うよりも、共通の問題を有する地域をベースとして研修を行う方が効果的であり、経費面でも効率化を図ることができること、近隣諸国の状況を把握しやすい国が技術協力を行う方が適切に対応できる等の観点から、平成5年（1993年）の総会において、研修の地域化の構想が承認された。これを受けて CCC は、地域ごとに地域コーディネーターのポストを設置し、域内各国に同コーディネーターのカウンター・パートとして研修に関するリエゾン・オフィサーを設け、研修に関する情報ネットワークを確立することを提案した。

アジア・太平洋地域では、平成5年2月にタイのバンコクで開催された CCC アジア・太平洋地域関税局長会合において、当該地域での研修活動の促進を図るため、地域研修コーディネーターを設置することが決定され、我が国がその役割を引き受けることになった。これまでの研修分野での貢献に対する各国の

高い評価等も背景に、以後、我が国がアジア・太平洋地域において名実ともに研修の中核的な立場を確立することになった。そして、コーディネーターには、関税局国際調査課の国際協力専門官が当たることとなった。

第2章 平成5年度から平成8年度の関税行政

第1節 概説

1 内外の経済動向

国際経済情勢を見ると、この間の世界経済は、地域によってばらつきは見られるものの、全体として拡大基調を強めていたといえることができる。先進諸国では一時減速の動きがあったが、旧計画経済諸国では回復の兆しがあり、また、開発途上国ではアジアを中心に景気拡大が続いていた。このような情勢の中、7年半にわたるウルグアイ・ラウンド交渉が終結し、平成7年（1995年）1月1日、世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）が発足したことは特筆すべき事柄である。WTO協定を着実に実施することは、様々な分野における貿易の拡大を通じて経済の成長と雇用の促進をもたらし、また、競争の活発化による消費者の選択肢の多様化、ひいては社会の活性化に繋がるものと期待された。

この間、日本経済は緩やかながら回復の基調をたどり、需要動向については、個人消費には引き続きやや弱い動きが見られたものの、総じて穏やかな回復傾向にあったといえることができる。住宅建設は高い水準で推移し、設備投資では低迷する業種もあったが、全体としては下げ止まりの傾向を示していた。鉱工業生産についても基調としては穏やかな増加傾向にあり、企業収益も総じて改善の動きが見られたところである。もっとも、雇用情勢は、完全失業率が高い水準で推移し、引き続き製造業を中心に厳しさが見られた。また、物価については、卸売物価はやや弱含みで推移していたが、消費者物価は安定していた。

2 国内の状況

この時期における我が国の国際貿易に関連する大きな出来事としては、平成6年（1994年）9月4日に新関西国際空港が開港の運びとなったことが挙げられる。従来、関西地区の税関空港として大阪国際空港（伊丹空港）が稼働していたが、同空港は以前から狭隘化（きょうあい化）の問題を抱え、また、周辺の騒音対策のために利用時間も制限されており、かつ、国内便との競合もあって、国際空港としての機能は十分とはいえない状況にあった。このため、大阪府の泉州沖合に新国際空港として新関西国際空港が新たに開設されることとなったものである。大阪国際空港の取扱貨物量は年間20万トン程度であったが、新関西国際空港では同54万トンの貨物処理が可能であり、関西経済圏における貿易活性化への期待が高まった。

平成7年（1995年）1月17日、淡路島を震源地とする兵庫県南部地震が発生し、阪神・淡路地区を中心に6400人を超える死者、20万棟以上の家屋の全半壊、ライフラインの停止等の甚大な被害が発生する事態となった。この災害は、後に「阪神・淡路大震災」と名付けられた。神戸港は、コンテナ取扱量が全国の約3割を占める我が国の主要港湾であったが、地震の直撃を受け、ポートアイランド地区、六甲アイランド地区を中心に深刻な被害が生じた。昭和初期に建設された神戸税関本関は倒壊等の大きな被害を辛うじて免れたが、税関官署は神戸港地区を中心に大きな被害を受けることになった。

3 ガット /WTO の動向

ウルグアイ・ラウンド交渉は、関税の大幅引下げ、農業補助金の削減、金融等のサービスについての自由化のルール策定、知的財産権の保護強化、アンチダンピング等の特殊関税に関する規律の強化及び紛争解決手続の整備等、多方面にわたる成果を挙げて成功裏に終結し、新たに WTO が発足した。

WTO の最高意思決定機関である閣僚会議の第1回会議は、平成8年（1996年）12月にシンガポールで開催され、ウルグアイ・ラウンドの実施状況や今後の課題等について議論が行われた。同会議において、貿易と投資、税関手続の

簡易化等、4つの新たな作業部会が設置されることとなった。また、情報技術製品の関税撤廃を内容とする閣僚宣言（ITA：Information Technology Agreement）が採択された。強化された紛争処理手続も、平成7年（1995年）だけで25の通報案件がある等、加盟国により積極的に利用され、全体として順調なスタートを切った。

第2節 関税率等関税制度の変遷

1 ウルグアイ・ラウンドに係る関税率等関税制度の改正

(1) 背景及び概要

昭和61年(1986年)9月にプンタ・デル・エステ宣言をもって開始されたウルグアイ・ラウンド交渉は、7年余りにわたる交渉の末、平成5年(1993年)12月、ついに実質合意に至った。更に、平成6年(1994年)4月、モロッコのマラケシュにおいて最終文書が採択、署名され、ここにおいてウルグアイ・ラウンド交渉は正式に終結した。同年12月8日、我が国においても、ウルグアイ・ラウンドの合意を盛り込んだWTO協定が国会で承認され、「関税率法等の一部を改正する法律」(平成6年法律第118号)を含む関連7法律が成立した。平成7年(1995年)1月1日に同協定が発効し、関連法も施行された。

ウルグアイ・ラウンド交渉はかつてない包括的な交渉であり、交渉の成果は、関税の大幅引下げ、農業補助金の削減、金融等のサービスについての自由化のルール策定、知的財産権の保護強化、アンチダンピング等の特殊関税に関する規律の強化及び紛争解決手続の整備など、極めて多方面にわたっていた。

ウルグアイ・ラウンド交渉による関税率の引下げは、我が国の譲許表に基づく協定税率として実施されるものが大半であったが、一部品目については国内の関税関係法令上の手当てが必要なものがあり、また、知的財産権の保護強化や特殊関税に関する規定の見直し等も必要であった。ウルグアイ・ラウンド関連の関税改正は、平成6年の関税率法等の改正により行われたが、その主要な項目は以下のとおりである。

- イ 農産物の輸入制限品目等の関税化に伴う措置
- ロ 個別品目の関税率等の改正
- ハ 関税率体系の見直し
- ニ 特殊関税制度の整備
- ホ 知的財産権侵害物品の水際取締制度の充実

(2) 農産物の輸入制限品目等の関税化に伴う措置

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、農産物のうちそれまで輸入数量制限(IQ: Import Quota)等を行っていた品目は、米のように特例措置が認められたものを除き、関税化されることとなった。関税化とは、輸入数量制限や最低輸入価格の設定等の通常関税以外の全ての「国境措置」を撤廃し、内外価格差に相当する率(関税相当量)の関税(あるいは関税類似の調整金等)に置き換えることをいい、ウルグアイ・ラウンドの実施期間(6年間)の間に最低15%引き下げることとされた。なお、関税化に際しては、少なくとも関税化前と同等の市場アクセス機会をその過程において維持することが求められた。また、関税化した品目の輸入急増等があった場合、一定の関税率の引上げを行う特別緊急関税制度(特別セーフガード、SSGs: Special Agricultural Safeguards)を導入することが認められた(関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3及び4)。

我が国の場合、小麦、大麦、乳製品、でん粉、雑豆、落花生、こんにゃく芋、蒟蒻・生糸及び豚肉が関税化の対象となった。

イ 関税率の改正

関税化によって通常関税以外の国境措置が関税等に置き換えられることとなったが、その関税等の水準は、基準期間(1986～88年)における内外価格差に相当することとされたため、豚肉等を除く関税化品目の関税率については、これを内外価格差に相当する水準にまで引き上げることとし、当該関税率を関税定率法に定める基本税率とすることとした。6年の実施期間における15%の引下げは、譲許表に基づく協定税の引下げによって行われることとなった。

ただし、いわゆる国家貿易品目(食糧庁等の国家貿易企業による一元輸入が行われていた、麦類、一部の乳製品及び生糸)については、関税化後の内外価格差に相当する率は、関税と調整金等の合計として譲許されるため、基本税率は内外価格差に相当する率とされたが、引下げ過程における関税と調整金等の内訳を確定する必要がある、実際に適用される関税率は関税暫定措置法に暫定税率として定め、これを段階的に引き下げることとされた。

ロ 関税割当制度の拡大等

関税化は、前述したとおり、輸入数量制限等の通常関税以外の全ての国境措置を内外価格差に相当する関税等に置き換えることであるが、この措置により設定される関税等は従前に比して高くなるのが通常であるため、単純に国境措

置を関税等に置き換えるだけでは、関税化により市場アクセスが悪化するおそれがある。そこで、関税化に際しては、いわゆる現行アクセス機会を確保すること、すなわち、関税化前においてアクセスできた数量については、関税化前と同じ条件で輸入ができるようにすることが求められた。

関税化品目のうち国家貿易品目以外のものについては、関税割当制度を導入することによって現行アクセス機会の確保を図ることとし、原則として従前の関税率水準を一次税率とすることとされた。関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り、無税又は低税率（第一次税率）を適用し、需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方で、一定の輸入数量の枠を超える輸入分に対しては高税率（第二次税率）を適用することによって、国内生産者の保護を図る仕組みである。関税割当制度は昭和36年（1961年）に導入されたものであるが、ウルグアイ・ラウンドにおいて関税化することとされた品目のうち、国際的に約束したアクセス機会（基準年1986～88年）の確保のため、11品目15枠がその対象に追加された（関税定率法（明治43年法律第54号）第9条の2）。

もっとも、関税化品目のうち国家貿易品目に関して、現行アクセス機会に係る輸入については引き続き国家貿易を維持することとし、麦類については政府、一部の乳製品については畜産安定事業団、生糸については蚕糸砂糖類価格安定事業団により輸入されるものに対する関税率は、従前と同じ水準とされた。それ以外のルートで輸入されるものについては、内外価格差に相当する関税及び調整金等を支払えば何人でも輸入ができる制度とし、調整金等を除いた率を関税率として設定した上で、6年間で引き下げるものとされた。なお、生糸については、蚕糸砂糖類価格安定事業団以外の者が輸入するもののうち、実需者（絹業者）が輸入するものについては、蚕糸業の経営の安定に配慮しつつ、絹業（繊維物業）の原料となる生糸の安定供給を図る上で農林水産大臣が必要と認めたものについて、関税率を従前の水準まで引き下げるものとされた。

ハ 特別緊急関税制度の導入

ウルグアイ・ラウンド合意により、農産物のうち輸入数量制限等を行っていた品目は関税化されることになったが、関税化品目については、関税化の実施期間（6年間）において、輸入数量が一定の発動基準を超えた場合あるいは課税価格が一定の水準を下回った場合、現行アクセス機会に係る輸入を除き、一定の関税率の引上げを行う特別緊急関税制度（SSGs）を導入することが、ウル

グアイ・ラウンド合意に基づく農業協定で認められた。ただし、二つの特別緊急関税（輸入数量を基準とする特別緊急関税及び課税価格を基準とする特別緊急関税）を同時に賦課すること、特別緊急関税と一般セーフガード措置を同時に発動することはできないとされた。

輸入数量を基準とする特別緊急関税として、年度当初からの輸入数量が、当該年度の前年までの過去3年間における輸入数量等を基準として算出される輸入基準数量を超えた場合、超えることとなった月の翌々月の初日（発動日）から当該年度の末日までの期間において、該当する品目の関税率を引き上げるものとされた。関税率の引上げ幅については、農業協定に限度として定められた通常関税の3分の1を課する（調整金等の対象品目については、関税と調整金等との合計の3分の1を課する）こととなった（関税暫定措置法第7条の3）。もっとも、この特別緊急関税は、関税割当一次税率が適用される輸入に係るもの、国家貿易企業等の輸入に係るもの、一般セーフガード措置が採られているもの及び発動日前において本邦に向けて送りだされたものには賦課されないこととされた。

表 2-2-1 輸入数量を基準とする特別緊急関税の輸入基準数量

- | |
|--|
| <p>①当該年度の前年までの過去3年間の平均輸入数量（以下、「平均輸入数量」という）が同じ期間の平均国内消費量の10%以下の場合
 平均輸入数量の125%に、前年と前々年の国内消費量の差を加えた数量</p> <p>②平均輸入数量が、同じ期間の平均国内消費量の10%を超え30%以下の場合
 平均輸入数量の110%に、前年と前々年の国内消費量の差を加えた数量</p> |
|--|

（出所）「関税暫定措置法」（昭和35年法律第36号）第7条の3による。

課税価格を基準とする特別緊急関税は、それぞれの品目の個々の輸入について、課税価格が昭和61～63年（1986～88年）の平均輸入価格等から品目ごとに定められた発動基準価格を下回る場合に発動される（関税暫定措置法第7条の4）。具体的には、課税価格と発動基準価格の差に応じ、あらかじめ定められた方法により算出される税額が、通常関税に追加される。もっとも、課税価格を基準とする特別緊急関税は、関税割当一次税率が適用される輸入に係るもの、国家貿易企業等の輸入に係るもの、一般セーフガード措置が採られている

もの及び輸入数量を基準とする特別緊急関税が課されているものには賦課されないものとされた。

表 2-2-2 課税価格を基準とする特別緊急関税の追加税額

- | |
|---|
| ①発動基準価格と課税価格との差が発動基準価格の10%を超え40%以下の場合 |
| 加算される税額＝(発動基準価格×0.9－課税価格)×0.3 |
| ②発動基準価格と課税価格との差が発動基準価格の40%を超え60%以下の場合 |
| 加算される税額＝(発動基準価格×0.6－課税価格)×0.5＋発動基準価格×0.09 |
| ③発動基準価格と課税価格との差が発動基準価格の60%を超え75%以下の場合 |
| 加算される税額＝(発動基準価格×0.4－課税価格)×0.7＋発動基準価格×0.19 |
| ④発動基準価格と課税価格との差が発動基準価格の75%を超える場合 |
| 加算される税額＝(発動基準価格×0.25－課税価格)×0.9＋発動基準価格×0.295 |

(出所)「関税暫定措置法」(昭和35年法律第36号)第7条の4による。

(3) 個別品目の関税率等の改正

イ 牛肉

牛肉等の関税率については、昭和63年(1988年)の日米・日豪合意に基づき牛肉の自由化が実施された平成3年度(1991年度)に70%に引き上げられ、以降、4年度(1992年度)に60%、5年度(1993年度)からは50%と段階的に引き下げられてきた。ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、譲許表(協定税率)では平成5年度からの実行税率である50%が維持されることになったが、交渉の過程における関係国との協議に基づき、国定税率を6年間で50%から38.5%まで引き下げるることとなった。

ウルグアイ・ラウンド合意の実施に伴い、牛肉の関税率が譲許水準を下回って自主的に引き下げられることから、輸入が急増した場合に機動的に対処する必要があり、関税率の引下げに合わせて緊急措置を導入することがウルグアイ・ラウンド交渉の過程において関係国との間で了解された。

緊急措置の内容は、平成7～12年度(1995～2000年度)の各年度において、生鮮等牛肉(生鮮・冷蔵)及び冷凍牛肉のそれぞれについて下記の措置を執るというものである(関税暫定措置法第7条の5)。

- (i) 年度当初から第1四半期から第3四半期までの各四半期の末日までの輸入数量が、当該年度の前年度同期間における輸入数量の117%を超えた場

合、当該年度の末日まで関税率を50%に引き上げる。

- (ii) 年度当初からの輸入数量が、当該年度の前年度輸入数量の117%を超えた場合、当該年度の翌年度の第1四半期において関税率を50%まで引き上げる。

ロ 豚肉

生きている豚（純粹種の繁殖用のもの以外で1頭の重量が50キログラム以上のもの）並びに豚肉及び豚のくず肉（臓器を除く。生鮮、冷蔵、冷凍）については昭和46年（1971年）9月に、ハム、ベーコン等の豚肉加工品については昭和47年（1972年）4月に、それぞれ輸入の自由化がなされていた。豚肉は内外とも価格の変動が激しいため、「畜産物の価格安定に関する法律」（昭和36年法律第183号）に基づき、安定基準価格と安定上位価格から成る価格安定帯を設置する価格安定制度の対象となっており、輸入自由化後は、価格安定制度の円滑な運営に資するため差額関税制度（原則として、課税価格が一定以下までは基準輸入価格と課税価格との差額を関税とする差額関税、一定額を超えると従価税が課される）が採用されてきた。

ウルグアイ・ラウンド交渉において、生きている豚及び豚肉等の差額関税制度は最低輸入価格制度にあたるとして関税化の対象となった。このため、ウルグアイ・ラウンド合意においては、差額関税部分を従量税化し、従価税部分と同様、実施期間において15%の引下げを行うとともに、差額関税部分と従価税部分との境になる分岐点価格についても、基準期間の水準から一定の引下げを譲許した。また、ウルグアイ・ラウンド交渉の過程における関係国との協議の結果に基づき、譲許の範囲内で従前の差額関税の機能を維持し、基準輸入価格を設定するとともに、平成12年度（2000年度）まで分岐点価格を譲許した水準を超えて漸次引き下げることとした。

豚肉輸入の太宗を占める豚部分肉の関税率は下表のとおりである。

生きている豚及び豚肉等については、従前の差額関税制度が関税化されることから、関税化品目に係る特別緊急関税制度が導入されることになった。ただし、課税価格を基準とする特別緊急関税については導入されず、輸入数量を基準とする特別緊急関税だけが導入された（関税暫定措置法第7条の3）。

また、ウルグアイ・ラウンド交渉の過程における関係国との協議の結果、豚肉等の分岐点価格が譲許水準を下回って自主的に引き下げられることから、輸

表 2-2-3 豚肉輸入の太宗を占める豚部分肉の関税率

年度	平成7年度 (1995年度)	平成8年度 (1996年度)	平成9年度 (1997年度)	平成10年度 (1998年度)	平成11年度 (1999年度)	平成12年度 (2000年度)
基準輸入価格(円/kg)	613.34	600.03	586.76	572.95	559.73	546.53
従量税率(円/kg)	552.83	538.67	524.50	510.33	496.17	482
従価税率	4.9%	4.8%	4.7%	4.5%	4.4%	4.3%
従量税適用限度価格(円/kg)	60.51	61.36	62.26	62.62	63.56	64.53
分岐点価格(円/kg)	584.69	572.55	560.42	548.28	536.14	524.00

(注) 「関税定率法」(明治43年法律第54号)第3条(課税標準及び税率)の「関税は、輸入貨物の価格又は数量を課税標準として課する」との規定に基づき、課税標準が価格となる場合の税率を「従価税率」、数量となる場合のものを「従量税率」とした。

豚部分肉の関税(差額関税)は、輸入貨物(豚部分肉)の価格が、表の「分岐点価格」を上回る貨物には従価税率が、表の「従量税適用限度価格」を下回る貨物には従量税率が適用され、輸入価格が「分岐点価格」を下回り「従量税適用限度価格」を上回る貨物については、基準輸入価格と輸入価格との差額が関税として課される。

(出所) 「関税暫定措置法」(昭和35年法律第36号)第7条の6、同法別表第1の3第0203・12及び別表第1の3の2より作成。

入急増に備え、輸入数量が一定水準を超えた場合に分岐点価格を譲許水準まで引き上げる緊急措置が導入された(関税暫定措置法第7条の6)。

ハ 一部の水産物の関税引下げ

水産物は、もともとウルグアイ・ラウンド農業交渉の対象ではなく、「例外なき関税化」の議論の対象になっていなかったという経緯があり、水産物のうち輸入割当を行っている品目については、ウルグアイ・ラウンド交渉において、我が国は引下げオファーを行わなかった。もっとも、冷凍さば、冷凍たらの卵、冷凍たらのすり身及び冷凍いか(もんごういかを除く。)の4品目については、ウルグアイ・ラウンド交渉の過程における関係国との協議の結果、国定税率を5年間で段階的に引き下げることとなった。

具体的には、平成7～11年度(1995～99年度)までの5年間で、冷凍さばについては10%を7%に、冷凍たらの卵及び冷凍たらのすり身については6%を4.2%に、冷凍いか(もんごういかを除く。)については5%を3.5%に漸次引き下げることとした。

二 特惠税率の改正

特惠税率はウルグアイ・ラウンド交渉の対象になっていなかったが、交渉の過程で関係国からの要望を受け、我が国は要望に応ずる意図がある旨を表明し、これに基づいてマンゴー等の熱帯産品12品目について、特惠税率を引下げ又は

新設することとした（関税暫定措置法第8条の2）。

また、ウルグアイ・ラウンド合意の実施に伴って協定税率が段階的に引き下げられる結果、一部の農水産物については、従前の特惠税率を据え置いた場合、協定税率が特惠税率を下回ることとなり、特惠税率の見直しが必要となった。このため、協定税率が特惠税率を下回ることとなる農水産物の特惠税率を、ウルグアイ・ラウンド合意の実施初年度である平成7年度に一括してウルグアイ・ラウンド合意による譲許水準まで引き下げることとした。

なお、関税化されることとなった繭については、関税化の趣旨に鑑み、新たに導入される関税割当制度の二次税率が適用される輸入については特惠関税の適用対象外とされた。これにより、特惠関税の対象となる繭は、関税割当てを受けて輸入されるものに限られることになった。

（４） 関税率体系の見直し

関税定率法に定められている税率（基本税率）は、昭和36年（1961年）の関税率表の大改正の際、当時為替・貿易の両面において自由化を迎えようとしていた我が国が、長期的観点から自由化後の国内産業事情を考慮した水準として設定したものであったが、ウルグアイ・ラウンド関係関税改正前の基本税率はおおむね当時の水準がそのまま維持されていた。一方、関税暫定措置法に定められている税率（暫定税率）については、我が国の経済発展に伴い貿易黒字が拡大するにつれて実施された各種の自主的関税引下げが、多くの場合、暫定税率の引下げによって行われたため、累次にわたり引き下げられ、その後、そのほとんどについて毎年度単純延長が繰り返されてきた。このため、本来短期的観点から設けられた暫定税率が長期にわたり実行税率化し、我が国の関税率水準として定着するなど、基本税率と暫定税率の区分が不明確になりつつあった。この点は、それまでも見直しの必要性が指摘されてきたところであったが、ウルグアイ・ラウンド交渉中は、同交渉への影響が懸念されて、その見直しは見合わせられていた。

また、ウルグアイ・ラウンド合意に沿って協定税率の引下げ（新規譲許を含む）が実施されることとなり、数年後には過半数の品目について協定税率が国定税率を下回る状況となった。このため、協定税率より高い水準となる暫定税率が相対的に多くなるが、協定税率適用国からの輸入に対して適用されなくな

るこれらの暫定税率について、従前どおり毎年度改正を要するのかという問題も生じた。

これらの問題を踏まえ、ウルグアイ・ラウンド交渉が決着し、見直しの環境が整ったことから、関税率体系の整理・合理化が行われることになった。

まず、基本税率については、原則として平成6年（1994年）改正前の実行税率の水準を基本税率とすることとされた。例えば、改正前において暫定税率が実行税率であった場合は、毎年度の見直しの結果、当該暫定税率が我が国の関税率水準として定着していることに鑑み、当該暫定税率の水準を基本税率とすることを原則として見直しが行われた。

こうした見直しの結果、暫定税率は大幅に簡素化され、改正後の暫定税率は、国定税率を段階的に引き下げる（ステージング）牛肉、豚肉及び一部の水産物をはじめ、関税割当品目や農産物の関税化対象品目など特例的な場合に限定して設定されることとなった。基本税率の設定数は、改正前には5548品目であったが、改正後は6767品目に増加し、暫定税率の設定数は、改正前には5786品目であったが、改正後は369品目へと大幅に縮小された。

（5） 特殊関税制度の整備

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、ガットの一般協定に定められていた特殊関税制度等（不当廉売関税、相殺関税、セーフガード）に係る貿易ルールについては、基本的枠組みは現行どおり維持したうえで、各制度の濫用を防ぎ、公正な運営を確保する観点から、ダンピング防止協定及び補助金・相殺措置協定を改正するとともに、セーフガード協定を新設し、各措置の運用基準の明確化、発動期間の上限の設定、調査手段等、関連規定の整備が図られた。

また、ガットの一般協定上の紛争処理に関する基本的枠組みは現行どおり維持しつつ、新たに統一紛争解決手続が策定され、WTO 協定の下での貿易紛争については当該手続に沿って処理されることとなった。

我が国としては、引き続き自由貿易の推進を通じて世界経済の発展・活性化を図っていくという見地から、不公正貿易を防止する手段としての特殊関税制度の円滑な運用を行うとともに、これらの制度の濫用や恣意的運用を避けることが必要であり、そのため、規律の強化や国際的ルールに沿った厳格な運用を行うことが重要であるという考え方の下、我が国の特殊関税制度について関税

定率法の改正が行われた。なお、その際、複関税は、我が国に最恵国待遇の便益を与えない国の貨物に対して従価100%の範囲内で課する割増関税であるが、当時の状況から必要性に乏しいとして廃止された。

法改正の具体的な内容は下記のとおりである。

イ 相殺関税

相殺関税とは、補助金の交付を受けた貨物の輸入によって、我が国の産業が損害を被ることを防止するため、補助金額の範囲内で課される関税である。

補助金・相殺措置協定の改正に沿って、相殺関税制度の適用対象となる補助金の範囲の明確化を行ったほか、課税・調査手続の規律が強化され、課税期間の上限設定、調査期間の上限設定、暫定措置発動までの期間制限の設定並びに課税の見直しに関する規定の整備が行われた（関税定率法第7条改正）。

ロ 不当廉売関税

不当廉売関税とは、正常価格（輸出国等の国内販売価格等）より低い不当廉売価格による貨物の輸入によって、我が国の産業が損害を被ることを防止するため、正常価格と不当廉売価格の差額（ダンピング・マージン）の範囲内で課される関税である。

ダンピング防止協定の改正に沿って、課税・調査手続の規律が強化され、課税期間の上限の設定、調査期間の上限の設定、暫定措置発動までの期間制限の設定、新規輸出者に対する課税に関する規定の新設、還付手続の規定の整備並びに課税の見直しに関する規定の整備が行われた（関税定率法第8条改正）。

ハ 緊急関税

緊急関税とは、輸入が急増した貨物が国内産業に重大な損害を与える場合に、内外価格差の範囲内で課し、若しくは関税の譲許を撤回又は修正の上課する割増関税である。

セーフガード協定の新設に沿って、緊急関税の発動手続について、発動期間の上限の設定、発動措置の漸進的緩和、対抗措置の停止及び暫定措置の適用に関する規定等が設けられた（関税定率法第9条改正）。

二 報復関税

報復関税とは、我が国の貨物等が差別的扱いを受けている場合に、従価100%の範囲内で課する割増関税である。

WTOの紛争解決制度を踏まえ、WTO協定に照らして我が国の利益が侵害さ

れている場合等に、WTO 紛争解決機関による承認の範囲内で、従価100%以下の割増関税を課することができる旨の規定が新設された（関税定率法第6条）。なお、WTO 非加盟国に対して措置を発動する場合等のように、WTO 紛争解決手続の対象とならない場合に備えて、改正前の規定もそのまま維持されることとなった。

（6） 知的財産権侵害物品の水際取締制度

ウルグアイ・ラウンドにおいて合意された「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPs 協定：Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）においては、知的財産権の保護の強化とともに、知的財産権侵害物品の水際取締手続が規定されている。具体的には、輸入者及び権利者に対する輸入差止め、侵害物品該当性の有無等の通知を行う等の知的財産権侵害の認定手続の整備、商標権者又は著作権者が自己の権利を侵害するおそれがある貨物の輸入差止めにつき、権限ある当局（我が国の場合は税関がこれに該当する）に対して申立てを可能とする手続の採用、権限ある当局に輸入者保護等のために申立人に担保の提供を命ずる権限を付与する等の規定がある。

これらの規定を我が国において実施するため、関税定率法第21条の改正が行われた。

イ 侵害認定手続

税関では、従来から知的財産権に係る侵害の認定に際しては、実務運用上、権利者及び輸入者の両当事者から意見を聴取する等、透明性に配慮した手続が行われてきた。平成6年（1994年）の関税定率法改正により知的財産権を侵害する貨物に該当するか否かを認定するための手続（侵害認定手続）が法定化され（第21条第1項第5号、第4項以下、第21条の2）、一層の透明化が図られることとなった。

具体的な手続は以下のとおりである。

（イ） 認定手続開始の権利者及び輸入者への通知

税関長は、輸入されようとする貨物のうちに知的財産権を侵害する貨物があると思料するときは認定手続を開始し、その旨を権利者及び輸入者に通知する（第21条第4項）。この際、「侵害と認定された場合には没収して廃棄することがある」旨があわせて通知されるが、輸入禁制品である知的

財産権侵害物品の没収に係るデュー・プロセスを確保する趣旨から、認定手続を経た後でなければ当該物品を没収・廃棄することができない旨の規定も整備された（同条第5項）。

- (ロ) 認定手続における権利者・輸入者に対する証拠の提出・意見を述べる機会の付与

これは、TRIPs 協定における「本案についての決定は、当事者が意見を述べる機会を与えられた証拠にのみ基づく」等の規定を踏まえて新設された規定である。申立てにより認定手続がとられる場合（第21条の2第1項）のみならず、税関長の職権により認定手続がとられた場合にも同様の取扱いが認められている（第21条第4項、関税定率法施行令第61条の3第1項及び第2項）。

- (ハ) 申立てにより認定手続がとられた場合の貨物に係る点検の機会の付与（第21条の2第4項）

- (ニ) 認定結果の権利者及び輸入者への通知（第21条第6項）

- (ホ) 認定手続中に輸入者が貨物を自発的に処理した場合の特例

認定手続中に、輸入者が当該貨物を廃棄、滅却又は積戻しをする等により自発的に処理し、当該貨物が輸入されないこととなった場合には、その旨を権利者に通知し、認定手続を取りやめる旨の特例規定が設けられた（第21条第7項）。

- (ヘ) 侵害と認定された貨物の没収と廃棄（第21条第2項）

□ 輸入禁制品に係る認定手続の申立て制度（輸入差止申立て制度）

TRIPs 協定において、商標権及び著作権（著作隣接権を含む）について権利者から権限ある当局に対する輸入差止申立てを可能とする制度を導入することが義務付けられた。これを受け、商標権、著作権及び著作隣接権について、税関が職権で行う従来からの取締りに加え、権利者から税関長に対し、自己の権利を侵害すると認める貨物について輸入禁制品に係る認定手続の申立てができる制度が導入された（第21条の2）。認定手続中は当該貨物の輸入が許可されない上、申立ての結果侵害物品と認定されれば、当該貨物は輸入禁制品として没収・廃棄されて国内に流通することはなく、これを実務上「輸入差止申立て」と呼んでいる。

これにより、商標権、著作権及び著作隣接権については、新たに導入された

輸入差止申立てに基づく取締りと、従来からの税関の職権による取締りが併存することになった。知的財産権の権利者は、一般に最も多くの情報を有していることに鑑み、権利者による申立て制度を導入することで、知的財産権侵害物品を一層効果的、効率的に取り締まることが可能になるが、他方で、知的財産権侵害物品の水際取締りは、権利者保護の観点のみならず経済秩序の維持等の公益保護の観点からも行われるものであり、その実効性を確保するためには税関の職権による取締りもあわせて存続させる必要があった。なぜなら、権利者の意向に係る申立ては全ての侵害物品について行われるとは限らないため、取締対象を輸入差止申立てがなされたものに限定してしまうと、税関職員の知識・経験から明らかに侵害物品であるものが発見された場合に対応することができなくなり、それでは公益保護という目的を達成できないばかりか、TRIPs協定の精神である水際取締りの強化を図るという趣旨にそぐわないからである。

ハ 申立て担保制度

TRIPs 協定においては、権限ある当局は、輸入差止申立人に対し、輸入者及び権限ある当局の保護並びに申立ての濫用を防止するために十分な担保又は同等の保証を提供させる権限を有していなければならないとされている。

これを受けて、権利者の申立てに基づいて認定手続が開始された場合、税関長は、認定手続が終了するまでの間、貨物が輸入されないことにより輸入者が被るおそれのある損害を担保するため必要があると認めるときは、申立人（権利者）に対して相当と認める額の金銭の供託を命ずることができることとされた（第21条の3第1項）。また、権利者は金融機関等と支払委託保証契約を締結することで、金銭の供託に代えることができるとされた（同条第5項）。申立人が供託すべき旨の命令に従わなかった場合、税関長は認定手続を取りやめることができ、取りやめた場合にはその旨を権利者及び輸入者に通知するものとされた（同条第10項、11項）。

二 回路配置利用権を侵害する物品の輸入禁制品への追加

回路配置利用権とは、「半導体集積回路の回路配置に関する法律」（昭和60年法律第43号）に基づいて、半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する同線の配置（回路配置）を利用する権利をいう。回路配置利用権者は回路配置の設定を登録することにより、登録回路配置を利用する権利を専有できるとされている。

関税定率法の改正により、回路配置利用権を侵害する物品が輸入禁制品に追加されたが（第21条第1項第5号）、その理由は、(i)我が国の経済にとって重要度の高い半導体集積回路の開発には莫大なコストが必要であり、当該回路配置を開発した者の権利を保護するため「半導体集積回路の回路配置に関する法律」が制定されていること、(ii)同法制定以来10年を経て、海外において我が国メーカーの回路配置利用権を侵害する事例が発生し、我が国の産業界において、今後増大するおそれが高い模造品の輸入につき強く懸念する声があること、(iii)大蔵省においても、回路配置利用権を侵害する物品を輸入禁制品に追加することにより当該物品の効果的な水際取締りが可能となり、その輸入に対する牽制効果、抑止効果が期待できると判断されたこと、(iv)このような対応は、TRIPs協定において回路配置利用権が知的財産権の一つとして掲げられ、国際的に回路配置利用権の保護強化が合意されており、権利者の内外を問わず、我が国において登録された回路配置利用権の侵害物品を取り締まることは国際的な期待に応えるものと考えられること、更に、(v)回路配置利用権は知的財産権の一つとして既に国内的、国際的に認知されているところ、特許権等の権利侵害物品が輸入禁制品とされており、他の知的財産権の保護との均衡を図る必要があること、である。

2 ウルグアイ・ラウンド関連以外の関税率の改正

ウルグアイ・ラウンド関連以外の関税改正として、日米合意に基づき、平成5年度（1993年度）にコーングリッツとポテトフレークの関税引下げが行われた。これにより、コーンフレーク原料のコーングリッツが25%から16.2%に、成型ポテトチップス用ポテトフレークが25%から20%に、それぞれ関税率の引下げが行われた。

平成6年度（1994年度）には粗糖の関税引下げ、自動車部品5品目の関税撤廃が行われたが、ウルグアイ・ラウンドの実施を控えていたため、大きな改正は行われなかった。

ウルグアイ・ラウンド実施後の、平成8年度（1996年度）には、APEC 大阪会議（平成7年（1995年）11月）において提示した「当初の措置」を実施するため（詳細については、第4節6（4）ハ参照）、鉱工業品697品目について、ウルグ

アイ・ラウンド合意に基づく関税引下げの実施を実行税率ベースで約2年間前倒しし、平成10年（1998年）1月から適用することになっていた関税率を平成8年4月から適用することとなった。また、国内絹織物業の状況を踏まえ、絹織物の原料である生糸のうち農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの等の関税（7.5%）及び絹糸の関税（6%）が撤廃されることとなった。これに伴い、生糸を生産する製糸業への影響に鑑み、繭の関税割当一次税率（暫定税率140円/kg、特惠税率70円/kg）も撤廃することとされた。

3 その他の関税制度の改正

（1） 少額輸入貨物に対する簡易税率制度の導入

平成5年度（1993年度）関税定率法改正により、郵便物や小口急送貨物の輸入の急増に対応し、輸入通関の迅速化及び課税事務の省力化による社会悪物品の水際取締りの強化を図るため、課税価格の合計額が10万円以下の少額貨物については、関税率表の大まかな品目分類ごとの平均的な関税率水準に応じ、原則として20%、15%、10%、5%、3%の5税率に統合された簡易税率を適用することとした。

ただし、国内産業事情等から、簡易税率を適用することが適当でない品目については、簡易税率の適用対象から除外された。

（2） 取締機能強化のための制度改正

ウルグアイ・ラウンド関連の関税改正に係る平成6年度（1994年度）の関税定率法改正により、向精神薬及び拳銃等の輸入禁制品への追加が行われた。

向精神薬及び拳銃等は社会公共の利益を害する物品であり、税関においても従来から社会悪物品として麻薬類と同様に厳しく取り締まっていたところである。従来、これらの物品の密輸入に対しては、関税は脱罪（関税法（昭和29年法律第61号）第110条）又は無許可輸出入罪（同法第111条）を適用していたが、郵便物については輸入許可制の適用がなく、関税は脱罪によってのみ対応せざるを得ないのが実情であった。

しかしながら、向精神薬、銃砲弾、拳銃部品等は、低価格の場合には関税が発生せず、密造品は価格鑑定不能としては脱関税額が確定できない場合等があ

り、しかも、国際郵便を利用したこれらの物品の密輸入に対しては関税法上の罰則が適用されず、取締上不都合が生じることがあった。また、ウルグアイ・ラウンド合意によって、向精神薬は関税が撤廃される医薬品に分類され、その密輸入に対して関税は脱罪が成立しないこととなり、国際郵便を利用した向精神薬の密輸入事犯には関税法上何らの罰則も適用されない状況となった。そこで、このような取締上の不都合を取り除き、効果的、効率的な取締りを強化するため、向精神薬及び拳銃等が輸入禁制品に追加されることとなったものである。

更に、関税法及び関税暫定措置法に定める罰金刑の多額を一律10倍に引き上げる改正も行われた。

関税法及び関税暫定措置法に定める罰金刑の多額については、法制定時から据え置かれたままであったが、刑法等の罰金刑の多額は10倍程度に引き上げられており、罰金水準の均衡を失する状況となっていたこと、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき知的財産権侵害物品の取締りの充実を図るに当たり、特許法等の国内法に比して罰金額が著しく低いものであったこと等に鑑み、関税法等の違反に対する水際における制裁効果の確保を図るため、罰金額が引き上げられることとなった。具体的には、関税法に定める罰金刑の多額が3万円、5万円、10万円、20万円、30万円又は50万円、関税暫定措置法に定める罰金刑の多額が5万円、20万円又は50万円とされていたものを、一律10倍に引き上げることとし、関税法では、30万円、50万円、100万円、200万円、300万円又は500万円に、関税暫定措置法では、50万円、200万円又は500万円とされた。

（３） 地方消費税導入に伴う関税制度改正

平成6年（1994年）12月、地方税法（昭和25年法律第226号）が一部改正され、従来の消費譲与税に代えて、地方消費税（道府県税）が創設された（平成6年法律第111号）。地方消費税は、都道府県が課する地方税であり、輸入取引に対して課する貨物割と国内取引に対して課する譲渡割がある。

輸入取引に対する地方消費税（貨物割）の課税は、国産品との関係で、税制上国際競争力の中立性確保の観点から設けられた。輸入の水際で課税を行う必要上、国の消費税と同様に税関がこれを行うことが合理的であるため、輸入貨物に係る地方消費税の賦課徴収は恒久的に税関に委託された。譲渡割について

も、納税者の事務負担等を勘案し、当分の間、税務署に委託されており、都道府県は徴収取扱費を国に支払うことになっている。

地方消費税は、消費税額を課税標準とし、税率は25%である。

地方税法上、税関、税務署が地方消費税の賦課徴収を行う場合は、「消費税の賦課徴収（申告、納付、還付）の例により、消費税の賦課徴収（申告、納付、還付）と併せて行う」こととされている。したがって、地方消費税の賦課徴収は、常に消費税の賦課徴収と一体で行われ、どちらか一方だけが納付、還付されることはなく、地方消費税に係る不服審査、犯則事件の調査、処分等も国が扱う仕組みとなっている。

貨物割は、課税貨物（消費税が非課税・免税のものを除く。）を保税地域から引き取る者に対し、当該保税地域の所在する都道府県が課する。ただし、保税地域を経由せずに輸入される貨物等については、当該貨物に係る消費税を賦課徴収する税関長の所属する税関（本関）の所在する都道府県が課する。

地方消費税の導入に伴う関税法等の改正点は、従来、郵便物に係る関税・内国消費税の納付は印紙をもって行うこととされていたが、地方消費税の場合、都道府県ごとの印紙を用意する必要があるなど印紙納付が事実上困難であることから、関税、内国消費税及び地方消費税についていずれも現金で納付することとされた。また、関税・内国消費税を納付すべき外国貨物については、原則として、税の納付後でなければ輸入を許可しないこととされているが、地方消費税についても同じ扱いとすることとなった。更に、旅客が入国の際に携帯、別送して輸入する貨物に適用する簡易税率は、関税及び内国消費税の率を統合したものを基礎として算出されるが、地方消費税の率もこの算出の基礎に含められることとされた。ただし、内国消費税と同様に、簡易税率が適用される貨物には地方消費税は課されることはない。

（４） 阪神・淡路大震災への対応

平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災は、阪神・淡路地区に甚大な被害をもたらした。関税局・税関は、地震が発生した1月17日に関税局内に税関関係災害対策本部を設置し、税関手続の弾力的対応を行うこととし、震災直後より諸外国からの救援物資の免税輸入手続、震災により損傷した被災貨物の関税の減免還付措置等を、休日の通関業務の実施を含め簡易かつ迅速に

処理できるよう、措置された。

更に、震災により被災した者や被害を受けた貨物について緊急に対応するため、当時の制度では対処できなかった関税の納期限の再延長、各種手数料の減免について、震災被災者救済に係る特別立法である「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（平成7年法律第11号）により措置した。災害の発生により関税の納付を行うことができない場合の納期限の延長等、緊急救援物資及び災害により被害を受けた貨物を執務時間外に通関する際の臨時開庁手数料の免除等の制度については、平成8年度（1996年度）の関税法改正により恒久化された。

第3節 税関業務の進展

1 監視・取締体制の強化

(1) 場内麻薬探知犬（パッシブドッグ）の導入

麻薬探知犬については、昭和54年（1979年）6月に米国から導入した2頭が東京税関に配置されたことをはじめとして、その後、全国の空港官署に配置された。当初導入された麻薬探知犬はアグレッシブドッグと呼ばれる種類で、空港の旅具検査場のバックヤードでベルトコンベアーに乗せられる機内預け貨物につき薬物を探知した場合、薬物の臭跡のある貨物に飛びかかるなど積極的に反応するものであった。

平成5年（1993年）9月には、旅客の身辺やハンドキャリー貨物に隠匿する密輸手口の増加に対応するため、旅具検査場において使用するための場内麻薬探知犬（パッシブドッグ）3頭が成田空港に試験的に導入された。これは、薬物を探知した場合、その場に座り込む等の行動をとって探知の事実を担当者に知らせるよう訓練されており、検査場内での旅客の身辺に対する検査に適している。成田空港での導入成果を踏まえ、場内麻薬探知犬の配備は増加され、平成7年（1995年）には約50頭が全国の税関に配備され、旅客の携帯品検査に利用されることとなった。

(2) 監視カメラシステムの導入

平成8年（1996年）3月に、全国の主要港の埠頭内に夜間でも監視可能な高感度カメラ（固定式埠頭監視カメラシステム）が設置され、船舶、乗組員及び訪船者の動静を24時間モニタリングし、外国との間を往来する船舶の取締りが強化された。この固定式埠頭監視カメラシステムは、肉眼では確認不可能な暗闇であっても人物あるいは車両等を判別することが可能であり、かつ、コンピュータシステムと組み合わせることで、自動的に警報を発する機能を備えている。また、固定式埠頭監視カメラシステムが設置されていない埠頭や地方港においては、高感度カメラシステムを搭載した車両（移動式高感度カメラシス

テム）が導入された。

2 輸入通関の簡素化・迅速化

（1）予備審査制の改善

我が国では、輸入貨物の迅速な引取り及び税関事務の効率化を図る観点から、昭和63年（1988年）4月に「搬入前予備審査制」が導入されていたが、平成2年（1990年）6月の日米構造問題協議最終報告において、我が国は、輸入貨物の流通システムにおけるより一層の迅速な引取りを確保する方策として、搬入前予備審査制の拡充及び手続の簡素化を図ることを表明した。具体的には、平成3年（1991年）4月から、制度の名称を「予備審査制」に変更し、対象貨物の拡大、提出書類の簡素化等の大幅な改善措置が講じられた。

予備審査制については、海上貨物は平成3年10月から、航空貨物は平成5年（1993年）2月から、それぞれNACCSに組み込まれることになり、NACCSによる予備審査が可能となった。海上貨物についてはこの時点では暫定仕様での処理であったが、平成6年（1994年）3月に仕様を変更し、処理機能の向上が図られた。

更に、「総合経済対策」（平成6年2月8日経済対策閣僚会議決定）により、平成6年3月には提出書類のさらなる簡素化を行い、それまで予備申告時と本申告時の2回にわたり提出するとされていた申告控を、申告内容に変更がない場合には本申告における提出を省略できることとした。同年4月からは、予備審査の対象貨物について、従来は特惠関税日別管理品目に該当する貨物を対象外としていたが、全ての貨物をその適用対象貨物とすることとした。加えて、「規制緩和推進計画」（平成7年3月31日閣議決定）により、平成7年（1995年）4月からは、執務時間外の予備申告をシステムで自動受理し、システムを通じた審査区分（簡易審査、書類審査、現物検査）の通知を行うこととした。

こうして、予備審査制を利用すれば、貨物到着前に税関における書類審査が終了することから、税関検査を要しない貨物については保税地域への搬入後速やかに輸入許可が得られることになり、輸入貨物の国内への迅速な引取りが可能となった。また、検査の要否が事前通知されるため、貨物引取りのためのトラック手配等の事前準備も可能となった。

予備審査制の利用状況を見ると、制度改善前の平成2年の段階では月平均5000件程度であった利用件数は、平成8年（1996年）には月平均8万2500件と大幅に増加した。特に、航空貨物の利用件数は、小口急送貨物の増大等により、平成3年には月平均3000件程度であったものが、8年には月平均6万2500件程度と20倍強の伸びとなった。

（2） 到着即時輸入許可制度の導入

輸入貨物のうち航空貨物については、特に迅速な通関処理が内外から強く要請されており、税関としても従来からこのようなニーズに対応するため、予備審査制の導入等各種の措置を講じてきた。

しかしながら、関税法上、輸入申告は原則として貨物を保税地域に搬入した後に行うこととされており（第67条第2項）、保税地域への貨物の搬入には一定の時間を要するとともに、予備審査制を利用しても本申告は貨物が保税地域に搬入されてから行われるため、貨物が空港に到着してから輸入許可を得るまでに長時間を要する場合がなお生じ得た。

このため、本邦に迅速に引き取る必要がある航空貨物であって、予備申告が行われた貨物のうち、税関による審査の結果、取締り上支障がないものとして検査が不要とされた貨物については、保税地域に搬入することなく、貨物の到着が確認され次第、正規の輸入申告を行えば直ちに輸入を許可する制度（到着即時輸入許可制度）が平成8年度（1996年度）から導入されることになった。

到着即時輸入許可制度の対象貨物は、貨物が到着する予定の税関空港又はエアカーゴターミナルを管轄する官署にNACCSを使用して予備申告を行ったもののうち、当該予備申告の結果検査が不要とされた貨物（簡易審査扱い及び書類審査扱いで審査が終了しているもの）であって、輸入者が到着即時輸入申告扱いを希望する旨をAir-NACCSに入力した貨物である。到着即時輸入申告扱いを希望する貨物が本邦に到着し、積荷目録情報航空会社により登録されれば、自動的に輸入申告処理が行われ、輸入申告内容と積荷目録情報登録内容が一致すれば、直ちに輸入が許可される。もっとも、他法令対象貨物については、原則として本制度の対象とはならない扱いとされた。

（３）通関担保の簡素化

消費税導入時に新設された納期限延長制に係る担保管理は、当初は各通関官署ごと、税科目ごとに行われてきたが、平成3年（1991年）10月には一本の担保を関税、消費税の両税に共通して使用することが可能とされ（共通担保）、担保残高に不足が生じた場合には、新たな担保に設定替えすることなく、不足額に相当する担保を追加提供すればよいものとされた（追加担保）。

また、平成7年（1995年）4月から、規制緩和の一環として、一つの担保を一つのSea-NACCS導入税関官署に提供することにより、全てのSea-NACCS導入税関官署において包括納期限延長が可能になる「全国一括担保制度」が導入された。同年11月からは、Air-NACCS導入税関官署においても、全国一括担保制度が導入された。

（４）他省庁の輸入手続との連携

日米構造問題協議最終報告に基づき、輸入手続の迅速化・適正化に向けての施策を講ずるに当たり、各省庁間の連絡・調整を行うことを目的として、平成2年（1990年）9月、輸入手続関連省庁連絡会議が発足した。メンバーは、内閣外政審議室、外務省、大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省及び経済企画庁の担当課長である。平成5年（1993年）10月には地方レベルの関連省庁連絡会議も設置され、関係省庁の連絡・調整体制が整備された。

輸入手続関連省庁連絡会議では、輸入手続の一層の迅速化を図るに当たって必要な改善措置を講じていく上での参考とするため、貨物の到着から輸入許可までの「通し」の所要時間調査を平成3年（1991年）2月（第1回）から実施した。また、ファックス等による輸入手続関連省庁間連絡ネットワークの整備や税関検査と他法令検査の同時並行処理の実施等、我が国の市場へのアクセス改善に向けた施策を実施するとともに、食品衛生法（昭和22年法律第233号）（厚生省）、植物防疫法（昭和25年法律第151号）及び家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）（農林水産省）に該当する貨物の輸入に際し、輸入者及び検疫所等が行っている輸入手続の電算処理化を前提に、税関の通関手続システムであるNACCSとのインターフェース化（他法令処理システムとNACCSを接続し、他法令承認の有無等の情報を直接NACCS処理に反映させることをその内容とする。）を行い、一層の迅速化を図ることとした。

食品衛生法に基づく手続を行う厚生省の「輸入食品監視支援システム (FAINS)」は、平成8年(1996年)2月から稼働していたが、平成9年(1997年)2月から NACCS とのインターフェース化が実施された。また、植物防疫法、家畜伝染病予防法に基づく手続を行う農林水産省の「輸入植物検査手続電算処理システム (PQ-NETWORK)」、「動物検疫検査手続電算処理システム (ANIPAS)」と NACCS とのインターフェース化は平成9年4月から実施された。

貨物の到着から輸入許可までの「通し」の所要時間調査は、平成3年2月、平成4年(1992年)2月、平成5年3月、平成8年3月の4回にわたり行われた。海上貨物の場合、貨物の到着から輸入許可までの所要時間は第1回調査では168.2時間、第4回調査では95.1時間となり、ほぼ半分程度に短縮され、大幅な迅速化が図られていることが確認された。航空貨物の場合も、第1回調査では52.6時間、第4回調査では46.3時間となり、1割程度の時間短縮が確認された。

(5) 税関分野における規制緩和への対応

平成7年(1995年)3月31日、「規制緩和推進計画」が閣議決定された。これは、我が国の経済社会を国際的に開かれたものとし、自己責任原則と市場原理に立つ自由な経済社会としていくことを基本として、①消費者の多様なニーズに対応した選択の幅の拡大、内外価格差の縮小等により、国民生活の質の向上を図る、②内需の拡大や輸入の促進、事業機会の拡大等を図り、対外経済摩擦の解消等に資する、③国民負担の軽減、行政事務の簡素化を図る等の観点から、今後の規制緩和に関する中期的かつ総合的なアクション・プランであり、基準・認証、輸入等関連として計31項目の措置が講じられることとなった。

税関の通関事務関連として、具体的には以下の項目が挙げられる。

- イ 一定の航空貨物を保税地域に搬入することなく貨物の到着と同時に許可を行うことのできる制度(到着即時輸入許可制度)の導入(平成8年4月実施)
- ロ 税関の執務時間外における行政需要の増加が見込まれる成田、関西空港以外の主要空港における執務時間外の業務処理体制の整備(平成7年4月実施)
- ハ 成田空港に到着する輸入貨物の通関場所(成田地区又は原木地区)の選択の自由化(緊急貨物は成田地区、一般貨物は原木地区という通関場所の仕分基

準の解消）（平成7年度末実施）

ニ 食品衛生法等の輸入手続の電算システム化及び当該システムと NACCS とのインターフェース化の推進（平成8年度末実施（厚生省））

計画に係る項目は、全体として平成7年度末には約9割が措置済みとなるなど、着実に実施された。

3 特殊関税の課税

特殊関税については、中国産フェロシリコマンガンに対する不当廉売関税の課税が、平成5年（1993年）2月から実施されていたが、同年12月に日本紡績協会からパキスタン産綿糸に対する不当廉売関税の課税の求めがなされ、平成6年（1994年）2月以降1年半にわたる調査の結果、平成7年（1995年）8月から不当廉売関税を課税することとなった。もっとも、パキスタン産綿糸に対する不当廉売関税については、平成8年（1996年）2月にパキスタンの新規供給者3社から課税の見直しの求めがなされ、調査の結果、同年9月に当該3社に対する不当廉売関税は変更、廃止された。

1 ウルグアイ・ラウンド

(1) 実質合意に向けて

平成5年（1993年）7月の東京サミットに先立ち、米国、EC、カナダ、日本の四極通商大臣会議が開催され、一部の関税の相互撤廃を含む大胆な鉱工業品の関税引下げに関するパッケージが合意された。東京サミットにおいて当該合意が確認され、これを機に交渉が大幅に進展することとなった。蒸留酒の関税相互撤廃に関し、我が国がその一部に限り受入れの可能性を表明したことから、合意に向けての流れが加速し、下記の内容で合意に達することができ、これがサミットで首脳に報告された。

表 2-2-4 四極通商大臣会議における合意事項の概要

項目	合意内容
鉱工業品	○関税・非関税措置の撤廃—— ——医薬品、建設機械、医療機器、鉄鋼、ビール、家具(全品目が撤廃の対象) ——農業機械、蒸留酒(一部が撤廃の対象外) ○関税率の上限を各国で統一(ハーモニゼーション)—— 化学品 ○税率15%以上の関税は5割カットを目標(例外が認められる) ○その他の関税引き下げ—— 平均で少なくとも1/3カット
サービス	○金融—— より開かれた金融サービス市場に向けて進展があった。 ○基本テレコム—— ラウンド終了後交渉を継続して自由化を追求する。 ○海運、オーディオ・ヴィジュアル(映画・放送) —— 満足のいく解決に向けて引き続き努力する。

(出所) 筑紫勝麿編著『ウルグアイ・ラウンド』45ページ。

その後の交渉は、ECの主要農業国であるフランスが、平成4年（1992年）11月のECと米国によるブレアハウス合意に強く反対し続けていたため、ECと米国の間で再交渉が行われるなど紆余曲折をたどった。しかしながら、同月に開催されたAPECの非公式首脳会議において合意に向けて弾みがつけられるなど、真剣な努力が続けられ、米を中心とする農業の包括関税化の問題、あるいは

ECの農業補助金の取扱いの問題等の重要問題について辛うじて妥協がなされ、同年12月15日に事務レベルにおいて実質合意が成立、同日午後7時36分、ピーター・サザーランド貿易交渉委員長（ガット事務局長）が高らかにその旨を宣言した。ここにおいて、7年3カ月に及んだウルグアイ・ラウンド交渉が実に実質的に終了することとなった。参加119か国・地域の代表から成る貿易交渉委員会（TNC：Trade Negotiations Committee）で最終合意文書テキスト案が採択された。

我が国や韓国等が強く反対し続けていた「例外なき関税化」に関しては、同テキスト案において、一物品目の非関税措置について一定条件の下で6年間、関税化を実施しない特例措置が認められた。

この実質的合意を受け、参加国・地域の署名が平成6年（1994年）4月12～15日にモロッコのマラケシュにおいて行われることとなり、同年に入り、協定案文の技術的な調整と各国譲許表案の検証作業が開始された。また、同時並行で、ウルグアイ・ラウンドを正式に終結させるための閣僚宣言案（「マラケシュ宣言案」）についても検討が進められ、同年3月末までにはほぼ全ての作業が終了した。

（2）マラケシュ会合

マラケシュ閣僚会議は、予定どおり平成6年（1994年）4月12日に開幕し、参加各国、地域からラウンド終結を祝う演説等が行われた。我が国からは羽田孜外務大臣が演説に立ち、ラウンド交渉の終結は世界の経済秩序に対する信認を高めるものであること、我が国は鉱工業品等の大幅関税引下げや農業協定の受入れ等、最大限の貢献を行ったなどの点を訴えた。

会議最終日である4月15日には、策定された諸協定、WTO設立協定、ラウンド結果を収録する最終文書、閣僚レベルの交渉終了宣言であるマラケシュ宣言などが採択され、各国代表が署名を行った。

最終文書本文によれば、

- ① TNCのメンバーである政府及びEC代表は、最終文書に添付されているWTO協定、閣僚宣言及び決定、並びに金融サービスの約束に関する了解が交渉の結果を表していることに合意する
- ② 代表は、1995年1月1日までに又はその後できるだけ速やかに発効させ

るために、全ての参加国がWTO協定を受諾することが望ましいことに合意する

こととされ、最終的交渉結果の取りまとめとWTO創設に向けた取組みが開始された。

その後、各国の間で譲許表の確認作業あるいは法的なチェックなど、広範囲にわたる事項についての合意確認という極めて煩雑な作業の後、WTO協定は平成7年（1995年）1月に発効した。

大蔵省関税局は、外交交渉の責任者である外務省や、通商交渉の責任者である通商産業省、また農業交渉の責任者である農林水産省と並んで、関税制度、関税率制度、あるいは交渉全体の調整役として、交渉の開始以来中心的な役割を果たしてきた。大蔵省関税局の基本的スタンスは、「グローバリゼーションの大きな流れの中で、多角的貿易体制を維持していくことが我が国の国益にかなうものであり、この交渉の成功裏での決着に向けて努力していく」ということであった。また、あわせて大蔵省所管物資である酒、たばこの関税率の問題、あるいは金融サービスの取扱いについて、大蔵省の窓口として内部の取りまとめを行うという役割も担った。

2 ウルグアイ・ラウンドの主な合意内容

ウルグアイ・ラウンドの主な合意内容は、以下のとおりである。

（1）鉱工業品の関税引下げ

関税率を5年間（1995～99年）で、少なくとも貿易加重平均で33%引き下げることが合意された。更にその枠組みの中で、日本、米国、EC、カナダ等主要国は、医薬品、建設機械、医療機器、鉄鋼、家具（例外あり）、農業機械（例外あり）、紙・パルプの7分野の関税を、原則として5年をかけて撤廃する、ただし、医薬品は即時撤廃（表2-2-5参照）、鉄鋼、紙・パルプについては例外扱いが合意された。なお、関税撤廃品目としては、上記のほか、農産品に分類されるビール及び蒸留酒（ウイスキー、ブランデー）が、それぞれ8年、10年をかけて関税を撤廃することが合意された。

また、化学品の関税率の上限を品目ごとに0%、5.5%、6%の関税率に統一

すること（ハーモニゼーション）が合意された。

これらの交渉結果を踏まえて、我が国が行った鉱工業品に関する関税引下げオファーについては、3.のとおりである。

表 2-2-5 医薬品の関税撤廃

世界の医薬品貿易量の9割を占める国々（日本、米国、EU等22か国）の間で、医薬品関連産品に係る国際貿易を促進し、各国国内での安価な医薬品の入手を可能とし、医薬品の製造・開発の際の原材料に係るコストを削減することなどを目的として、以下に該当する医薬品関連産品の関税を撤廃することが合意され、各国の譲許表に盛り込まれた。

- ① 第30類に分類される全品目
- ② 第29.36項（ビタミン）、第29.37項（ホルモン）、第29.39項（カフェイン等）及び第29.41項（抗生物質）に分類される全品目
- ③ 世界保健機関の「国際一般名称」（INN：International Nonproprietary Names）リストに掲載されている品目
- ④ ③の品目の誘導体（塩、エステル及び水和物）等

その後4回にわたり見直しが行われ、1997年、2000年、2008年及び2012年に譲許表の修正が行われた。見直しにあたっては、製薬業界の民間団体である INTERCEPT（The International Conference of Elimination of Pharmaceutical Tariffs）で協議を行い、その後さらに WHO（世界保健機関）での INN の指定を受けて、見直しの対象品目リストを確定するための政府間協議が WTO で行われる。併せて、WCO（世界税関機構）において、HS 委員会の下部組織である科学者小委員会での検討をベースに、同委員会において INN に係る物品の HS 分類の検討が行われる。

（出所） 財務省関税局ウェブ・ページ「WTO 協定の日本国の譲許表の附属書（医薬品関係）」（平成28年（2016年）時点）、及び外務省ウェブ・ページ「WTO 譲許表修正（医薬品関税撤廃）」（平成24年（2012年）時点）により作成。

（2）農産品の市場アクセス

市場アクセスは、関税引下げに加え、輸入数量制限（IQ）、可変輸入課徴金、あるいは最低輸入価格制度といった国境での輸入制限措置（非関税措置）を原則廃止して関税化し、国内産業の保護は関税にゆだねられることとなった。ただし、我が国の米などの主要食料品は関税化の例外とし、その代償措置としてミニマム・アクセス機会を約束することとされた。

これらの交渉結果を踏まえて、我が国が行った農産品に関する関税引下げオファーについては、3.のとおりである。

イ 通常の関税のみが課されている農産品

以下の関税率を6年間にわたり、全品目の単純平均で36%削減する（ただし、関税引下げが全ての品目で実施されるように各品目につき最低でも15%削減する。）とともに、その関税率を譲許することとされた（鉱工業品のような貿易額の加重平均ではない。）。

- ① 既に譲許している品目に関しては、その譲許税率
- ② 譲許していない品目については、ウルグアイ・ラウンドが開始された時点である昭和61年（1986年）9月に適用されていた税率

□ 関税以外の国境措置が課されている農産品

関税化

関税以外の国境措置（IQ、可変輸入課徴金等）が課されている農産品については、当該国境措置を原則として関税化することとし、昭和61～63年（1986～88年）の平均値を使用して内外価格差に基づき個別品目ごとに関税相当量（TE：Tariff Equivalent）を算出し、それを関税率の形に転換することとされた（二次税率）。

関税率の削減・譲許

更に、関税相当量を、6年間にわたり、それぞれ全品目の単純平均で36%削減する（ただし、各品目につき最低でも15%削減する）とともにその関税率を譲許する。

ミニマム・アクセス機会の設定

内外価格差が相当額に上る場合、関税相当量が高水準となり、高関税が賦課されることになり兼ねないことから、輸入量が現行より減少し又は輸入されなくなることを防ぐため、低率の一次税率を設定して関税割当制度を導入し、

- ① ある程度の輸入量のあるものについては、現行アクセス（原則として基準期間の平均輸入量）の維持・拡大を図ること
- ② 輸入がほとんどないものについては、ミニマム・アクセス機会として、実施期間の1年目には国内消費量の3%を設定し、6年目にはこれを5%にまで拡大すること、が規定された。

特別セーフガード（SSGs）

関税化した品目について、輸入の急増が国内産業に及ぼす影響を緩和するため、農業の改革期間内においては、一定以上の輸入数量の増加又は輸入価格の低下があった場合には、以下のとおり、代償なしで追加的に関税を課することが

できるとされた。

- ① 輸入数量が、過去3年間の輸入数量等を基に算出されるトリガー水準を超える場合には、通常の関税の水準の3分の1までに限って、追加の関税を課することができる（数量SSG）。
- ② 輸入価格が、基準期間（1986～88年）の平均輸入価格等（トリガー価格）を下回る場合には、輸入価格とトリガー価格の差に応じて追加の関税を課することができる（価格ベースSSG）。

なお、現行アクセスに係る輸入に対しては特別セーフガードが適用されないこととされている。また、特別セーフガードが採られる場合には、一般協定第19条等に基づくセーフガードを採らないこととされた。

ハ 特例措置

我が国等の強い主張により、以下の3条件を満たす農産物は、ミニマム・アクセス機会を1年目の4%から8%にまで拡大することにより、6年間関税化を実施しないことができることとされた（我が国の米はこの特例措置の対象）。

- ① 1986～88年の輸入が国内消費量の3%未満であること
- ② 輸出補助金が付与されていないこと
- ③ 効果的な生産制限措置が採られていること

実施期間である6年間の終了後、7年目以降も特例措置を継続しようとする場合には、6年目に交渉を行う必要があるとされた。

（3）農産品の国内支持（国内補助金等）

市場価格維持、直接支払い、その他の補助金による保護等を総称して「国内支持」と呼ぶが、この国内支持政策を削減対象の「イエロー」と削減対象外の「グリーン」に分け、イエローとされた全ての国内支持を、農業分野全体について、昭和61～63年（1986～88）年を基準期間としてAMS(Aggregate Measurement of Support)という形で数値化し、それを毎年均等に6年間で20%削減することとされた。我が国の場合、約5兆円ある補助金を4兆円に減らさなければならなかった。

なお、グリーンの国内支持は、農業・農村基盤の整備、生産者の引退、農地転用及び投資補助による構造調整等に係る支持政策のうち、一定の条件を満たしたものがこれに該当する。

（４）農産品の輸出補助金

輸出価格が国際価格より高い場合に、競争力確保のため輸出価格を国際価格と同等に抑えることを目的として、輸出農家に対して交付される、国内価格と国際価格との差額分に相当する補助金について、昭和61～平成2年（1986～90年）を基準期間として、6年間で支出ベースで36%、補助金付輸出数量ベースで21%、それぞれ削減することが合意された。もっとも、このような補助金は我が国には存在しなかった。

（５）繊維・衣類

繊維、衣類については、ガットでは認められていない特例的な緊急避難的輸入数量制限（セーフガード）、及び2国間での輸入数量制限取極の締結を認める多角的繊維取極（MFA：Multi-Fibre Arrangement）が策定されており、このMFAに基づき、多くの先進国と開発途上国との間で繊維・衣類の輸入数量制限取極が結ばれていた。日本、米国、EC、カナダ、韓国、ブラジル、インド等41か国が参加し、米国は28か国と、ECは19か国と輸入数量制限取極を結んでいたが、我が国はいずれの国とも取極をしていなかった。

途上国の強い要求もあり、WTO協定の発効後10年間で繊維・衣類に関する貿易制限をガットの規律に統合すること等を内容とする合意がなされた。

（６）貿易ルールの見直し

イ 不当廉売関税

保護主義的運用を防ぐため、ダンピング認定、損害認定の手続を明示し、調査方法及び期間の上限の明確化、発動期間の明確化等、既存のアンチダンピング・コードの規律が強化された。当時、我が国の発動件数はわずか1件にすぎなかったが、これに対して諸外国による我が国に対する発動件数は多数に上り、その対応に苦心していた我が国にとって、この合意の意味は大きいものがあつた。

ロ 補助金・相殺関税のルールの明確化

補助金を、許される補助金（グリーン補助金）、許されない補助金（レッド補助金）、中間の補助金（イエロー補助金）に分類し、レッド補助金は禁止、イエ

ロー補助金については、輸入国の産業が重大な損害を受けた場合には相殺関税の発動が認められるという発動ルールの明確化が図られた。

ハ 緊急輸入制限（セーフガード：SG）、輸出自主規制、輸出数量モニタリング

ある物資の輸入急増により国内産業が重大な損害を受けるような場合に、関税の引上げ、あるいは数量制限ができるというセーフガード措置について、保護主義的動きにならないようにという配慮から、発動要件が明確化された。また、セーフガードに代えて実施されることの多かった輸出自主規制、輸出数量モニタリング等の「灰色措置」につき、その新たな発動が禁止されるとともに、既存の措置については4年以内に撤廃することが合意された。

ニ その他

その他、国内への投資を認める際に、国内製品の一定以上の使用を義務付けることを禁ずる貿易関連投資に関する協定の合意、あるいは原産地ルールの統一化の合意等がなされた。

（7） サービス貿易

国際的なサービス取引について共通して適用される一般ルールである「サービス貿易一般協定（GATS：General Agreement on Trade in Services）」が作成され、またサービス貿易に関して各国が行う具体的な自由化分野を約束した各国別の約束表が作成された。

各国が守るべき中心的な義務として、最恵国待遇、市場アクセス、内国民待遇の3つの原則を定め、これらを全てのサービス分野に適用するとともに、最恵国待遇については各国が登録による例外措置を採ること、市場アクセス及び内国民待遇については各国が国別約束表でオファーすることとされ、一部の分野については市場アクセス、内国民待遇を留保することができる仕組みとされた。

金融分野については、大蔵省国際金融局がその主管であり、当初は金融分野がサービス貿易の位置付けの中で規制されることに対して警戒感が強かったが、最終的にはルール作りに積極的に参加することとなった。我が国は、金融の特殊性に配慮して、金融専門家による慎重な扱いが必要である旨を主張し、これを踏まえて、最終的に「金融分野に関する附則」及び「金融サービスのコミットメントにおける了解事項」という特別規則が合意された。同附則により、

サービス貿易全体についての約束にかかわらず、信用秩序維持のために採る措置については、留保を行わなくても優先的に導入することが認められ、また、金融分野については協定発足後6か月までは最恵国待遇の例外措置の登録と約束の修正、撤回が可能であることとされた。後者の了解事項は、一般の分野以上に市場アクセスを相互に保障していくというより高い自由化義務を盛り込んだ合意などの細部規定を定めたものである。

（８） 貿易関連知的財産権（TRIPs）

開発途上国は、この問題をウルグアイ・ラウンドで取り上げることに強く反対したが、米国などの強い主張により、最終的に「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPs 協定：Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights）」が合意された。

同協定は対象とする知的財産権を明確にしており、著作権、著作隣接権、商標権、意匠権に加えて、半導体集積回路の配置図、非公開情報等の新たなカテゴリーに属する権利も含めて規定し、広く貿易関連知的財産権を保護する内容となっている。

保護の内容、期間、水準等の統一化を行うとともに、協定の実効性を高めるため、権利者が効果的にその権利を行使できるように裁判手続等の権利行使手続に関する詳細な規定の創設が加盟各国に求められている。水際での取締りにについても、権利者の申立てによる商標権、著作権侵害物品の輸入差止め手続の制度化等、詳細な規定が置かれた。

更に、ワイン、スピリッツの地理的表示の権利保護も導入され、例えば、シャンパン風、ブルゴーニュタイプといった表示は不可とされた。

（９） 紛争処理手続の統一化

ガットにおいても紛争処理の規定は存在していた（第22条及び23条）が、コンセンサスに基づくことが必要とされているため、意図的に手続を遅延させる行為がなされる場合等があり、必ずしも有効に機能していない憾みがあった。その反省を踏まえ、より機動的、機能的に動かすことのできる仕組みが取り入れられた。

具体的には、①紛争処理手続の迅速化、②二審制の導入、③クロス・リタリ

エーション (cross retaliation) の導入、④一方的措置の禁止である。

- ① 紛争処理のステップごとに一定の期間を定め、それが過ぎれば自動的に次のステップに進む旨の合意がなされ、更に意思決定について、従来のコンセンサス方式からネガティブ・コンセンサス方式（全員一致で反対しない限りは決定が採択される）への変更がなされた。これにより、被提訴国によるブロック行為は難しくなった。
- ② 再審のための常設の審議機関（上級委員会）を設けて、法的問題を専門家が議論することとし、手続の信頼性が高められた。
- ③ 協定違反と認定されたにもかかわらず、是正措置が執られなかった場合に認められる対抗措置について、違反と認定された分野以外の異なる分野で対抗措置を執ることが認められた。
- ④ 米国通商法第301条に代表されるような一方的制裁措置を抑制するという観点から、加盟国間に紛争が発生した場合にはこの手続によって解決すべきこと、及びこの手続によらずに協定違反の決定や対抗措置を発動してはならないことが明記された。

(10) WTO（世界貿易機関）の発足

戦後、ハバナ憲章の発効により「国際貿易機関（ITO：International Trade Organization）」が設立されるはずであったが、その構想が頓挫したため、準備のために設けられていた暫定委員会が、事実上の国際機関であるガットの事務局として、協定上の明確な根拠を持たないまま、存続してきた。

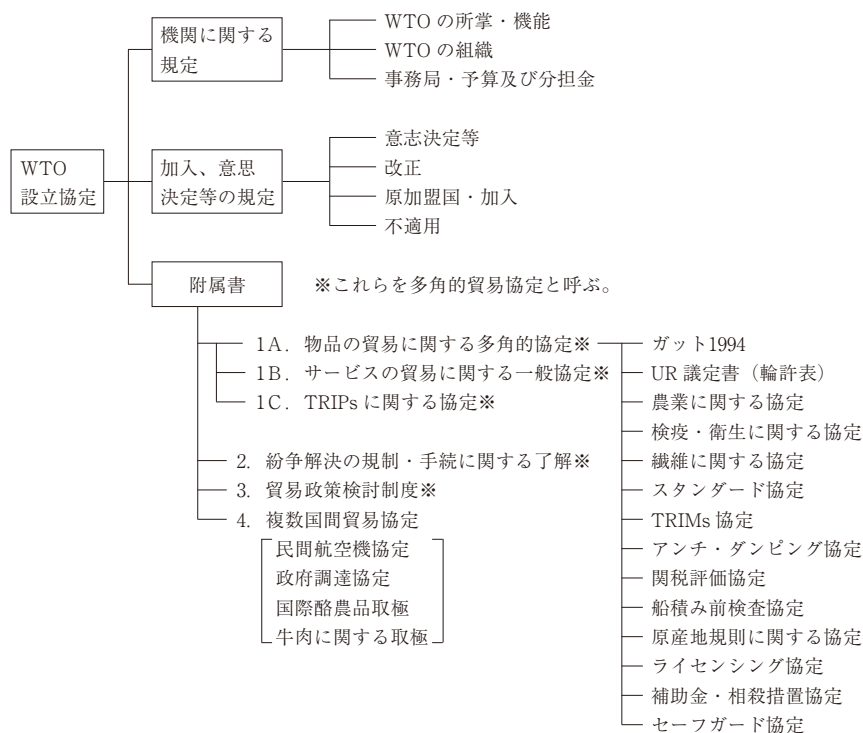
ウルグアイ・ラウンドは、サービスや TRIPs 等の新しい対象分野を追加し、国際貿易を一層発展させるフレームとなることが期待されることから、これらの合意を一括して実施する制度的枠組みを提供するため、協定上明確な根拠を持った国際機関として、「世界貿易機関（WTO）」が創設されることとなった。

WTO の最高意思決定機関として閣僚会議が置かれ、2年に1回開催されることとされた。閣僚会議がないときは、一般理事会がこれを代行する。一般理事会は、紛争処理機関及び貿易政策検討機関（各国の貿易政策のレビュー）の役割も担う。一般理事会の下には、物品の貿易に関する理事会、サービスに関する理事会、知的財産権に関する理事会の3大理事会が置かれ、その下に数多くの委員会や作業部会が置かれている。

WTO は平成7年（1995年）1月1日に発足し、加盟国は81か国であった。発足当初、ピーター・サザーランド前ガット事務局長がWTO事務局長を暫定的に務めたが、同年5月からは、4年の任期で、レナト・ルジェロ元イタリア貿易相がWTO事務局長に就任した。

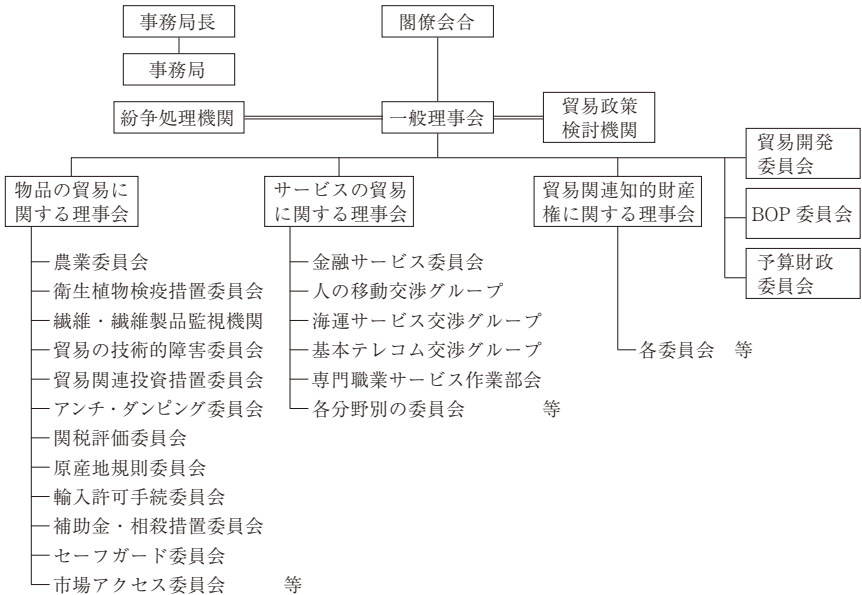
世界貿易機関設立協定の概要及び同機関の組織は、下図のとおりである。

図 2-2-1 世界貿易機関（WTO）設立協定の概要



（出所） 鏡味徳房「最近の関税行政等について」（『貿易と関税』平成7年3月号）12ページにより作成。

図 2-2-2 世界貿易機関 (WTO) の組織



(出所) 鏡味徳房「最近の関税行政等について」(『貿易と関税』平成7年3月号)13ページ。

3 我が国の関税の譲許

2.(1)及び(2)の交渉結果を受けて、我が国は9桁ベースで約8500品目をオファーしており、各分野のオファーの数と引下げ率は下表のとおりである。また平均関税率も、下表のとおり、合意前の右欄の実行税率から中央の欄のオファーレートへの適用となった。なお、農産品については、関税化品目を除いた率である。

これらの品目については、関税法（昭和29年法律第61号）第3条により協定税率が基本税率や暫定税率より低い場合には、協定税率が適用される。したがって、多数の品目については関税定率法等の改正を要しないが、農産品については、第2節で述べたように、譲許した協定税率を踏まえてより詳細な内容を定める必要があること等から、関税定率法等の所要の改正が行われた。

表 2-2-6 ウルグアイ・ラウンドにおける我が国の関税オファー

1. 品目数

	オファー
農産物	約1,500品目
林産物	約140品目
水産物	約250品目
鉱工業品	約6,700品目
合計	約8,500品目

(注) 1988年のHS 9桁を基準とし、オファーによる分類調整を考慮している。

2. 引下げ率

	協定ベース	実行ベース
農産物	約36%	約25%
林産物	約50%	約30%
水産物	約33%	約29%
鉱工業品	約61%	約33%

(注) 1 農産物は単純平均、その他は88年貿易加重平均で算出している。

(注) 2 協定ベース：ベースレート⇒オファーレート、実行ベース：1993年度実効税率⇒オファー後実効税率。

(注) 3 農産物の実行ベースは、関税化品目等を除いて算出している。

3. 平均関税率

	ベースレート	オファーレート	93年度実効税率
農産物	14.5%	9.3%	11.9%
林産物	2.0%	1.0%	1.4%
水産物	6.1%	4.1%	5.7%
鉱工業品	3.8%	1.5%	2.2%

(注) 1 農産物は関税化品目等を除いて算出している。

(注) 2 農産物は単純平均、その他は1988年貿易加重平均で算出している。

(出所) 鏡味徳房「最近の関税行政等について」(『貿易と関税』平成7年3月号)15ページにより作成。

イ 鉱工業品

鉱工業品全体6689品目のうち、6688品目をオファーし、非譲許品目は1品目、塩のみで、バインド率はほぼ100%であった。

引下げ率及び平均関税率は上記表のとおりであり、原則5年で均等引下げを行うこととなった。これらが実施されると、鉱工業品の平均関税率は1.5%となる。米国及びECとの比較は下表のとおりである。

関税相互撤廃は、医薬品(即時)、建設機械、医療機器、鉄鋼(期間10年)、家具、農業機械、紙・パルプ(期間10年)であり、合計757品目に上る。関税撤廃は、科学機器、エレクトロニクス、フィルム、玩具(期間10年)で、410品目である。また化学品の関税率の上限を0%、5.5%及び6%とするハーモニゼーションによるものが1211品目(期間5～15年)、高関税率品目である繊維については10年間でピークタリフの2分の1をカットするとされるものが167品目、その他、2016品目がおおむね一括引下げ方式(フォーミュラカット)によ

表 2-2-7 主要国の鉱工業品の関税引下げオファー

		平均関税率（譲許税率による加重平均）		引下げ率
		UR 前	UR 後	
日	本	3.9%	1.7%	56%
米	国	5.4%	3.5%	35%
E	C	5.7%	3.6%	37%

(注) 1 ガット事務局作成資料（1994年11月）による。

2 数値には、水産物、林産物を含む（水産物、林産物を除いた日本の鉱工業品のウルグアイ・ラウンド後の平均関税率は1.5%）。

3 日本の鉱工業品の1993年度実行税率2.2%からの引下げ率は33%である。

(出所)『関税年報』平成9年版 88ページにより作成。

ることとされた。

皮革・革靴については8年間でTQ二次税率（関税割当制度の対象の枠外に適用される二次税率）を原則5割カット、その他については原則2割カットが233品目、引下げ例外は34品目であった。更に、臭素化合物は関税即時撤廃されるものが18品目、ガラス・セラミックスが実行税率の3分の1カット等とされた。

ロ 林産物

オファー品目数は林産物全体170品目中141品目であり、非譲許はチップ、木炭、針葉樹の丸太等29品目、バインド率は82.9%であった。引下げ率、平均関税率は前述の表のとおりで、5年間で均等引下げとされた。

ハ 水産物

さば等の関税率引下げを含むオファー品目数は246品目で、全体で285品目であった。非譲許は、あじ、たら、いか等のIQ品目39品目、バインド率は86.3%であった。引下げ率、平均関税率は前述した表のとおりで、5年間の均等引下げとされた。

二 熱帯産品

中間レビュー会合でのオファーを含め、総計約360品目をオファーし、平均引下げ率は33%であった。ここには生鮮バナナ、木製家具、籐製品、熱帯木材等が含まれる。

ホ 農産物の市場アクセス

農産物の場合、全体1488品目のうち、米関係16品目を除く1472品目がオファー品目であり、バインド率は98.9%、引下げ率及び平均関税率は前述の表のとおりである。

① 輸入制限品目を関税化する品目

麦類、乳製品、でん粉、雑豆、落花生、こんにゃく芋、繭、生糸について、現行アクセスに係る一次税率（基準期間と同等の水準で、当該税率は削減しない。）及び二次税率（平成7年（1995年）から6年間で15%の段階的削減を含む。）を譲許した。SSGのトリガー水準及びトリガー価格については、削減される二次税率に合わせて、別途、関税暫定措置法により措置することとされた。二次税率は関税化前に比べて高いものとなるため、関税等に単純に置き換えるだけでは関税化によりかえってアクセスが悪化するおそれがあり、関税化に際しては、いわゆる現行アクセス機会を確保すること、つまり、関税化前においてアクセスできた数量については、関税化後も関税化前と（関税率等が）同じ条件で輸入することができるように一次税率を設定することとされた。

なお、国家貿易体制を維持する小麦、大麦、一部の乳製品、生糸については、二次の譲許税率は調整金（輸入差益）を含むことから、関税率のみ別途暫定税率として設定し、6年間の段階的削減を行うとともに、調整金を6年間で15%削減するとされた。

② 豚肉

従来の差額関税部分を新たに関税化して従量税を設定し、従価税部分（実施期間において5%から4.3%に引下げ）と同様に、実施期間において15%の引下げを行う（例えば、分岐点価格が553円/kgについて、425円/kgを361円/kgとする。）とともに、併せて、分岐点価格についても基準期間の水準から一定の引下げを譲許した。その譲許の範囲内で、別途、関税暫定措置法により差額関税制度を導入するとともに、平成12年（2000年）までに分岐点価格及び基準輸入価格を漸次引き下げることとした（関税の緊急措置を含む）。

③ 牛肉

従来の基本税率50%を新たに協定税率として譲許し、別途、暫定税率により6年間で38.5%まで漸次引き下げることとされた（関税の緊急措置を含む）。

④ 関税化の特例措置

米関係16品目については関税化措置を行わず、(i)1995年から6年間、関税相当量の設定は行わない、(ii)1995年において、基準年（1986～88年）の国内消費量の4%（精米ベース：37.9万トン）、2000年において同8%（75.8万トン）に相当するミニマム・アクセス機会の設定を行う、(iii)輸入は食糧庁による国家貿易

により行われ、国家貿易企業が徴収する輸入差益（マーク・アップ）は、基準期間中の売買実績に基づいて算出される額（292円/kg、基準期間における従価税換算で731%相当）を限度とするとされた。

⑤ 一般関税品目

①～④以外の一般関税品目については、原則6年で均等引下げを行うこととし、各国からの関税引下げリクエストを踏まえ、6年間で平均関税引下げ率36%、個別品目の最低引下げ率15%の条件を満たすよう、関税引下げを行うこととした。これらの品目に関する譲許税率は、関税法第3条に基づき直接適用されることから、特段の関税定率法等の改正は行われなかった。

大蔵省所管品目としては、アルコール32品目のうち、ビールが8年、ウイスキー・ブランデーは10年で関税撤廃、たばこは13品目については引下げを行うこととされた。

4 WTO体制のスタート

ウルグアイ・ラウンド交渉はかつてない包括的な交渉であり、交渉の成果は、関税の大幅引下げ、農業補助金の削減、金融等のサービスに関する自由化のルール策定、知的財産権の保護強化、アンチダンピング等の特殊関税に関する規律の強化及び紛争解決手続等の制度の整備など、扱う項目は数多く、多方面にわたった。これらの成果を実施することにより、貿易の拡大、経済の成長、雇用の促進をもたらし、また競争の活発化による消費者の選択の幅の拡大等を通じて国民生活の豊かさの向上につながっていくものとされた。

（１）第１回閣僚会議

閣僚会議は、WTOの最高意思決定機関として、少なくとも2年に一度開催することになっており、第1回の閣僚会議は平成8年（1996年）12月9～13日にシンガポールで開催された。

ウルグアイ・ラウンドの実施状況や今後の課題等について議論が行われ、その結果がシンガポール閣僚宣言として採択され、貿易と投資、貿易と競争政策、政府調達作業部会及び税関手続の簡易化などを旨とする貿易円滑化の4つの新たな作業部会が設置された。

また、急速に進歩する情報技術、情報化社会に対応し、この分野の貿易を促進することを狙いとした情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言（ITA：Information Technology Agreement）が採択された。ウルグアイ・ラウンドにおいてもエレクトロニクス関連機器の関税撤廃交渉が行われたが合意に至らず、その後、米国とヨーロッパの間で産業界の交渉により相互に関税を撤廃することが合意されていた。この合意が日本・カナダを含めた四極会合の場に拡大され、更にASEAN諸国を含めたAPECの場で推進され、シンガポールの閣僚会議で「世界貿易の90%以上を占める国・地域の参加を得て2000年までに情報技術製品の関税を撤廃する」との閣僚宣言が採択されたものである。平成9年（1997年）3月にITA検証会合が開かれ、実施の条件が満たされたことが確認され、各国において必要な手続を経て同年7月から実施された。

更に、医薬品の関税相互撤廃についても、約400品目の追加で基本合意がなされた（2.（1）表2-2-5参照）。

（2）紛争処理手続の強化

WTOでは、前述したように、パネル及び上級委員会の報告書の採択にネガティブ・コンセンサスを導入するなど、紛争処理手続が強化された。我が国は上級委員会委員7名の1名に、松下満男成蹊大学教授を推薦し、選出された。

平成7年（1995年）中には25の案件が通報され、加盟国が積極的に同手続を活用しようとしている状況が窺われた。案件第1号は、米国の大気汚染防止のためのガソリン規制が輸入ガソリンにとって内国民待遇原則に反するとして、ベネズエラ及びブラジルが訴えたものであり、パネルでは米国の規制がガットの条項に適合しないとされ、上級委員会でも同じ結論となった。

我が国にとって重要な案件として、EC、カナダ及び米国が提訴した我が国の酒税法（昭和28年法律第6号）による税率格差問題があった。昭和62年（1987年）11月10日に採択されたガットのパネル報告を受け、平成元年（1989年）に酒税法の改正が行われたが、それでは不十分であるとして、平成7年9月27日にパネルが設置され、平成8年（1996年）7月11日に内国民待遇に係るガット第3条第2項違反であるとするパネル報告が出された。我が国は上訴し、同年10月4日に上級委員会報告が出されたが、上級委員会は、パネル報告を一部修正したものの、結論についてはこれを維持し、焼酎とウォッカとは「同種の産

品」であり、日本が輸入産品に対して同種の国内産品を超えて課税している点はガット第3条第2項第1文に違反するものであり、また、焼酎と、HS2208に掲げられたその他の蒸留されたスピリッツ及びリキュール（ウォッカを除く）とは「直接競合・代替可能産品」であり、日本が酒税法の適用において、輸入産品と直接競合又は代替可能な国内産品を「同様に」課税していないことは同項第2文に反するとした。そして、上級委員会は、我が国に対して、酒税法を1994年ガット上の義務に適合するように措置を執るよう勧告し、同年11月1日、我が国の酒税に関する上級委員会報告及び同報告によって修正されたパネル報告が採択された。

5 CCC/WCO の主な活動

(1) WCO としてのスタート

関税協力理事会（CCC：Customs Co-operation Council）は、ヨーロッパ16か国及びトルコの参加を得て昭和27年（1952年）に設立され、翌年の1月26日に第1回総会が開催された。その後、我が国は昭和39年（1964年）に37番目（当時38番目）、米国は昭和45年（1970年）に61番目（当時63番目）、カナダは昭和46年（1971年）に64番目（当時66番目）の加盟国となり、昭和48年（1973年）には加盟国が70か国を超えた。更に、平成3年（1991年）にはソ連（現・ロシア）、平成4年（1992年）にはウクライナ等が加盟するなど、文字どおり国際的な機関に発展し、平成8年（1996年）4月時点で140か国・地域が加盟することとなった。

昭和27年の設立以来、この機関は設立条約に基づいて関税協力理事会（CCC）と呼ばれてきたが、平成5年（1993年）に設立40周年を迎えたのを機に、その役割と機能をより明確にするとともに、世界貿易機関（WTO）の設立なども踏まえ、working name として、世界税関機構（WCO：World Customs Organization）を使用することが平成6年（1994年）の総会において採択された。同総会では、昭和48年（1973年）に採択された京都規約（正式名称は、「税関手続の簡易化及び調和に関する国際規約」）の見直しを開始することも合意された。

我が国は、米国に次ぐCCC第二の拠出国であったことに加え、平成元年（1989年）からは途上国に対する技術協力のための関税協力基金（CCF：Customs Co-operation Fund）にも任意拠出するようになり、平成5年度（1993年度）は

2億2000万円、平成6年度（1994年度）は2億8000万円、平成7年度（1995年度）は3億4000万円を拠出した。

（2）戦略プランの策定

平成7年（1995年）の総会では、原産地規則、関税分類（HS）、関税評価協定、京都規約、商業犯罪対策、税関改革・近代化の6つの分野をキー・アクティビティとする戦略プランが採択され、WCOの各委員会の活動もこれに沿った形で展開することとされた。

また、昭和61年（1986年）以降、全加盟国・地域を6つに分け、それぞれの地域で選ばれた地域代表の下に地域内協力を行う仕組みがとられてきたが、暫定的なものとされていたところ、平成7年6月の総会決議においてこれが正式に決定された。更に、選抜メンバーにより構成される政策委員会及び財政委員会について、その選出を各地域に定数を割り当てて行うことも総会決議で正式決定された。

（3）HS品目表の見直し

昭和63年（1988年）に発効した商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（Harmonized System 条約、以下「HS条約」という）は、その附属書であるHS（関税分類）品目表を、技術の進歩、貿易パターンの変遷などにあわせて4～6年のサイクルで見直すこととされている。

第1回改正は平成4年版（1992年版）HSとして発行されたが、これは主に昭和63年版（1988年版）の細かい誤謬等を中心に改正が行われたものであった。本格的な最初の改正は第2回改正である平成8年版（1996年版）HSであり、平成5年（1993年）の総会で採択され、平成8年（1996年）1月1日から実施された。

（4）薬物取締りに関するMOU

平成3年（1991年）6月のCCC総会で、薬物取締りに民間を活用するスキームとして、民間との了解覚書（MOU：Memorandum of Understanding）を締結して情報提供を求めるという英国税関からの提案が合意され、同提案は同年7月に開催されたロンドン・サミットの首脳宣言に盛り込まれた。当該サミット

において、次回サミットまでにその取組みの成果を報告することが要請された。

CCCでは、昭和60年（1985年）以降、10の国際貿易・輸送業者の国際団体との間に、麻薬不正取引防止のための協力強化等を目的としたMOUを締結しており、我が国を含む各国においても、前記提案を受けてMOUが締結されていた。そこで、CCCは、税関当局と関係業界との協力強化のためには、両者が自主的に協力する内容のMOUを通じた方法が効果的であり、各国がこの方法を採用することが望ましいという報告を、平成4年（1992年）のミュンヘン・サミットに提出した。

これを受けて、サミット議長国のコール独首相から、MOUによる協力強化策を支持し、CCCの努力に感謝する旨の書簡がCCC元議長のサー・プライアン・アンウィン英国関税消費税長官あてに発出された。

（５） 京都規約の見直し

昭和48年（1973年）に京都総会で採択された京都規約は昭和49年（1974年）に発効したが、当時に比べると、国際貿易は飛躍的に拡大し、税関における輸出入事務も大幅に増加しており、国際物流を阻害せずに適正な通関を確保することが重要課題となっていた。そのため、先進国を中心とする多くの国の税関では、税関手続の電算システムを導入するとともに、全ての貨物を検査するのではなく、密輸のリスクを評価した上で検査対象貨物を絞り込む手法（リスク・マネジメント手法）を開発し、更に通関後に輸入者に立入調査を行うことで通関自体の審査・検査は簡略化し、迅速な通関を図る制度（事後調査制度）の整備に努めてきた。

平成6年（1994年）の総会において、京都規約につき、それが採択から20年経過していることに鑑み、こうした近代的な税関手続を新たに盛り込んでアップデートするための見直しに着手することが決定された。その作業は、最新の情報技術を取り入れるとともに、通関手続の主要な部分を集めた一般附属書の作成を通じて、国際的調和をより進めて行くという方針で進められた。

（６） 原産地規則の統一

ECの市場統合、「北米自由貿易協定（NAFTA：North American Free Trade Agreement）」の締結などを背景に、原産地問題が大きな広がりを持つように

なる中、この問題がウルグアイ・ラウンドでも交渉分野の一つとして取り上げられることとなり、「原産地規則に関する協定」が合意された。同協定では、WTO 発足後、原産地規則に関する具体的作業は WCO に設置される「原産地規則技術委員会」に委託され、委託後2年3か月以内に作業を終了することとされた。これを受けて、WCO 事務総局次長の下に、各国から派遣されるテクニカル・アタッシェからなる「原産地規則プロジェクトチーム」が設置され、平成6年(1994年)9月から作業が開始された。

(7) アジア・大洋州地域の活動

平成5年(1993年)7月から地域代表を務めた中国は、平成6年(1994年)12月13～16日に北京で政策委員会を開催した。平成8年(1996年)7月には、インドが地域代表に選出された。

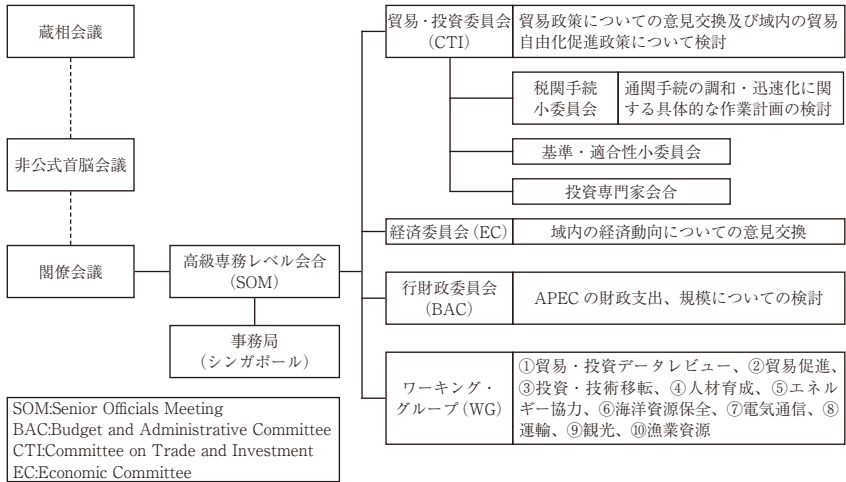
6 APEC

(1) 拡大する APEC

アジア太平洋経済協力(APEC: Asia Pacific Economic Cooperation)は、小規模ながらもシンガポールに事務局が設置され、新たに首脳会議や大蔵大臣会合も設置されるなど、下図のとおり、その活動は次第に大きく拡大していた。平成元年(1989年)の設立当初のメンバーに加え、平成3年(1991年)に中国、台湾、香港、平成5年(1993年)にメキシコ、パプアニューギニア、平成6年(1994年)にチリが加わり、その時点で18の国・地域をメンバーとし、世界人口の40%、GNPの50%を占めるようになった。

APECの目的としては、①APEC地域の成長と発展を持続させ、もって世界経済の成長と発展に貢献すること、②閉鎖的な貿易ブロックを志向せず、地域外に対しても開かれた多角的自由貿易体制を推進・強化すること等が掲げられた(1991年11月ソウル宣言)。APECは、アジア太平洋地域の貿易投資を中心とした経済協力に関する協議の場であるが、EUやNAFTAのように協定に基づいて域内の関税・非関税措置を撤廃する地域取極とは異なり、「開かれた地域主義」を目指すフォーラムとして位置付けられた。

図 2-2-3 APEC 組織図



(出所) 大蔵省『財政金融統計月報』「関税特集」第534号19ページ。

(2) 平成5年(1993年)の取組み(議長国:米国)

平成5年は米国が開催国となり、11月にシアトルで閣僚会議が開催された。この際、クリントン大統領が非公式首脳会議を初めて開催して議長を務め、17の国・地域が参加した。我が国からは細川護熙内閣総理大臣が出席した。

閣僚会議など一連の会議に続き、首脳会議において、首脳としてウルグアイ・ラウンドの早期かつ成功裏の終結を呼びかけ、ウルグアイ・ラウンドの成功を確かなものにするという成果があった。

(3) 平成6年(1994年)の取組み(議長国:インドネシア)

平成6年11月11～12日に第6回閣僚会議がジャカルタで、同年11月15日に第2回非公式首脳会議がボゴールで開催され、「APEC 経済首脳の共通の決意の宣言」(ボゴール宣言)が採択された。同宣言では「アジア・太平洋における自由で開かれた貿易及び投資」という目標が示され、貿易自由化について、先進国は平成22年(2010年)までに、開発途上国は平成32年(2020年)までに、それぞれ達成することとされた。

また、平成6年には蔵相会議が創設される等、その活動は更に拡大し、平成

8年（1996年）3月には京都で蔵相会議が開催された。

（４）平成7年（1995年）の取組み（議長国：日本）

平成7年には、我が国が議長国となり、11月に大阪で閣僚会議及び非公式首脳会議が開催された。また、高級事務レベル会合（SOM：Senior Officials Meeting）を2月に福岡、7月に札幌、10月に東京で開催する等、大阪会議に向け多くの準備会合を開催した。

イ 「行動指針」の採択

平成7年11月の大阪会議では、ボゴール宣言を達成するための道筋を描くものとして、APECの今後の進路を具体的に示す「大阪行動指針」（アクション・アジェンダ）が採択された。

「行動指針」は、貿易・投資の自由化、貿易・投資の円滑化、経済技術協力を3本柱としており、このうち自由化及び円滑化については、関税、非関税措置、サービス、投資、税関手続、原産地規則等、15の分野において、自由化・円滑化を進める上でのガイドライン、各メンバーが共同で執るべき措置（共同行動）等が具体的に示された。

ロ 首脳宣言の採択

大阪会議における「APEC 経済首脳の行動宣言」（「首脳宣言」）では、「行動指針」を採択して実施することにつき首脳レベルによる強い決意が表明されるとともに、①内向きの貿易ブロックに反対し、APECの基本理念である「開かれた地域協力」を堅持するという考え方と、APECの自由化はWTO協定に整合的に進められるという方針が示され、②今後、長期的課題として、人口、食料、エネルギー、環境等の問題にも取り組んでいくこと等が盛り込まれた。

ハ 「当初の措置」の公表

APECにおける自由化を真剣に進めるという政治的決意を内外に示すことを目的として、首脳会議後に「当初の措置」が公表され、ウルグアイ・ラウンド合意実施の前倒しや、規制緩和等、各メンバーが当面執りうる具体的な自由化・円滑化措置が提示された。

我が国は、①697品目の鉱工業品につき、ウルグアイ・ラウンド関税引下げを約2年間前倒しすること（平成10年（1998年）1月から適用予定である税率を平成8年（1996年）4月から適用する）、②海外ビジネスのアクセスの一層の改善

に資する50項目につき新たな規制緩和措置を執ること（途上国に対する特惠関税適用に当たり原産地確認手続の簡素化を行うこと等を含む）等を中心に取りまとめた。

二 自由化・円滑化に関連する協力事業の支援策

村山富市内閣総理大臣は、首脳会議において、貿易・投資の自由化・円滑化に関連する協力事業を支援するイニシアティブとして、APEC 中央基金に、有益なプロジェクトの実施のため、今後数年間で合計100億円を上限に資金を拠出することを表明した。併せて、他のメンバーから、同様の観点から、協力事業の拡大に向けた積極的協力がなされることを期待する旨の発言がなされた。

ホ 税関手続小委員会（SCCP）の活動

APEC では、閣僚会議の下に事務レベルの会合として高級事務レベル会合（SOM）が置かれ、更にその下に貿易・投資委員会（CTI：Committee on Trade and Investment）、経済委員会（EC：Economic Committee）、各種専門家会合等が組織されている。

税関手続小委員会（SCCP：Sub-Committee on Customs Procedures）は、CTIの下で通関手続の調和、簡素化、迅速化等に関する検討を行う会合として、APEC メンバーの税関当局代表により構成されている。平成5年（1993年）に非公式な会合として発足し、平成7年から公式な小委員会に昇格した。

平成7年には我が国が議長を務め（大蔵省関税局国際機関課長がその任に当たった。）、ボゴール宣言の要請に応えるため、SCCPにおいて「税関分野におけるアクション・プログラム」の作成に取り組み、6月の札幌会合で合意した。同プログラムは、通関手続の簡素化・調和のための5原則（迅速性、信頼性、一貫性、透明性、簡素化：FACTS：Facilitation, Accountability, Consistency, Transparency, Simplification）、各国・地域が共通に実施する9項目の行動計画（HS条約、京都規約、事前教示制度、関税評価協定等）、同行動計画実施のための技術支援などの具体的な方策を含む包括的な行動計画になっており、APEC 全体の「行動指針」において重要な一項目となっている。

ヘ 税関・国際経済シンポジウムの開催

平成7年11月9～10日、大阪市南港のアジア太平洋トレードセンターにおいて、APEC 閣僚会議・非公式首脳会議に先立ち、大蔵省及び（財）日本関税協会の主催（協賛：大阪市、（社）関西経済連合会、APEC 大阪会議関西協力協議会）

により、第3回 APEC 税関・国際経済シンポジウムが開催され、1000名以上の参加者があった。その内容は表2-2-8のとおりである。

また、その前日には、非公式の APEC 関税局長会合が開催され、SCCP で合意した9項目の実施方法や、麻薬・拳銃等の社会悪物品の取締りのための協力等、現下の直面する諸問題について意見交換が行われた。

表 2-2-8 第3回 APEC 税関・国際経済シンポジウム

第3回 APEC 税関・国際経済シンポジウム次第

1. 開会式

武村正義大蔵大臣による挨拶（ビデオ）ほか

2. 基調講演

佐藤光夫アジア開発銀行（ADB）総裁、大場智満（財）国際金融情報センター理事長、ライオネル・ウッドワード豪州関税庁長官

3. パネル・ディスカッション

(1) 関西経済の APEC に果たす役割（座長：川上哲郎関西経済連合会会長）

(2) 税関手続の円滑化が APEC 貿易・投資に与える影響（座長：久保田勇夫大蔵省関税局長）

(3) 税関と民間経済界との協力関係のあり方（座長：ジェイムス・シェーパー WCO 事務総局長）

（参考）第1回：平成5年（1993年）11月、米国・シアトルで開催

第2回：平成6年（1994年）11月、ジャカルタで開催

（出所）津曲俊英「第3回 APEC 税関・国際経済シンポジウム」（『ファイナンス』平成7年12月号 36-41ページにより作成。）

（5）平成8年（1996年）の取組み（議長国：フィリピン）

平成8年には、フィリピンで一連の会議が開催された。「大阪行動指針」に基づき、各エコノミーの個別の行動計画（IAP：Individual Action Plan）と共同行動計画（CAP：Collective Action Plan）とを合わせた「マニラ行動計画（MAPA：Manila Action Plan for APEC）」が策定され、11月25日にスービックで開催された第4回 APEC 首脳会議において採択された。

同年5月のセブ会合では、共通の行動計画実施のための技術協力に係るフレームワークについて合意となり、技術協力の具体的プロジェクトを策定するために項目ごとにコーディネーターを指定、共通の行動計画の円滑な実施に向けた作業が開始された。同年10月18～20日のマニラにおける高級事務レベル会

合に先立って、同月15～16日に APEC 税関・産業国際会議（税関シンポジウム）が開催され、その折には、併せて第5回となる環太平洋関税庁長官・局長会議（CCAP：Conference of Customs Administrators of the Pacific Basin）も開催された。

7 ASEM

（1）ASEM 会合のスタート

アジア欧州会合（ASEM：Asia-Europe Meeting）は、平成6年（1994年）秋、シンガポールのゴー・チョクトン首相による「東アジアとEUとの包括的対話」の提唱がなされたことを受け、アジア側とEUとの間で検討された結果、開催されるようになった会合である。第1回 ASEM 首脳会合は、平成8年（1996年）3月1～2日の2日間にわたり、タイのバンコクで開催された。これは、世界経済が北米、欧州及び東アジアの三極を中心とする構造をとるようになる中で三極間の連携が重要であり、東アジアと欧州との関係が相対的に弱いため、これをハイレベルで強化する必要があるという認識が背景にあった。

同会合には、ASEAN 7 各国、日本、中国、韓国、EU 加盟15か国及び欧州委員会の計26メンバーの首脳クラスが参加し、政治、経済、文化等の幅広い分野での両地域の関心事項、今後の協力の在り方等が議論された。アジアと欧州の首脳が初めて対等な立場に立って建設的な対話を開始したこと、その中で、我が国がアジアの一員として積極的に関与し、多様な提案を行ったことは特筆すべき成果であったといえる。

なお、第2回首脳会合は平成10年（1998年）に英国で、第3回首脳会合は平成12年（2000年）に韓国で開催された。

（2）ASEM 関税局長・長官会議の創設

第1回 ASEM の首脳会合の際に、橋本龍太郎内閣総理大臣から、「税関手続の調和・簡素化に関する協力とともに、麻薬取引の防止のための協力強化についても、税関当局間で検討させることを提案したい」との発言がなされ、これを受けて関税局長・長官会議（Customs Directors General and Commissioners Meeting）の創設が合意された。

関税局長・長官会議の第1回会合は、WCO 総会が香港で開催され、各国の関税局長・長官が集まる機会を捉えて、平成8年（1996年）6月21～22日に深センにおいて中国主催で開催された。①麻薬・銃砲の不正取引その他関税犯則の防止に関する協力、②税関手続の調和・簡素化に関する協力の2点を中心に議論が行われ、関税局長・長官会議の下に監視取締作業部会と手続作業部会を設け、今後の協力等について検討することとなった。

第2回会合は、平成9年（1997年）6月にハンガリーで開催された WCO 総会の機会を捉えて、6月20～21日にウィーンで開催された。作業部会からの報告を基に、監視分野（麻薬・覚せい剤、マネー・ローンダリング等）及び手続分野（京都規約見直しのための共通アプローチ等）について議論が行われた。また、本会議を2年に一度開催することで合意し、平成11年（1999年）6月のベルギーで開かれる第3回会合では我が国が議長を務めることとなった。

8 環太平洋関税庁長官・局長会議（CCAP）

平成6年（1994年）10月24～26日、第4回環太平洋関税庁長官・局長会議（CCAP：Conference of Customs Administrators of the Pacific Basin）がオタワで開催された。テーマは、①貿易のグローバル化と関税行政への影響、②税関行政：新たなマネジメントへの挑戦、③税関とその職責、税関と地域協力、であった。

平成8年（1996年）10月14～16日、フィリピンにおいて APEC の税関シンポジウムに併せて第5回 CCAP が開催され、APEC 税関手続小委員会（SSCP）において税関手続の調和・簡素化に関する議論が進捗していること等を踏まえ、メンバーがほぼ重複する CCAP の役割を見直すべきではないかとの問題提起がなされた。

続いて、平成9年（1997年）6月にブダペストで開催された WCO 総会の際に、CCAP の非公式会合が開催され、CCAP を APEC 非公式関税局長・長官会議（AHOC：APEC Heads of Customs Meeting）に改組することが原則として合意された。これを受け、平成10年（1998年）6月に WCO 総会の機会を利用して、我が国がホストとなり、非公式 AHOC を開催した。

第5節 関税・税関当局間の国際協力

1 JICA 税関行政セミナー

昭和45年度（1970年度）、JICA 税関行政セミナーは12名の研修員を受け入れて開始された。以来、平成5年度（1993年度）までの24年間で延べ64か国から377名を受け入れており、平成8年度（1996年度）までの27年間で研修員は延べ72か国、438名に達した。

2 WCO・日本関税技術協力プログラム

日本関税技術協力プログラムは、平成元年度（1989年度）から、我が国がWCOに4700万円を拠出することでスタートし、平成5年度（1993年度）には2億2000万円をCCCに拠出するまでに拡大した。WCOと協力して各分野の専門家を派遣するとともに、地域セミナーを実施しており、これにも我が国から講師を派遣した。

平成7年度（1995年度）においては、WCOと主に以下の内容で合意している。合意内容は、①我が国への受入研修の実施、②我が国職員単独又はWCO職員との合同による専門家派遣、③地域セミナーの実施、④フェローシップ・プログラムの後援（WCOで、関心のある分野に関する集中的な研修及びマネジメントに関するセミナーを行い、その後、後援国において税関実地研修を実施。）、⑤これまでの技術協力の評価と、今後のニーズ把握のための評価・調査ミッションの派遣、となっている。

以後、基本的にこの枠組みに沿って、技術協力が推進されることとなった。

3 二国間関税技術協力プログラム

2. のプログラムへの参加資格は、当初、WCO加盟国に限られていたが、WCO非加盟国等からの技術援助要請が増加したこと、我が国のプレゼンスを更に高

める等の観点から、我が国関税局・税関による独自の短期専門家派遣及び受入研修の実施が、平成8年度（1996年度）から開始された。

4 国内における関税技術協力事業の実施体制

国内の体制としては、大蔵省関税局国際調査課に平成4年度（1992年度）に国際協力専門官が、平成6年度（1994年度）に技術協力係が設置された。また、同年度、東京、横浜、神戸の各税関において、関税技術協力事業を専担する職員として関税協力専門官が設置され、平成7年度（1995年度）には大阪、名古屋の両税関にも同専門官が設置されることとなった。

さらに、平成9年度（1997年度）には、大蔵省税関研修所内に税関国際交流センター室が設置され、関税局国際調査課と協力して更に充実した研修を実施することとなった。

また、平成5年（1993年）2月には、バンコクで開催されたCCCアジア・大洋州地域会合（関税局長レベルの会合）において、我が国がアジア・大洋州の地域研修コーディネーターに推薦されたのを受けて、関税局国際調査課国際協力専門官が、地域内の研修に関するリエゾン・オフィサーとの連絡体制の確立、ニーズの把握とインベントリーの作成をはじめ、各国及びWCOとの研修に関する情報交換、情報の提供に努めることになった。

5 日米税関協力会議

昭和57年（1982年）1月に、フォン・ロブ米国関税庁長官が我が国の大蔵省関税局を訪問した際、日米両国間の経済・貿易関係における税関関係事項の重要性に鑑み、両税関のヘッドが定期的に会合を開催し、両国税関の共通の関心事項について意見交換、情報交換を行う場として「日米税関協力会議」が設置された。以後、同会議は、2年に1回程度の頻度で、東京、ワシントン間で交互に開催され、両税関間の友好関係の構築に貢献してきた。

平成5年（1993年）11月14日、ジョージ・ワイズ米国関税庁長官一行が来日し、高橋厚男大蔵省関税局長ほかと第7回会合が行われた。そこでは、国際化が飛躍的に進展し、税関を取り巻く環境が大きく変化する中で、通関手続の迅

速化を図りつつ適正な通関を実現するためにいかなる努力をしているか等について、両国の状況がそれぞれ説明された。当時、米国は我が国の通関の迅速性に不満を有していたが、この会議を通じて、我が国の状況に関する一定の理解が得られたと考えられる。その他、CCCにおける両国税関当局の協力、途上国に対する技術協力や知的財産権侵害物品の取締りなど、多岐にわたる分野での意見交換が行われ、以後も迅速かつ適正な通関という観点から緊密な協力体制をとっていくことが確認された。

平成8年（1996年）9月3～4日には久保田勇夫大蔵省関税局長ほかが訪米し、ワイス米国関税庁長官ほかと第8回会合が持たれた。①薬物・銃砲等の不正取引防止策及び②税関手続の調和・簡素化を中心に議論が行われた。

①については、自国での取締り強化に加えて両国税関における協力が不可欠であり、更に情報交換を促進していくことが確認された。この関係で、既に米国は31か国の税関当局との間で税関協力に関する取極めを締結しており、主要国では我が国との間でのみ取極めが未締結であるとして、その締結に向けた強い要請があった。我が国としても取極めの重要性についてはよく認識しており、所要の検討を行っている旨を伝えた。その後、様々な問題を解消し、平成9年（1997年）6月に、10年来の課題であった日米税関相互支援協定（「税関当局間の相互支援に関する日本政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」）が、我が国最初の行政支援協定として発効する運びとなった。

6 RILO

CCC/WCOは、不正薬物の水際取締りのための各国税関当局間の情報交換を積極的に推進しており、また、国際刑事警察機構（ICPO：International Criminal Police Organization）等の国際機関とも連携を図っている。また、WCOの地域プロジェクトとして、RILO（地域情報連絡事務所：Regional Intelligence Liaison Office）がある。各国税関当局間における不正薬物等の密輸に関する情報交換、情報分析の強化等がその目的である。

アジア・大洋州地域においては、昭和62年（1987年）、香港関税消費税庁内にアジア・大洋州 RILO が設置された。アジア・大洋州 RILO は地域の情報交換の支援や情報分析結果の提供等を行い、当該地域の監視・取締りに成果を挙

げ、他の地域の先駆的存在であった。

平成8年（1996年）4月に第6回アジア・大洋州地域会合が開催され、そこで、平成11年（1999年）1月からアジア・大洋州 RILO を我が国に移転することが合意された。

第3章 平成9年度から平成12年度の関税行政

第1節 概説

1 内外の動向

世界経済の動向は、米国経済は引き続き好調、欧州経済は鈍化したものの堅調さを維持していた。我が国をはじめアジア経済は、平成11年（1999年）には景気回復の兆しが見えてきたものの、総じて厳しい状況にあった。

米国経済の好調さは、世界経済を牽引した。この一つの要因として、情報化投資が生産性に寄与しており、一層の効果の広がりが見られていた。米国の抱えるリスク要因は、①個人消費、②株価、③インフレ、④経常収支の「4つのリスク」に整理された。経常収支については、赤字は拡大しており、為替水準への影響や保護主義の強まりが懸念されるところであった。

欧州については、平成11年初めに単一通貨ユーロが導入され、導入直後は弱含みの状況が続いていたが、次第に金融、資金取引通貨としてドルに匹敵する役割を果たし始めていた。

東アジア経済は平成11年には急回復を遂げ、その背景には輸出の回復や景気刺激策があった。もっとも、民間部門の回復、特に設備投資の回復は、力強さを欠いていると見られていた。

日本経済は、平成10年（1998年）夏以降、3割近い円高に見舞われた。為替変動は様々な要因によるが、円高に先行して経常収支黒字の蓄積（平成9年度11兆4千億円、平成10年度15兆8千億円）が進んでいたことは、平成7年度（1995年度）の円高時と共通している。また、平成10年度は、マイナス成長を記録したものの、平成12年（2000年）には回復基調を示していた。原油価格は平成11

年以降2倍以上に上昇したが、①省エネルギーやエネルギー源の多様化、産業構造の変化、②ガソリン輸入の自由化等の規制改革により、国内価格への影響は湾岸危機時以降低下した。

2 WTOの動向

平成8年（1996年）12月にシンガポールで開催された第1回閣僚会議を受けて、平成10年（1998年）5月にジュネーブで開催された第2回閣僚会議では、第3回閣僚会議においてしかるべき決定を行うことができるよう、準備を開始することが合意された。

その第3回閣僚会議は平成11年（1999年）11月に開催され、平成12年（2000年）から新ラウンドを立ち上げるべく、交渉の枠組み等を合意することを主たる目的として議論が行われた。しかしながら、同会議は、①直面している問題が多様で複雑であったこと、②意思決定プロセスに透明性を確保する必要があったこと、③これらの問題を解決するには残された時間が短かすぎる事等理由により、閣僚宣言を取りまとめられないまま時間切れとなり、結局、会議は失敗に終わった。

第2節 関税率等関税制度の変遷

1 関税率の改正

(1) 石油関係関税の改正

① 石油関税の引下げ

原油については、我が国の原油の輸入依存度がほぼ100%であるため、原油に国内産業保護を目的とした関税を課す必要がなく、このため原油関税の基本税率は無税と規定されている。他方、石油によって石炭産業が打撃を受けたという原因者負担的な考え方に立って、当時は石炭対策のための特定財源として関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）により暫定税率が設定されていた（原油関税及び石油製品関税は、「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」の石炭勘定に直入されていた。）。

暫定税率は、石炭対策の進展に伴い段階的に引き下げていくこととされ、平成4年度（1992年度）関税改正において、平成4年度から平成8年度（1996年度）までは315円/kℓ、平成9年度（1997年度）から平成13年度（2001年度）までは215円/kℓとする改正が行われていた。このように、当初の予定では、平成14年度（2002年度）には基本税率（無税）が適用されることとなっていた。

原油関税が引き下げられる一方で輸入石油製品に係る関税が引き下げられない場合、国内石油精製業者の石油製品製造に係る原料コストは低下するものの、輸入石油製品価格が下がらないため、国内石油製品価格も下がらないということも考えられた。そこで、平成9年度からの原油関税の引下げに伴い、石油製品全油種の関税も引き下げることによって石油製品全油種の価格の引下げを図り、原油関税引下げのメリットを全石油製品ユーザーに還元することを目的として、平成9年度において石油製品の関税も引き下げられることとなった。

② 原油関税の延長

前述のとおり、石炭対策については平成13年度末をもって完了することとされ、それに併せて原油関税も平成13年度末をもって廃止することとされていた。もっとも、平成12年度（2000年度）、13年度の石炭対策には2770億円程度の費

用が必要と見込まれていたが、両年度の原油関税の収入見込みを前提とすると相当程度の歳入不足が生じることとなるため、借入を行わざるを得ず、その返済財源として平成14年度以降総額1520億円の資金手当てを行うことが必要となった。そこで、平成13年度末で終了することとなっていた原油関税を平成17年度末（2005年度末）まで4年間延長し、想定される歳入不足を当該関税収入

表 2-3-1 主な石油製品の関税改正

その他の揮発油のうち		
航空機用（比重0.8017以下）		
平成9年度改正	2,130円 /kl	→ 2,090円 /kl
平成12年度改正	2,090円 /kl	→ 2,069円 /kl（平成14～17年度）
航空機用（比重0.8017超）		
平成9年度改正	2,400円 /kl	→ 2,360円 /kl
平成12年度改正	2,360円 /kl	→ 2,336円 /kl（平成14～17年度）
その他のもの（石油化学製品製造用又は燃料用以外のもの：ガソリン）		
平成9年度改正	1,430円 /kl	→ 1,400円 /kl
平成12年度改正	1,400円 /kl	→ 1,386円 /kl（平成14～17年度）
灯油		
平成9年度改正	580円 /kl	→ 570円 /kl
平成12年度改正	570円 /kl	→ 564円 /kl（平成14～17年度）
軽油		
平成9年度改正	1,290円 /kl	→ 1,270円 /kl
平成12年度改正	1,270円 /kl	→ 1,257円 /kl（平成14～17年度）
A 重油及び粗油のうち製油用及び農林漁業用以外のもの		
硫黄分0.3%以下		
平成9年度改正	2,770円 /kl	→ 2,620円 /kl
平成12年度改正	2,620円 /kl	→ 2,593円 /kl（平成14～17年度）
硫黄分0.3%超		
平成9年度改正	3,750円 /kl	→ 3,410円 /kl
平成12年度改正	3,410円 /kl	→ 3,306円 /kl（平成14～17年度）
B・C 重油及び粗油のうち製油用以外のもの		
硫黄分0.3%以下		
平成9年度改正	2,540円 /kl	→ 2,400円 /kl
平成12年度改正	2,400円 /kl	→ 2,376円 /kl（平成14～17年度）
硫黄分0.3%超		
平成9年度改正	3,750円 /kl	→ 3,410円 /kl
平成12年度改正	3,410円 /kl	→ 3,202円 /kl（平成14～17年度）

（出所）『関税年報』平成9年版 15ページ、平成12年版 19ページにより作成。

で賄うべく、当時215円 /klであった税率を平成14年度以降、170円 /klに引き下げることとされた。

また、石油製品関税については、平成13年度末までは現行税率を維持し、14年度以降は原油関税の引下げに併せ、過去の原油関税引下げ時と同様に、原油関税引下げによる利益をユーザーに還元するため、油種ごとに関税率を引き下げることとし、その旨の関税暫定措置法の改正が行われた。

(2) 粗糖関税の改正

我が国の砂糖価格は低下傾向にあったものの、欧米諸国と比較するとなお相当程度の内外価格差があり、消費者、ユーザー、砂糖業界からの内外価格差の縮小要請に対応するため、平成9年度(1997年度)改正において、我が国の砂糖輸入の大部分を占める粗糖(精製糖の原料で不純物が多く含まれている。)に係る関税が引き下げられることとなった。併せて粗糖以外の砂糖についても、粗糖関税の引下げに見合った分を引き下げることとし、平成9年度、平成10年度(1998年度)と2年連続で関税暫定措置法の改正を行い、更に平成12年度(2000年度)にも引下げが行われた。

表 2-3-2 主要な砂糖類の関税改正

粗糖(甘しゅ糖、糖度98.5度未満、てん菜糖、糖度98.5度未満)			
平成9年度改正	20円 /kg	→	15円 /kg
平成10年度改正	15円 /kg	→	10円 /kg
平成12年度改正	10円 /kg	→	無税
粗糖(甘しゅ糖、糖度98.5度以上、てん菜糖、糖度98.5度以上)、精製糖			
平成9年度改正	35.50円 /kg	→	32円 /kg
平成10年度改正	32円 /kg	→	28.5円 /kg
平成12年度改正	28.5円 /kg	→	21.5円 /kg
(国際分類上、粗糖は糖度99.5度未満のものとされているが、「砂糖の価格安定等に関する法律」(昭和40年法律第109号。平成12年に題名が「砂糖の価格調整に関する法律」に変更されている。)において粗糖は糖度98.5度未満のものとされているため、糖度98.5度以上99.5度未満の粗糖については精製糖と同率の関税率を設定している。)			
氷砂糖、角砂糖			
平成9年度改正	58.74円 /kg	→	55.24円 /kg (平成9年度適用税率)
	53.98円 /kg	→	50.48円 /kg (平成12年度適用税率)
平成10年度改正	53.65円 /kg	→	50.15円 /kg (平成10年度適用税率)
	50.48円 /kg	→	46.98円 /kg (平成12年度適用税率)

平成12年度改正	46.98円/kg	→	39.98円/kg	(平成12年度適用税率)
分みつ糖				
平成9年度改正	32.4%	→	30.9%	(平成9年度適用税率)
	29.8%	→	28.3%	(平成12年度適用税率)
平成10年度改正	30.0%	→	28.5%	(平成10年度適用税率)
	28.3%	→	26.8%	(平成12年度適用税率)
平成12年度改正	26.8%	→	24.5%	(平成12年度適用税率)

(出所) 『関税年報』平成9年版 17ページ、平成10年版 20ページ、平成12年版 20ページにより作成。

(3) 蒸留酒関税の改正

平成7年(1995年)6月から7月にかけて、EU、米国、カナダが、我が国のしょうちゅうの酒税率がウイスキー等の他の蒸留酒よりも低いことにつき、輸入品に対する不利な扱いを禁止するガットに違反するとしてWTOに提訴した。

この提訴に対し、WTOはパネルを設け、平成8年(1996年)7月に我が国の酒税制度はガット第3条(内国民待遇)違反と認定された。我が国は直ちにWTOの上級委員会に対して申立てを行ったが、同年11月、訴えが退けられたことから、我が国は酒税率の調整を段階的に行い、平成13年(2001年)10月までに是正することとした。その間、EUとの協議で、酒税率の調整を段階的に行うことの代償としてウイスキー、ブランデーの関税率引下げを行うことで合意した。しかしながら、米国、カナダとは合意に至らず、調整の実施期間が長すぎるとして、米国がWTOに仲裁を申し立てた。WTOは、平成10年(1998年)2月1日までに是正措置を実施しなければならないとの仲裁判断を示した。

我が国としては、平成10年2月1日までに是正措置を実施することが困難であったことから、関係国と交渉を行い、酒税の税率改正の実施がWTOの仲裁判断に示された期限を超えることの代償として、ウイスキー、ブランデー、ウォッカ、ジン、ラム、リキュール等の関税を平成10年4月から段階的に引き下げ、平成14年(2002年)4月には撤廃することとした。

(4) 米の関税措置への切換え

ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、農産物については、関税以外の国境措置につき、内外価格差を基に関税相当量(TE)を計算し、関税に置き換えることとされた。なお、関税化に当たっては、関税化前と同等のアクセス機会(現

行アクセス機会)を維持すること、あるいは、最低限、実施期間(平成7～12年(1995～2000年))の1年目に国内消費量の3%、6年目に5%のミニマム・アクセス機会を設定(毎年0.4%ずつ増加)することとされた。

このような「例外なき関税化」の原則の下で、我が国は小麦、乳製品等の関税化を平成7年から実施したが、米(米の加工品・調製品を含む)については関税化の特例措置を適用することとなった。

① 関税化の特例措置

関税化の特例措置とは、WTO 農業協定附属書5により認められている措置で、

- (i) 基準期間((昭和61～63年(1986～88年))における輸入量が、国内消費量の3%未満であること
- (ii) 輸出補助金が付与されていないこと
- (iii) 効果的な生産制限措置が採られていること

の条件を満たす場合に認められる。また、特例措置の適用の場合には、ミニマム・アクセス機会を実施期間の1年目には国内消費量の4%、6年目には8%になるよう設定(毎年0.8%ずつ増加)することとされた。

なお、農業協定上、ウルグアイ・ラウンド合意の実施期間中のいずれの年の開始時においても、特例措置の適用を終了させることができることとされている。

② 特例措置の関税措置への切換え

平成12年(2000年)からの次期農業交渉の開始を控え、我が国の基本的姿勢を早期に確立するため、政府、与党、農協系組織において、WTO 農業協定の内容に関する検証・分析作業が進められた。その一環として米の特例措置の取扱いについての議論が行われ、

- (i) 農業協定に基づいて、実施期間中に関税措置への切換えを行えば、それ以降のミニマム・アクセス数量の増加が抑えられる(増加率が年0.8%から0.4%に半減)こと
- (ii) 極めて少数の国(日本、韓国、フィリピン、イスラエル)にしか適用されていない関税化の特例措置に固執した場合、次期農業交渉において連携を図るべき関係諸国の理解を得られなくなる可能性があること
- (iii) 関税措置への切換えを行うとすれば、早期の実施がより有利であること等の理由から、米の特例措置の関税措置への切換えを平成11年度(1999年度)

から行うことが上記3者間で合意され、平成10年（1998年）12月18日、「WTO農業協定関係閣僚会議」（内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、外務大臣、大蔵大臣、通商産業大臣で構成。）において政府方針として正式に決定された。

米の関税措置への切換えに伴って、輸出入の許可制の廃止、輸入に係る納付金制度の創設等のため、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の改正、また、関税率設定等のため、関税定率法、関税暫定措置法の改正を行う必要が生じた。これらは、納付金と関税から成る新たな国境措置を定めるという同一の趣旨・目的を持つものであることから、一括法（「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律」（平成11年法律第29号））で改正が行われた。

③ 関税率の改正

WTO 農業協定に基づき算定した関税相当量（402円/kg、関税率表第1006号の米の場合）を基本税率として設定した。

ウルグアイ・ラウンドの実施期間である平成11年度（1999年度）と平成12年度（2000年度）の関税率については、ミニマム・アクセスによる輸入に係る税率については譲許税率（無税）を維持することとし、それ以外の輸入に係る税

表 2-3-3 主要な米類の関税

第1006号の米（もみ、玄米、精米、碎米）、			
改正前実行税率	無税	→	基本税率402円/kg
暫定税率	枠内税率		無税
	枠外税率		平成11年度 59.17円/kg 平成12年度 49円/kg
第1102号の米粉			
改正前実行税率	25%	→	基本税率442円/kg
暫定税率	枠内税率		25%
	枠外税率		平成11年度 65.17円/kg 平成12年度 54円/kg
第1104号の米の加工品			
改正前実行税率	25%	→	基本税率402円/kg
暫定税率	枠内税率		25%
	枠外税率		平成11年度 59.17円/kg 平成12年度 49円/kg

（出所）『関税年報』平成11年版 25ページにより作成。

率については、関税相当量をウルグアイ・ラウンド合意の実施期間で段階的に引き下げた水準（平成11年度：351.17円/kg、平成12年度：341円/kg）から、政府が徴収する納付金（292円/kg）を引いた額（平成11年度：59.17円/kg、平成12年度：49円/kg）を暫定税率として設定することとされた。

④ 特別緊急関税制度の対象への追加

ウルグアイ・ラウンド合意によって関税化されることとなった品目については、輸入数量が一定の発動水準を超えた場合、あるいは課税価格が一定の水準を下回った場合、国家貿易等に係る輸入を除き、一定の関税率の引上げを行う特別緊急関税制度（特別セーフガード：SSG）を導入することが、農業協定第5条において認められており、我が国は全ての関税化品目を特別セーフガードの対象としていた。

米の関税措置への切替えにおいても、当該制度の対象に米穀等が追加されることとなった。

(i) 輸入数量を基準とする特別緊急関税

輸入数量を基準とする特別緊急関税制度は、あらかじめ定められた区分ごとの年度当初からの輸入数量が、輸入基準数量を超えた場合、超えることとなった月の翌々月の初日から、当該年度の末日までの間において、当該区分に該当する品目の関税率を引き上げるものである。

関税措置に切り替えられた米及びその加工品・調製品については、その全体で一つの区分とされた。

米及びその加工品・調製品に係る輸入基準数量は、過去3年間の平均輸入数量に、過去3年間の国内消費に対する輸入割合に応じて設定される基準の発動水準（米の場合は125%）を乗じた上で、前年と前々年における国内消費量の変動を加減して求めることとなっている。

平成11年度における米及びその加工品・調製品の輸入基準数量は、54万7150トンである。また、発動された場合の関税の引上げ幅は、平成11年度で117.06円/kg、平成12年度で113.67円/kg（いずれも米の場合）であり、二次税率（納付金を加えた額）の3分の1が課されることになる。

(ii) 課税価格を基準とする特別緊急関税

課税価格を基準とする特別緊急関税は、品目ごとの昭和61～63年（1986～88年）の平均輸入価格から求められる発動基準価格を課税価格が下回る場合に、

発動基準価格と課税価格の差に応じて当該貨物に限って発動されるものであった。

表 2-3-4 主要な米類の発動基準価格

第1006.10号に掲げる米（もみ）	28.70円 /kg
第1006.20号に掲げる米（玄米）	35.97円 /kg
第1006.30号に掲げる米（精米）	40.42円 /kg
第1006.40号に掲げる米（碎米）	28.46円 /kg
第1102.30号に掲げる米粉	65.92円 /kg

（出所）『関税年報』平成11年版 23-25ページにより作成。

2 関税制度の改正

（1） 過少申告加算税及び無申告加算税の導入

関税に申告納税制度が導入されたのは昭和41年（1966年）であるが、当時、申告納税制度の導入に併せて加算税を導入すべきとの意見があった。しかしながら、当時は、通関業法、品目分類等に係る事前教示制度などが未整備であり、一般の輸入者が、多様な課税対象の品目分類を専門家の助力なしに独力で行うことは技術的に困難なケースが多いと考えられた。そこで、基本的には申告納税制度への円滑な移行を重視するのが相当であり、加算税については、輸入者が適正な納税申告を行う環境が整っていないという判断から、その導入が見送られたという経緯がある。

しかしながら、申告納税制度の下で適正な申告を確保するために、加算税が効果的な制度であることはいうまでもなく、関税における申告納税制度の導入から30年が経過し、申告納税制度も十分に定着したと認められるに至った。加えて、実務上、税関の事後調査により把握された申告漏れ税額が増加していた。こうした申告漏れは一部輸入者によるものではあるが、正しい申告を行っている輸入者との公平の確保という観点から見て好ましくない事態であり、課税の公平を維持し、より適正な納税申告を確保する必要性が高くなった。

このような状況を踏まえ、関税の申告納税制度についても加算税を整備する必要があり、かつそれが適切であるという判断から、平成10年度（1998年度）関税法改正により、関税においても、内国税と同様に、過少申告加算税及び無

申告加算税が導入されることとなった。

その内容は、以下のとおりである。

① 過少申告加算税

納税申告があった後、税関の調査により、納税申告が適正でないとして修正申告又は更正が行われたときは、原則として、当該修正申告等により増加した税額に10%の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税が課される。ただし、修正申告等によって増加した金額のうち、当初申告額又は50万円のいずれが多い金額を超える部分については、当該部分に15%の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税が課される。なお、修正申告が、税関の調査があったことにより更正があるべきものと予知してされたものでない場合、又は過少申告であったことが正当な理由であると認められる場合には、過少申告加算税は課されることはない（関税法第12条の2）。

② 無申告加算税

納税申告が必要な貨物であって、当該納税申告が行われず輸入された貨物について、税関長の決定があった場合、又は当該決定後に更正があった場合には、当該決定等により増加した税額に15%の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税が課される。なお、無申告であったことが正当な理由によるものであると認められる場合には、無申告加算税は課されない（関税法第12条の3）。

③ 加算税の賦課決定

税関長は、過少申告加算税又は無申告加算税を賦課しようとするときは、その調査により、当該過少申告加算税、又は無申告加算税の計算の基礎となる税額及び納付すべき税額を決定する。

なお、この決定は、原則として税関長がその決定に係る過少申告加算税、又は無申告加算税の計算の基礎となる税額及び納付すべき税額等を記載した賦課決定通知書を送達して行う。

④ 納付の期限

過少申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書が発せられた日の翌日から起算して1か月を経過する日と当該過少申告加算税の納付の起因となった関税に係る貨物の輸入の許可の日とのいずれか遅い日までには納付しなければならない。

また、無申告加算税に係る賦課決定通知書を受けた者は、当該通知書が発せ

られた日の翌日から起算して1か月を経過する日までに納付しなければならない。

⑤ 端数計算

過少申告加算税又は無申告加算税の計算の基礎となる税額が1万円未満の場合、これらの加算税は徴収せず、1万円未満の端数はこれを切り捨てる。また、これらの加算税の額が5千円未満の場合は徴収せず、100円未満の端数はこれを切り捨てる。

⑥ その他

関税法改正に併せて、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」（昭和30年法律第37号）の改正を行い、税関で徴収する内国消費税については、従来国税通則法（昭和37年法律第66号）の該当条項の適用対象外とすることにより過少申告加算税、無申告加算税の対象外とされていたが、これについても、過少申告加算税及び無申告加算税の対象とすることとした。

過少申告加算税、無申告加算税は、周知期間等を勘案し、平成9年（1997年）10月から施行されることとなった。

（2）簡易申告制度の導入

世界的な情報化の進展に伴う物流の効率化・迅速化を背景に、貿易円滑化を目指した税関手続の一層の簡素化・迅速化について貿易関係者の関心が高まり、世界税関機構（WCO）での京都規約の改正作業などにおいてその国際的調和に向けた動きが見られた。他方、深刻な情勢にある不正薬物や銃器、これに加えて知的財産権保護、ワシントン条約該当物品の取締りの重要性が一段と高まっていた。こうした要請に同時に応えるため、我が国の税関手続の簡素化・重点化を一層進めるとともに、輸入者の選択の幅を拡大してその便宜を図るため、特例として、引取申告と納税申告を分離して納税申告前の貨物の引取りを可能とする「簡易申告制度」が平成12年度（2000年度）関税改正において導入された。

簡易申告制度とは、従来、貨物を国内に引き取るための引取申告と納税申告の両方を兼ねた輸入申告を税関に行うものとされていたところ、税関長が承認した輸入者が継続して輸入しているものとして税関長の指定を受けた貨物の輸入申告については、引取申告と納税申告の分離を認め、輸入（引取）許可後に

納税申告を行うことができるというものであり、制度の概要は以下のとおりである。

貨物を輸入しようとする者であらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（特例輸入者）は、当該承認の日の属する月の翌月以降、税関長が指定した貨物（指定貨物）で申告納税方式が適用されるものについては、輸入の許可後に納税申告を行うことができる。具体的には、特例輸入者は、輸入の許可を受けた指定貨物のうち従来どおり輸入（引取）申告と納税申告を併せて行ったものを除き、当該指定貨物に係る課税標準、税額等を記載した申告書（特例申告書）を当該許可ごとに作成し、これを当該許可の日の属する月の翌月末日までに当該指定貨物の輸入地を所轄する税関長に提出することにより、納税申告を行う。また、特例申告書の提出によって行う納税申告（特例申告）に係る指定貨物の輸入（引取）申告の際には、原則として仕入書の提出は不要とすることとした。

簡易申告制度については、システムの準備等諸条件を勘案し、平成13年（2001年）3月からの施行とされた。

（3） 特恵関税制度の改正

① 特恵関税の適用除外

特恵受益国の中において先進国並みに十分経済が発展した国が出現してきたこと、これらの国からの輸入品と競合する我が国の産業界から早急な特恵対象国の見直しの要望があったこと、他の特恵供与国もこれらの国を特恵対象国から除外していたこと等に鑑み、関税率審議会において、特恵対象国の見直しに関する議論が行われた。平成9年（1997年）12月19日の関税率審議会において、特恵関税制度の趣旨に照らし、最近の特恵受益国・地域の経済発展の程度、我が国産業界の事情、後発開発途上国を含むより発展段階の低い国・地域に対する利益の拡充、他の特恵供与国の動向等を勘案し、先進国並みに経済が発展した特恵受益国・地域（世界銀行統計において高所得国に分類される国・地域）については、特恵関税の対象から除外することとするが、適用除外措置については、対象受益国・地域に与える影響を緩和すべく、部分的な措置から段階的に実施する旨が、適用除外措置の基準とともに答申された。具体的には、高所得国に分類された翌年は、我が国市場での競争力の高い品目について、部分的に

特惠関税の対象から除外し、高所得国への分類が3年続いた場合には、当該国・地域の産品は全面的に特惠関税の対象から除外するというものであった（答申の特惠関税部分は下記参照。）。

② 部分適用除外の実施

関税率審議会答申に基づき、平成10年度（1998年度）関税改正において、十分に経済が発展した特惠受益国を原産とする特に国際競争力の高い品目が選定され、部分適用除外（国別品目別適用除外）措置が実施された。

平成10年度における具体的な国別品目は次のとおりである。

シンガポール：植物性油脂、化学品、プラスチック等4品目

大韓民国：食料品、化学品、繊維、鉄、非鉄等78品目（平成11年度76品目）

台湾地域：食料品、化学品、プラスチック、繊維、鉄、非鉄等37品目（平成11年度34品目）

ニュー・カレドニア地域：フェロニッケル1品目

香港地域：プラスチック、毛皮製衣類2品目

③ 全面適用除外措置の実施

同答申に基づき、世銀統計の高所得国に3年連続して該当した以下の19の国・地域を対象として、平成12年度（2000年度）から全面適用除外（国別適用除外）措置を実施した。

アラブ首長国連邦、イスラエル、オランダ領アンティール地域、カタール、グアム地域、クウェート、グリーンランド地域、ケイマン諸島地域、キプロス、シンガポール、大韓民国、台湾地域、ニュー・カレドニア地域、バミューダ地域、バハマ、ブルネイ、米領ヴァージン諸島地域、香港地域、マカオ地域

表 2-3-5 関税率審議会答申＜特惠部分抜粋＞

第4 特惠関税適用除外措置の実施

特惠関税制度の趣旨に照らし、最近の特惠受益国・地域の経済発展の程度、我が国産業界の事情、後発開発途上国を含むより発展段階の低い国・地域に対する利益の拡充、他の特惠供与国の動向等を勘案し、先進国並みに経済が発展した特惠受益国・地域については、特惠関税の対象から除外することとする。

ただし、本適用除外措置については、対象受益国・地域に与える影響を緩和すべく、以下のとおり、部分的な措置から段階的に実施する。

1. 「部分的適用除外（国別品目別適用除外）」

平成10年度〔1998年度〕より、我が国が特惠関税を供与している国・地域のうち、次の(1)の基準を満たす国・地域について、国際競争力が高いとみなされる次の(2)の基準に合致する品目に限定し、特惠適用除外（「部分適用除外（国別品目別適用除外）」）を実施する。

- (1) 対象国・地域は、当該年度の初日を含む年の前年（以下単に「当該年度の前年」という。）に国際復興開発銀行が公表する統計（以下「世銀統計」という。）において「高所得国」に分類される国・地域（平成9年〔1997年〕の世銀統計における「高所得国」は、国際復興開発銀行が、平成7年〔1995年〕における国民一人当たり国民総生産が9,386米ドル以上としている国・地域）とする。なお、当該年度の前年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による一人当たり国民総生産が、当該年度の前年の世銀統計において「高所得国」に相当する国・地域とする。（平成10年度〔1998年度〕の場合、平成7年〔1995年〕における当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による一人当たり国民総生産が9,386米ドル以上の国・地域）
- (2) 対象品目は、輸入統計品目表の細分によることとし、当該年度の前々年において当該細分に応じて計上された貿易統計（平成10年度〔1998年度〕の場合、平成8〔1996〕暦年の貿易統計）において、上記の国・地域を原産地とする当該品目の輸入額が、我が国の当該品目の総輸入額の25%を超え、かつ、10億円を超えている品目とする。
- (3) 上記(1)及び(2)の基準により、部分適用除外の対象となった国・地域及び品目については、毎年度見直すこととし、上記基準のいずれかを満たさなくなった場合には、当該国・地域について当該品目の特惠関税の供与を復活させる（ただし、2.の特惠適用除外措置の対象となっている国・地域を除く。）。
- (4) 平成10年〔1998年〕4月1日時点で、最初に特惠受益国・地域の指定を受けてから、10年を経過していない国・地域については、指定の時から10年が経過するまでは、本措置は適用しない。

2. 「全面適用除外（国別適用除外）」

平成12年度〔2000年度〕より、我が国が特惠関税を供与している国・地域のうち、次の基準を満たす国・地域について、当該国・地域を原産地とする全品目について、特惠適用除外（「全面適用除外（国別適用除外）」）を実施する。

- (1) 対象国・地域は、当該年度の前年までの3か年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に分類されている国・地域とする（平成12年度〔2000年度〕の場合平成9～11年〔1997～1999年〕の世銀統計のいずれにおいても「高所得国」に分類される国・地域）。なお、当該年度の前年までの3か年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による一人当たり国民総生産が、当該年度の前年までの3か年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に相当する国・地域とする。

- (2) 上記(1)の基準により国別適用除外の対象となった国・地域の国民一人当たり国民総生産が、当該年度の前年まで3か年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に分類されない場合で、かつ、当該国・地域より希望があるときは、当該年度より当該国・地域に対する特惠関税の供与を復活させる。なお、当該年度の前年までの3か年の世銀統計において所得分類がされていない国・地域については、当該国・地域の政府機関又は他の適当な国際機関が公表する統計による一人当たり国民総生産が、当該年度の前年までの3か年の世銀統計において、同期間中連続して「高所得国」に相当しない場合で、かつ、当該国・地域より希望があるときは、当該年度より特惠関税の供与を復活させる。
- (3) 平成10年〔1998年〕4月1日時点で、最初に特惠受益国・地域の指定を受けてから、10年を経過していない国・地域については、指定の時から10年が経過するまでは、本措置は適用しない。

〔出所〕 大蔵省『財政金融統計月報』「関税特集」第558号（1998年10月号）9ページにより作成。

（４） 延滞税の軽減

内国税において、超低金利の状況を勘案し、これに対応して延滞税等の軽減が図られたのに併せ、関税においても、延滞税及び還付加算金の割合について、平成11年（1999年）から当分の間の措置として、内国税と同様の特例が設けられた。

延滞税は、納税義務者が法定納期限までに関税を完納しない場合、その未納分に係る関税額に対し、法定納期限の翌日から当該関税を納付する日までの日数に応じ、年7.3%（納期限の翌日から2か月を経過する日以降は年14.6%。）の割合を乗じた金額を納付しなければならないというものである。

また、関税に過誤納金がある場合は、遅滞なく、金銭で還付しなければならないとされており、当該過誤納金に係る関税の納付があった日等の翌日から還付のため支払決定をする日等までの期間の日数に応じ、その金額に7.3%の割合を乗じて計算した金額をその還付等すべき金額に加算するのが、還付加算金である。

平成10年度（1998年度）の関税法改正において、延滞税（年7.3%の割合の分に限る。）及び還付加算金の割合を、当分の間、各年の前年の11月30日を経過するときにおける公定歩合に4%の割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする等の特例が設けられた。

(5) 保稅手續の改正

保稅地域における自主管理制度が定着し、貨物の管理者による貨物管理が徹底してきた状況を踏まえ、平成9年度（1997年度）関稅改正において、下記各項目について、保稅地域における貨物管理に係る税関手續の簡素化が行われた。

また、平成10年度（1998年度）関稅改正において、保稅地域の許可の承継に係る規定が新設された。従来、保稅地域の許可を受けている者が死亡した場合、又は合併等により解散した場合には、当該保稅地域の許可は失効することとされ、相続者又は合併後設立された新法人が引き続き保稅地域の存続を希望する場合には、改めて新規の許可を受けることが必要とされていた。これを、相続人又は新法人が承継できるとし、被許可者の適格性を税関が審査する必要があるため、承継については税関長の承認にかからしめることとされた。

表 2-3-6 平成9年度改正による貨物管理に係る税関手續の簡素化

イ 輸入許可済み貨物に係る届出制等の廃止

保稅地域から輸入の許可を受けた貨物を搬出し、又は当該保稅地域内において当該貨物の取扱い等を行う場合には、従来、外国貨物と同様に税関長への届出等が必要とされていたが、これらの手續を不要とし、貨物管理の対象から除外した。

ロ 貨物の搬出入等に係る届出制の廃止

保稅地域に外国貨物を出し入れし、又は保稅地域内において外国貨物の改装、仕分け等を行おうとする場合には、従来、原則として税関に届け出なければならないこととされていたが、この届出制を廃止し、保稅地域に備えつけられた帳簿に貨物の管理者が必要事項を記載すれば足りることとした。

ハ 執務時間外搬出入等の許可制から届出制への移行

従来、税関の執務時間外において、保稅地域から貨物を出し入れ等を行う場合には、手数料を納付したうえで税関長の許可を受けることとされていたが、この許可制を届出制に移行することとした。

ニ 執務時間外搬出入等に係る許可手数料の廃止

執務時間外搬出入等の許可制から届出制への移行に伴い、許可手数料を廃止した。

ホ 総合保稅地域の許可要件の緩和

総合保稅地域の許可を受けるに当たっては、従来、被許可者である第三セクター等について、地方公共団体等が全出資額の25%以上を出資していることが許可の要件とされていたが、これを10%以上出資している場合に改め、その許可要件を緩和した。

（出所）『関稅年報』平成9年版 26～27ページにより作成。

（6） 外国税関当局への情報提供

平成9年（1997年）6月の日米税関相互支援協定締結を踏まえ、平成10年度（1998年度）関税改正において、相互主義（相手国も我が国に対し情報提供を行うこと）、保秘義務、目的外利用の制限が確保される場合には、外国税関当局への情報提供ができる旨の規定が関税法に導入された（関税法第108条の2）。当該情報は、原則として刑事手続に使用されないよう適切な措置が採られなければならないこととされた（なお、当該条文は平成24年度に改正され、我が国の財務大臣の同意を条件に刑事手続に利用することが可能とされた。）。また、政治犯罪の場合、我が国の法律では処罰対象とならない行為に対する刑事手続、我が国の同様の要請に対し応じるとの保証がない場合には、同意を与えることができないとされた。

（7） トランジット貨物の取締り等

国際的な犯罪組織による不正薬物等社会悪物品の密輸入事犯が増大し、国際的な連携による取締りの強化が不可欠となっている。また、従来、我が国を経由するだけで、我が国に輸入されることなく外国に輸送される不正薬物については、密輸入の未遂、予備に該当せず、関税法上取締り規定がなかったことから、税関による取締りが困難であった。そのため、諸外国からトランジット貨物に対する取締り要請がなされてきたところである。

このような情勢を踏まえ、平成12年度（2000年度）関税改正において、我が国の保税地域制度、保税運送制度を悪用して、不正薬物、拳銃等の社会悪物品が第三国に輸送されることに対して、新たに取締り規定を設け、罰則により担保することで、国際的な取締り強化に貢献し、もって我が国に対する密輸事犯を防圧するための措置が採られた。具体的には、覚せい剤、麻薬、拳銃等の社会悪物品を保税地域に置くこと、又は保税運送することができない旨の規定を新設し（関税法第109条の2）、これに対して罰則を設けるとともに、これらの物品を輸入した場合の罰金額を500万円以下から3000万円以下に引き上げた（関税法第109条）。

第3節 税関業務の進展

1 監視・取締体制の強化

(1) 取締機器の増強

水際における取締り強化の一環として、夜間でも監視可能な監視カメラの全国の主要港の各埠頭への設置や麻薬探知犬の積極的活用など、それまでも取締機器の増強が図られていたが、この時期、更に、X線検査装置の積極的活用が図られた。

特に、海上輸送においては、コンテナ化の進展に伴い、コンテナ貨物若しくはコンテナ自体を利用した社会悪物品の大口の密輸事犯が多発していたことから、平成13年（2001年）3月に、コンテナをトレーラーに搭載したまま丸ごとの確かつ迅速に検査することができる大型X線検査装置が横浜港に導入された。また、本装置の導入により、従来のX線検査装置では透過することができない自動車、モーターボート等の大型貨物についても検査することが可能になった。

また、社会悪物品の主要供給地である中国、東南アジアと地理的に近く、不正薬物、銃砲の密輸入ルートとして注視されている南西諸島地域における取締りを強化するため、平成10年（1998年）3月に大型監視艇「なんせい」が長崎税関に配備された。

(2) 国際的な情報交換の推進

RILO（地域情報連絡事務所：Regional Intelligence Liaison Office）は、各国税関当局間における不正薬物等の密輸に関する情報交換、情報分析の強化等を目的としたWCO（世界税関機構）の地域プロジェクトである。

我が国が参加しているアジア・大洋州RILOは、昭和62年（1987年）に世界で最初に香港関税消費税庁内に設置され、同地域における不正薬物等の密輸動向の分析や分析結果の参加メンバーへの通報といった活動を行い、我が国もこの活動に積極的に参加してきた。アジア・大洋州RILOは、平成11年（1999年）1月1日に我が国に移転され、東京税関内に設置されたRILO東京事務所にお

いて業務が開始された。我が国関税局、税関はホスト国税関当局として、その活動を積極的に支援した。

また、平成9年（1997年）6月、我が国は米国との間で、税関当局間の情報交換ルールを定めた税関相互支援協定を締結した。

外国税関当局との情報交換に資する観点から、外国税関当局への情報提供を行う際の要件の明確化等のため、関税法の一部が改正され、平成10年（1998年）4月から施行された。

2 輸入通関の簡素化・迅速化

平成12年（2000年）の輸入許可・承認件数は約1214万件であり、平成元年（1989年）の487万件に比べるとその約2.5倍となっており、平成9年（1997年）の941万件と比べても、3年間でほぼ3割の増加となっている。

このような、輸入許可・承認件数の増大、物流速度の加速化を背景として、国内外から通関の迅速化の要請が強く寄せられるようになった。

（1）通関業務の電算化の進展

このような状況を受け、通関の迅速化に対応するため、それまでも通関業務の電算化が進められてきた。昭和53年（1978年）に成田空港の輸入航空貨物を対象とした電算化が着手され、その対象は、昭和60年（1985年）には成田空港及び大阪国際空港（伊丹空港）の航空輸出貨物、平成3年（1991年）には東京港、横浜・川崎港における海上貨物の輸出入通関処理にまで拡大された。その後、清水港、関門港、博多港、千葉港等、順次対象地域が拡大された。平成11年（1999年）には、海上貨物通関情報処理システムのグレードアップが行われ、外国貿易船や保税地域における税関業務が電算処理対象に加えられるとともに、全国全ての税関における海上貨物通関関連処理が対象とされた。これにより、航空貨物に係る輸入申告件数の81%、海上貨物の輸入申告件数の93%がシステム処理されることになった。

また、海上貨物通関情報処理システムのグレードアップに伴い、予備申告をすることを前提として、貨物が我が国に到着すると同時に輸入許可を行う、到着即時通関制度が海上コンテナ貨物に対しても適用できるようにされた。

(2) 選別的通関処理の促進

密輸等のリスクの高い貨物については重点的に審査・検査を実施することにより適正な通関を確保する一方で、リスクの低い貨物については審査を簡素化し迅速な引取りを可能とする、選別的通関処理の促進を図るため、平成11年(1999年)の海上貨物通関情報処理システムのグレードアップに併せ、過去の輸出入実績、輸出入者又は輸出入貨物に係る情報等を一元的、系統的に蓄積、分析し、輸出入申告を適正に処理するための通関情報総合判定システムもグレードアップされた。

選別的通関処理は、法令遵守(コンプライアンス)の確保を条件に、あらかじめ税関長の承認を受けた輸入者に対し、利便性の向上を図るという簡易申告制度として実現された。

(3) 輸入手続の所要時間調査

日米構造問題協議における合意に基づき、輸入手続の一層の迅速化に必要な改善措置を講じていくため、貨物の到着から輸入許可までの「通し」の所要時間調査が、平成3年(1991年)2月の第1回調査から、ほぼ2年おきに実施された。

平成12年度(2000年度)は、平成13年(2001年)3月に第6回目の調査が実施された。

調査結果は下記のとおりである。

表 2-3-7 海上貨物の入港から許可までの所要時間の推移

	入港 → 搬入	搬入 → 申告	申告 → 許可	総計
第1回(H3)	47.6時間	94.5時間	26.1時間	168.2時間
第2回(H4)	45.2時間	84.9時間	19.8時間	149.9時間
第3回(H5)	39.4時間	63.7時間	13.1時間	116.2時間
第4回(H8)	35.4時間	49.5時間	10.2時間	95.1時間
第5回(H10)	35.1時間	46.0時間	5.6時間	86.7時間
第6回(H12)	31.1時間	37.8時間	4.9時間	73.8時間

(出所) 財務省関税局「第6回輸入手続の所要時間調査の結果について」(平成13年8月9日)により作成。

表 2-3-8 航空貨物の入港から許可までの所要時間の推移

	入港 → 搬入	搬入 → 申告	申告 → 許可	総計
第1回 (H 3)	8.7時間	41.6時間	2.3時間	52.6時間
第2回 (H 4)	8.6時間	42.7時間	1.6時間	52.9時間
第3回 (H 5)	7.5時間	34.6時間	1.6時間	43.7時間
第4回 (H 8)	6.7時間	37.9時間	1.8時間	46.4時間
第5回 (H10)	3.5時間	27.3時間	0.7時間	31.5時間
第6回 (H12)	3.5時間	21.6時間	0.6時間	25.7時間

(出所) 財務省関税局「第6回輸入手続の所要時間調査の結果について」(平成13年8月9日)により作成。

この結果から見ると、海上貨物は10年間で入港から許可までの所要時間が半減しており、輸入通関の迅速化が図られていることが分かる。

3 税関分野における規制改革の実施

この時期は、我が国の構造改革の一環として、国内外から規制改革が求められたが、税関分野もその例外ではなかった。

税関分野における規制改革として、平成10年(1998年)3月に策定された「規制緩和推進3か年計画」(平成10年3月31日閣議決定)には、①海上貨物通関情報処理システムのグレードアップに伴う税関手続の電子化、②輸出入手続等のペーパーレス及びワンストップサービスの実現等、18項目が掲げられた。更に、平成11年(1999年)3月の計画改定により、①臨時開庁1時間当たりの標準申告件数の引上げ、②輸出申告書の外国産品に係る生産地の記載の廃止等4項目が追加され、平成12年(2000年)3月の計画再改定では、①通関情報処理システムのインターネット化、②納税申告の前に輸入貨物の引取りを可能とする簡易申告制度の導入等7項目が追加され、全体として計29項目が掲げられた。

これらの掲げ項目は着実に実施され、計画(改定、再改定された計画も含む。)の実施期限である平成12年3月31日までに全項目について措置が講じられた。

4 緊急関税に係る調査

平成12年(2000年)11月24日、ネギ等6品目(ネギ、トマト、ピーマン、玉ねぎ)

ぎ、生しいたけ、畳表) について、農林水産大臣から大蔵大臣、通商産業大臣に対し、緊急関税の調査開始が要請された。更に、同年11月30日、木材について緊急関税の調査開始要請が農林水産大臣からなされた。これを受け、同年12月22日、ネギ等3品目(ネギ、生しいたけ、畳表)につぎ、調査が開始されることとなった。

第4節 WTO等国際関係

1 WTO

(1) 事務局長の選出

WTO事務局長は、平成7年(1995年)1月の設立当初、ピーター・サザーランド前ガット事務局長が暫定的に務めていたが、同年5月からは4年間の任期でレナト・ルジェロ元イタリア貿易相がこれを務めた。

その後任については、米国等が支持するマイク・ムーア元ニュージーランド首相と、我が国等が支持するスパチャイ・パニチャパク元タイ副首相が全く互角の選挙戦を展開したが、最終的に、平成11年(1999年)9月からムーア元ニュージーランド首相、平成14年(2002年)9月からスパチャイ元タイ副首相が、それぞれ3年の任期で事務局長に就任するという異例の決着を見た。

(2) 第2回閣僚会議とガット／WTO50周年記念行事

閣僚会議は、WTOの最高意思決定機関として、少なくとも2年に一度開催されることになっており、平成8年(1996年)12月のシンガポール第1回閣僚会議では、前述したように、貿易と投資、貿易と競争政策、政府調達の透明性について作業部会が設置されたほか、貿易円滑化についても議論していくことが合意され、情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言(ITA)が採択された。

第2回閣僚会議は、平成10年(1998年)5月18～20日にジュネーブで開催された。同会議では、第3回閣僚会議において然るべき決定をなしうよう、そのための準備を開始することが合意され、一般理事会が一層の自由化を含む将来の作業計画に係る勧告(下表参照)を作成すること等が決定された。

また、電子商取引に関する宣言が採択され、同年9月の一般理事会特別会合までに、グローバルな電子商取引に関連する全ての貿易関連事項を検討する包括的な作業計画を設定し、第3回閣僚会議において作業計画の進展に関する報告書及び行動のための勧告を提出することにつき、合意がなされた。併せて、加盟国が電子商取引に関税を賦課しないという慣行を継続し、第3回閣僚会議

に報告する際にこれを見直すことが合意された。

また、平成10年においては、ガットが発足してから50年が経過したことから、当該閣僚会議の折、その記念行事として各国の首脳を迎えてガット/WTO50周年記念行事が開催され、クリントン米大統領、ブレア英首相、カストロキューバ国家評議会議長、マンデラ南アフリカ大統領等がスピーチを行った。

表 2-3-9 作業計画

- | |
|--|
| <p>① 次の事項に関する勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> ● WTO の既存の協定及び決定の実施に関する問題 ● 農業、サービス等の既に合意された交渉の予定どおりの開始を確保 ● アンチ・ダンピング協定、紛争解決了解等で、既に規定されている実施、運用等の見直し作業等 <p>② シンガポール・イシュー（貿易と投資、貿易と競争、政府調達の透明性、貿易円滑化）についてのありうべき将来の作業に関する勧告</p> <p>③ 後発開発途上国の支援に関する勧告</p> <p>④ 鉱工業品の関税・非関税措置、電子商取引等その他の事項の検討の結果に基づく勧告</p> |
|--|

（出所） 大蔵省『財政金融統計月報』『関税特集』第558号（1998年10月）14ページにより作成。

（３） 第３回閣僚会議

シンガポールにおいて開催された第１回閣僚会議では、WTO 設立後２年間の活動のレビューが行われ、ジュネーブで開催された第２回閣僚会議では、第３回閣僚会議で新たな交渉を立ち上げることとし、そのための準備を開始することが合意された。

第３回閣僚会議を前にした平成11年（1999年）７月頃になると、次期ラウンドを平成12年（2000年）から始めなくてはならないという議論が盛んになっており、この時期は次期ラウンドの「前哨戦」であると同時に、米国が、APEC で決めた枠組み（3.（3）② WTO への貢献）を WTO に持ち込もうとした時期でもあった。また、WTO 協定には、平成12年から農業、サービスについて交渉を開始することが規定されており（ビルト・イン・アジェンダ）、これらの分野を含めた幅広い交渉を開始するために、その直前である平成11年11月30日～12月3日に第３回閣僚会議を開催することが、平成10年（1998年）12月の一般理事会で合意され、新ラウンドの立上げを目指すことになっていた。

こうして、第3回閣僚会議が、平成11年11月30日～12月3日の4日間、シアトルにおいて、アメリカ通商代表部（USTR）のシャーリーン・バーシェフスキー代表が議長を務め、2000年から新ラウンドを立ち上げるべく、交渉の枠組み等を合意することを主たる目的として、開催された。

この会議には、WTO加盟国と加盟交渉中の国等のオブザーバー及び国際機関の代表等約5000名が参加し、我が国からは河野洋平外務大臣、玉澤徳一郎農林水産大臣、深谷隆司通商産業大臣が参加した。11月30日から12月1日にかけてはクリントン大統領もシアトルを訪れ、閣僚昼食会合においてスピーチを行った。

同会議では、各国等の代表が演説を行う公開された本会議（plenary meeting）と、閣僚宣言の策定を行う非公開の分科会等が並行して行われた。

① 本会議

11月30日午後から12月2日にかけて、加盟国135か国のうち122か国の加盟国の代表をはじめ、加盟交渉中等のオブザーバーの国の代表、オブザーバーの関係国際機関の代表が演説を行った。日本代表の河野外務大臣は、11月30日午後、12番目に演説を行う予定であったが、市内の混乱のため会場に行くことができず、12月1日午前の4番目に演説を行うなど、波乱含みの会合であった。

② 分野別分科会等

農業、既存協定の実施・ルール、市場アクセス、新分野、WTOの機能の5分野の分科会が作られ、各分科会の議論の進捗状況について、バーシェフスキー代表が議長を務める全体会議（Council of the Whole）に毎朝報告を行うこととされた。

閣僚宣言の採択に向けて主に以下のような議論が行われたが合意に至らず、全加盟国が参加する分科会では各国の主張の調整が難しいことから、最終日である12月3日の早朝より、20か国程度のグリーンルーム会合が開催されて議論が行われた。この間、分科会は待機（on call）の状態が続き、グリーンルーム会合の様子が一切周知されなかったため、グリーンルーム会合に参加していない国は反発を強めた。

第3回閣僚会議は、前述のとおり、平成12年（2000年）からの新ラウンドを立ち上げるべく開催された。しかしながら、同会議は、NGO約5万人が集合してデモが行われるなど、騒然とした雰囲気の中で催涙弾とゴム弾に守られた

表 2-3-10 閣僚宣言に関する議論の主な内容

1. ビルト・イン・アジェンダ

- ① 農業：農産品を鉱工業品と同様に扱うことの是非、開発途上国への措置、補助金及び保護の削減、農業協定第20条の「非貿易的関心事項」への配慮、この関連で農業の多面的機能、交渉計画等について議論が行われたが、合意に至らず。
 - ② サービス：閣僚会議前に議論がある程度進展していたこと、他の議論が進んでいない分野の議論を集中的に行ったことから、特段の議論は行われず。
2. 既存協定の実施：TRIPs や関税評価等についての途上国の関心が高い「実施の問題」については、各既存協定の実施に関する問題をシアトルで解決することと、今後1年間に検討することに分けて、検討することで議論が進んだが、合意に至らず。
 3. 非農産品市場アクセス：交渉対象を全品目とするのか非農産品とするのか、関税引き下げの目標数値まで閣僚宣言に盛り込むのか、非関税措置をどう取り扱うか、どのような場で交渉を行うのか、開発途上国産品への無税供与を譲許（バインド）すること等について議論が行われたが、合意に至らず。
 4. ルール：アンチ・ダンピング協定の見直しを行うことで大勢の支持があったが、米国の反対で合意に至らず。
5. 新分野
 - ① 投資・競争政策：新交渉の対象にすべきとする意見と、交渉を行うのは時期尚早であり作業部会での学習・分析作業を継続すべきとの意見に分かれ、議論は収斂せず。
 - ② 貿易円滑化：税関手続等を含む貿易手続の簡素化、合理化を図る方策を講じることで先進国を中心に支持が広まっていたが、多くの途上国は新たな貿易円滑化のルール策定には慎重であり、技術協力の充実が必要との意見であった。
 - ③ 一貫性（Coherence）：一貫性に関する作業部会の設立に関しては、先進国側は作業部会を一つのアンブレラに収めるべきと主張したのに対して、多くの途上国は個別の作業部会を設立することで問題なしと主張。
 - ④ 労働：貿易と労働の作業部会を設置すべきとの米国に対して、途上国が強く反発し、議論は平行線であった。
 6. 途上国への配慮：後発開発途上国産品への関税無税措置について提案を行うことが検討されたが、合意に至らず。
 7. 電子商取引：閣僚会議前に、電子商取引の作業計画と関税を賦課しないとの暫定措置を第4回閣僚会議まで延長すること、電子商取引の取扱いを既存の機関又は新たに設置する専門家グループで検討していくことで調整が進んでいたことから、特段の議論なし。
 8. WTO の機能：WTO 文書の公開、WTO の活動の透明性の向上、WTO の意思決定方法の改善、などについて今後議論することとされた。

（出所） 鶴田仁「第3回閣僚会議について」（『貿易と関税』平成12年2月号）17-18ページにより作成。

会議であった。会議終了日の12月3日夜に開催された本会議において、議長は、①直面している問題が多様で複雑であったこと、②意思決定プロセスに透明性を確保する必要があったこと、③これらの問題を解決するには残された時間が短かすぎることを挙げて、閣僚会議の作業を一時中断し（suspend）、事務局長が、コンセンサスを得られていない分野の協議を継続し、WTOの意思決定プロセスの透明性・効率性について検討を行うこととする発言を行った。

こうして、会議の成果である閣僚宣言を取りまとめることができないまま時間切れとなり、何も決まらず議論は中断され、会議は終了となった。その後は、ジュネーブにおいて、議論の継続と閣僚会議再開のタイミングについて引き続き検討することとされた。

（４）次期ラウンドに向けて

① 信頼醸成措置（ムーア4項目）

第3回閣僚会議の失敗という経験を踏まえ、途上国との信頼醸成のためのパッケージについて、平成12年（2000年）3月末に四極（米国、EC、カナダ、日本）で意見調整を行い、5月初め、以下について加盟国間で一応の合意に達した。これが「ムーア4項目」と呼ばれるもので、WTOの新ラウンドについて、先進国は市場アクセスの拡大ということで非常に積極的であるが、途上国側はウルグアイ・ラウンドが途上国の利益になったかどうかにつき疑問を持っているためにあまり積極的ではないということを踏まえ、以下の4項目の提案が行われた。

- ― 開発途上国のための市場アクセス改善（実質的に全ての産品を無税・無枠とし、各国は自主的な措置を採る。）。
- ― WTO協定の実施に係る問題（平成11年（1999年）で切れた関税評価協定等の義務猶予延長等）
- ― 技術協力（WTO協定履行のための人材育成協力等）
- ― WTO機能強化（透明性の向上等）

② その他の動き

平成12年（2000年）7月21～23日に沖縄サミットが開催され、同年中に新ラウンドを立ち上げるべく努力するという首脳宣言が出された。更に、同年11月にブルネイで開かれたAPEC首脳会議の首脳宣言でも、平成13年（2001年）中

の立上げが謳われた。

（５） 直面する主要な検討課題

① 農業交渉及びサービス交渉の開始

ウルグアイ・ラウンドで合意した農業協定及びサービス協定の中で、平成12年（2000年）から次回交渉を開始することが決められており（ビルト・イン・アジェンダ）、同年3月から交渉が開始された。

② 新たな課題の検討

貿易と環境、貿易と投資、貿易と競争政策、政府調達透明性の透明性、貿易の円滑化、WTOの透明性等の新しい課題について、検討が継続して行われた。

③ 原産地規則

非特惠原産地規則の調和作業をWTOとWCOが協力して行っており、WTOからWCOへの作業の付託（平成7年（1995年）7月）があつてから3年以内（平成10年（1998年）7月）に終了することとされていたが、作業に遅れが生じたことから終了期限を延長し、平成11年（1999年）11月末までに作業を終了させることとされた（その後、更に終了期限が延長されることとなった。）。

④ 電子商取引

平成9年（1997年）7月、米国が電子商取引に関税を賦課しないこととする旨を各国に提唱したことを背景として、平成10年（1998年）5月の第2回閣僚会議においては、関税の取扱いを含め電子商取引に関する貿易関連事項を第3回閣僚会議までに検討することとし、それまでの間、電子商取引に関税を賦課しないという現在の慣行を継続することが合意された。

これを受けてWTOの各理事会で行われた検討作業を踏まえ、平成11年（1999年）11月の第3回閣僚会議においては、関税を賦課しない暫定措置の第4回閣僚会議までの延長及び電子商取引に関する検討作業の継続について検討が行われたが、何ら結論は得られなかった。その後、電子商取引に関する検討作業の進め方について非公式な協議が行われた。

⑤ 金融サービス貿易委員会

平成9年（1997年）4月、ほぼ2年ぶりに金融サービス交渉が再開された。幅広い国々の参加を得た上で、最恵国待遇原則（MFN原則：Most-Favored Nation Treatment）に基づいた、銀行、証券、保険等の金融サービス分野における新

たな合意の形成を目指して交渉が行われた。その結果、同年12月に、金融不安等の影響が懸念された東南アジア諸国や、これまで金融サービス分野において MFN ベースの合意に参加しなかった米国を含めた70か国が参加し、同原則に基づいた恒久的な合意が得られた。

⑥ 中国等の WTO 加盟問題

WTO 加盟を希望する国から申請があった場合には、一般理事会において、当該国の加盟条件を検討する作業部会が設置され、申請国の貿易制度等を調査し、制度改善等加入のための条件が検討された上で、加盟議定書がまとめられる。手続としては、それと並行して、2 国間で関心品目等の関税引下げ・撤廃、非関税措置の削減・撤廃、サービスの自由化等について交渉が行われ、前述の加盟議定書に入れられ、作業部会の報告と併わせて一般理事会で採択されると、これを申請国が国内手続を経て受諾をすれば WTO に加盟することができることになる。

中国は昭和61年（1986年）に加盟申請を行い、昭和62年（1987年）3月に作業部会が設置されて以来、加盟交渉が進んでいたが、平成元年（1989年）の天安門事件により作業が一時中断した。平成5年（1993年）に作業が再開され、計画経済に基づく中国を市場経済に基づく WTO の各種規則にどのように適合させるかが重要な問題となり、市場経済に適合しない貿易障害、数量制限的制度の廃止、内外差別の禁止、貿易制度の透明性確保、予見可能性の確保等について交渉が行われた。この時期には一部の中国国内企業に限られている貿易権の自由化、外国企業に差別的な二重価格制の廃止等につき合意がなされたが、中国の約束の履行状況をレビューする制度、農業の輸出補助金に関する途上国規定の取扱い等の問題が残っていた。

市場アクセスに関する日中2国間交渉は、モノについては平成9年（1997年）9月、サービスについては平成11年（1999年）7月に妥結した。米中2国間交渉は平成11年11月に、EC 中2国間交渉は平成12年（2000年）5月にそれぞれ妥結しており、この時期メキシコとの交渉が残されていた。

平成12年前後は、加盟作業部会における加盟条件の検討（貿易制度の WTO 協定への整合性等）と、関心国との2国間交渉（モノ及びサービスの貿易の自由化約束等）が並行して行われた。

WTO は「対外通商関係その他この協定及び多角的貿易協定に規定する事項

の処理について完全な自治権を有する独立の関税地域」も加盟できるとされており（香港は、ガット時代である昭和61年から加盟地域になっていた。）、台湾も独立の関税地域としてWTOへの加盟申請をし、各国と交渉を行い、我が国はこの時期既に台湾との2国間交渉を終えていた。

2 WCOの主な活動

（1）我が国の関わり

世界税関機構（WCO）には平成11年（1999年）3月時点で150か国・地域が加盟していたが、WCOの分担金負担率は、同年で米国が上限の25%のところ、我が国が17.05%で2番目の拠出国であった。このほか、我が国は技術援助の拠出金（CCF）を別途拠出しており、資金面での貢献を行う以上、大蔵省関税局としては人的な貢献も積極的に行うというスタンスでWCOの活動に臨んでいた。

我が国が平成3年（1991年）6月まで2年間務めたアジア・大洋州地域代表は、平成10年（1998年）7月からオーストラリアがインドを引き継いで選出され、平成12年（2000年）7月からは香港が地域代表を務めた。

（2）本部ビルの移転

平成10年（1998年）7月に4回目の本部ビル移転が行われた。加盟国の増加に伴い当時の本部ビルが手狭になったことに加え、ビルの賃貸契約が満期を迎えることから移転話が持ち上がり、ベルギーに留まるか外国に移転するかで、ベルギーと、オランダのハーグ、ドイツのボン、モロッコのカサブランカが競い合った。最終的には、ベルギー政府のオファーにより、ベルギーに留まるが新しいビルに移転するという形で決着した。

（3）京都ホールの誕生

条約案作成の最終局面では、利害の絡む国の交渉は熾烈を極めるのが通例であるが、改正京都規約の作成も例外ではなかった。難航の末に最終的に採択された（下記（6）参照）ことを記念して、ミシェル・ダネ事務総局長の提案により、同規約を採択したメイン会議場を「京都ホール」と命名することが決定

された。

これを受けて、京都市より、「名前にふさわしい日本的な贈り物」として、同市出身の日本画家で、京都日本画家協会理事長の橋田二郎画伯の「玄鶴（クロヅル）」と題する絵が寄贈されることになった。「鹿児島県出水市に飛来するクロヅルがモデル。灰褐色の体に頭の朱色が美しい二羽の鶴が並ぶ」（平成11年11月5日付京都新聞朝刊）絵で、「京都ホール」の入口に掲げられている。

平成11年（1999年）12月の政策委員会の際に、橋田画伯と京都市の代表が出席して当該絵画の贈呈式が行われ、その後兵藤長雄駐ベルギー大使、藤本進大蔵省関税局審議官、御厨邦雄同局国際調査課長他が出席して「京都ホール」のオープン記念式典が行われ、純日本式に鏡割りが催された。

（４） ビジョン・ステートメントの作成

21世紀を目前に控え、新たな世紀に向けて WCO の使命を再確認するとともに、今後の目指す方向を明らかにするために、平成9年（1997年）6月の総会では WCO が目指すべき方向を示す指針の作成が決定され、平成10年（1998年）6月の総会においてビジョン・ステートメントとして採択された。

表 2-3-11 ビジョン・ステートメントにおける WCO の役割・使命に関する 4 本の柱

- | |
|--|
| <p>① WCO は、国際貿易の効率性向上と、税関が担っている税の徴収機能及び水際の取締りを通じた社会の安全の維持に効果的に対応することを可能にすべく、関税・税関行政の専門知識の世界的中心であり続けること</p> <p>② 税関手続、分類、評価、原産地規則に関する国際取極め、更には、正確な貿易統計作成のためのプロセス等を開発、普及させるとともに、税関の改革・近代化を推進し、また標準化された電子メッセージの開発の中心となること等により、国際的な物と人の移動の効率性の追求を主導すること</p> <p>③ 国境を越えた犯罪の増加に対し、国際協力を通じたより有効な解決策の追求において主導的役割を果たすとともに、他の国際機関との協力の強化を図ること</p> <p>④ WCO の役割・使命を果たしていくために、国内、地域更には国際的なレベルでのキーとなるセクターとのパートナーシップを通じたアプローチに取り組むこと</p> |
|--|

（出所） 関税局国際調査課「WCO（関税協力理事会）―最近の活動―」（『ファイナンス』平成10年12月号）26ページにより作成。

（５） WCO 戦略プランの作成

WCO の毎年行われる総会では、3年間の主要行動計画に当たる戦略プラン

を策定しており、各委員会の活動もこれに沿った形で展開することとされている。平成10年（1998年）6月の総会では、向こう3年間の戦略プランとして、関税分類（HS）の統一的な運用の確保、密輸に関する包括的取締プログラムの実施等、6つの具体的な柱が示された。

（6）改正京都規約の採択

京都規約は、昭和48年（1973年）に採択され、昭和49年（1974年）に発効して以来20年が経過し、内容的にも古くなり、今日的な手続を反映していないことから、平成6年（1994年）6月の総会における承認を受けて、改正作業が開始された。特に、電算化の進展や関税技術の進歩に伴い、リスク・マネジメント手法の導入により検査対象貨物を絞り込み、問題のない貨物には簡易な通関を認めると同時に、非合法取引の監視／取締りに集中的に特化し、更に、通関後に輸入者に対して立入検査を行うことにより通関時の検査・審査は簡略化し、迅速な通関を図るという事後調査制度といった、時代に合った流れを取り入れる必要があること、規約の拘束力が弱く実効性が低いため改善が必要であること等が問題とされていた。

京都規約の改正作業は、ブラッセルではほぼ3か月に1回開催される作業部会の場を中心に進められ、我が国も積極的に参加した。

改正作業は、元の31本の附属書を、本体とコアとなる主要手続をカバーする10章から成る一般附属書（General Annex）を中心とした構成に見直し、併せて個別の税関手続を定める10本の附属書（Specific Annexes）に再編するという大作業であった。また、改正作業には電子技術の導入など最近の通関技術の発展を取り入れることも含まれ、平成11年（1999年）4月までに作業を終え、同年6月の総会における採択を目指して作業が行われた。

当初の予定では、改正京都規約は、平成11年6月の総会で採択された上、原規約加盟国の3分の2に当たる40か国の受諾により発効することになっていたが、最終的には平成18年（2006年）2月に条約として発効することとなる。本体と一般附属書加盟国については、留保なしに受諾義務を負うこととされている。

我が国は、平成13年（2001年）6月26日に改正京都規約への加入書をWCO事務局に寄託し、これを受諾した。これにより、アルジェリア、中国、レソト、

モロッコ、ニュージーランド、オーストラリア、カナダに次いで我が国は8番目の締約国となった。

3 APEC

(1) 平成9年(1997年)の動き(議長国：カナダ)

平成9年(1997年)5月7～9日にAPEC税関・産業国際会議(税関シンポジウム)がモントリオールで開催された。また、同月8～10日には第4回APEC貿易担当大臣会合が同じくモントリオールで開催され、その後11月21～25日に、バンクーバーにおいて非公式首脳会議・閣僚会議が開催された。

① アジア経済・金融市場

非公式首脳会議では、平成9年夏以降のアジア通貨・金融問題について、APEC地域の長期的な成長のためのファンダメンタルズが極めて力強いこと、健全なマクロ経済、構造政策、金融分野の効果的な規制等が金融市場の安定回復・潜在的な成長実現の鍵であること、同年11月18～19日に開催されたマニラでの蔵相・中央銀行総裁代理会合で策定された「金融・通貨の安定に向けたアジア域内協力強化のための新フレームワーク」を歓迎し、強く支持するとともに、その迅速な実施を要請すること等が確認された。

② 早期自主的分野別自由化(EVSL)

平成6年(1994年)のボゴール宣言において、「開かれた貿易・投資の達成を、先進国メンバーは2010年、途上国メンバーは2020年までに達成」という目標が設定されていたが、平成7年(1995年)の大阪会議においては、この目標を具体化した大阪行動指針が取りまとめられ、(i)貿易・投資の自由化、(ii)その他の円滑化、(iii)経済・技術協力、が三本柱として位置付けられた。更に平成8年(1996年)のマニラ会議では、この指針に基づいて、自由化・円滑化のための行動計画が策定された。

平成9年(1997年)のバンクーバー会合においては、これらの自由化努力の具体的実施に向けて、早期自主的分野別自由化(EVSL: Early Voluntary Sectorial Liberalization)が策定された。貿易・投資の自由化をより一層促進させるという見地から、早期の自由化がそれぞれのAPECメンバーの貿易・投資、経済成長に建設的な影響をもたらすであろうと特定される分野に関して、自由化措置

(関税引下げ・撤廃、非関税措置の撤廃等)、円滑化措置(基準・認証手続の簡素化、貿易情報の提供等)、経済・技術協力措置を自主的に行うこととして、バンクーバー閣僚会議において、その対象としてそれまで事務レベルで検討されていた41分野から、**表2-3-12**の15分野をEVSLとして特定し、そのうち9分野を優先分野として、早期に自主的な自由化を進めていこうというイニシアティブが執られた。

優先9分野については、平成10年(1998年)6月の貿易大臣会合までに、自由化、円滑化等の具体的措置の中身(関税引下げ・撤廃、非関税措置の撤廃、基準・認証手続の簡素化等)やその対象品目(HS番号で表示)・実施スケジュールの詳細を完成させ、各メンバーの自主的措置として平成11年(1999年)から実施することとされた。その他6分野については、平成10年の首脳会議までに提言をまとめることが合意された。その際に、早期自由化プロセスはそれぞれのメンバーは参加する分野の決定に関し自由であるというAPECの自主性原則を基礎として実施されることが、閣僚声明において確認された。

我が国は、自由化措置が困難な分野・品目(水産物、林産物など)については、自主性の原則の下に自由化措置に参加しないが、円滑化措置、経済・技術協力措置に積極的に対応するとの立場でEVSLに合意した。

表 2-3-12 早期自主的分野別自由化の15分野

優先分野：環境、水産物、林産物、医療機器、電気通信相互承認、エネルギー、玩具、 貴金属・宝石、化学品
その他の分野：油糧種子、食品、ゴム、肥料、自動車、民間航空機

(出所) 有地浩「APEC ヴァンクーヴァー会議について」(『貿易と関税』平成10年2月号)11ページ
により作成。

③ 税関手続小委員会(SCCP)の活動

税関手続小委員会(SCCP)では、ボゴール宣言の要請に応えるために、平成7年(1995年)に我が国の議長の下で、税関分野におけるアクション・プログラムを作成した。同プログラムは、税関手続の調和・簡素化のための5原則(迅速性、信頼性、一貫性、透明性、簡素化)、各国・地域が共通に実施する目標期限を設定した共同行動計画及び同計画実施のための技術支援等、具体的な方策を含む包括的な計画である。

平成9年（1997年）2月のSCCPにおいて「リスク・マネジメント」、「共通のデータ・エレメント」が新たに加えられた。同年4月のAPEC蔵相会議では、SCCPに対して共通行動計画を更に拡大するよう要請がなされ、5月に、SCCPにおいて共通行動計画に「急送貨物」を新たに加えることが合意された。

更にSCCPは、議長国カナダの下で、これら共通行動計画の実施を含む小委員会の活動と、これによってもたらされる効果を貿易関係者に説明した「APEC税関ブループリント」を作成した。これは、将来の税関手続の姿がどのようになるか、大規模輸入者、小規模輸入者、輸出者、旅行者、エンフォースメントという5つの視点から具体的な姿がシナリオの形で描かれたものである。

閣僚会議における共同声明では、APECを貿易・投資の円滑化における先駆者と位置付けて、その主要成果として、平成12年（2000年）までの税関手続の調和・簡素化に関する包括的計画をモデルとして提示する「APEC税関ブループリント」が特記された。

④ 新規参加問題

新規参加問題については、バレー、ヴェトナム、ロシアの参加が決定された。3メンバーは平成10年（1998年）11月にマレーシアで開催される閣僚会議・非公式首脳会議から正式に参加することとなった。

（2）平成10年（1998年）の動き（議長国：マレーシア）

① アジア経済危機と国際金融システムの強化

平成10年（1998年）、クアラルンプールで開催された11月17～18日の第6回非公式首脳会議及び14～15日の第10回閣僚会議においては、平成9年（1997年）に起こったアジア金融危機が世界経済に波及し、広範囲にわたる金融危機がAPEC域内のこれまで積み上げてきた発展を大きく後退させている現状を認識するとともに、この金融危機からの早期回復と将来の持続可能な成長を実現するためには、貧困層及び社会的弱者に対する「ソーシャル・セーフティー・ネット（社会安全対策）」の実施、国際金融システムの強化、貿易・投資の自由化を後退させないこと、人材育成等の能力構築などが重要であることを確認する首脳宣言・閣僚共同声明が発出された。

従来、APECでは、貿易・投資の自由化・円滑化、経済・技術協力に関する議論が中心であったが、この会合では、APEC蔵相からのインプットを基礎と

して、アジア経済危機を反映して、多様なメンバーを含む首脳会議の場で国際金融システムの強化が議論され、首脳宣言においてもその実現に向けた取組みについて幅広い言及がなされたことが特徴的であった。

② 早期自主的分野別自由化（EVSL）の議論

平成10年（1998年）6月にマレーシア・クチンで開催された貿易担当大臣会合では、優先9分野の具体的措置の内容等についていまだ最終合意が形成されていなかったことから、この点について議論が行われた。自主性の原則の下に、分野、措置、品目を各国が柔軟に選択できるようにすべきであるという我が国の主張に対して、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等は、各メンバーは優先9分野全てにおいて、関税・非関税、貿易円滑化、経済技術協力3つの全ての措置について、一部例外はやむを得ないとしても全てに参加すべきであると主張し（パッケージ論）、我が国に水産物、林産物の自由化措置への参加を求めた。

その場では孤立したが、我が国は、ウルグアイ・ラウンド実施期間中であり、前記2分野についてはWTOの次期ラウンドで協議すべきであり、前倒しには反対するという立場で臨み、11月のクアラルンプールの閣僚会議では、「APECの自主性の原則に基づいてEVSLを実施」することになった。我が国の場合、水産物、林産物は対象外とすることになった。

なお、同会合では、優先9分野の関税措置については、APEC域外にも拡大するため、平成11年（1999年）に開催される第3回WTO閣僚会議において合意されることを念頭に置いて、直ちにWTOの場でプロセスを開始できるようAPECとして努力することとされた。これを受けて、WTOにおいては、ATL（加速された関税自由化：Accelerated Tariff Liberalization）という新たな名称の下で、協議が続けられた。

その他の分野の6品目については、平成11年6月の貿易担当大臣会議までに報告できるようにすることとされた。

③ 税関手続小委員会（SCCP）

税関手続小委員会（SCCP）においては、前述したように平成7年（1995年）に9項目の共通行動計画が合意され、平成9年（1997年）には「リスク・マネジメント」、「共通のデータ・エレメント」、「急送貨物」を新たに加えることが合意され、全体で12項目となった。

下表のとおり、目標期限とコーディネーターも設定されており、これらの計画を目標期限までに円滑かつ着実に実施するための技術協力プロジェクトの実施が重要な課題であり、我が国とカナダが技術協力全体の取りまとめ国となった。平成10年（1998年）、その実施を支援するために、APEC 資金を活用する技術協力計画を策定して承認を得ることができ、閣僚共同声明においてその努力が歓迎されるとともに、SCCP が実施している複数年の技術協力事業に関して、基準・適合性、知的財産権、競争政策及びビジネス関係者の移動に関する技術協力事業とともに、その実施に高いプライオリティーが与えられるように指示がなされた。

表 2-3-13 共通行動計画一覧

項目	目標期限	コーディネーター
① HS 条約	1996	日本
②情報公開	1998	シンガポール、香港
③京都規約	1998	日本、ニュージーランド
④ UN/EDIFACT ※	1999	オーストラリア、フィリピン
⑤ WTO 関税評価協定	2000	カナダ、米国
⑥ WTO TRIPs 協定	2000	米国
⑦不服申立制度	2000	カナダ、フィリピン
⑧分類事前教示制度	2000	ニュージーランド、韓国
⑨一時輸入便宜供与	2000	チャイニーズタイペイ、米国
⑩共通のデータ・エレメント	1999	カナダ、オーストラリア
⑪リスク・マネジメント	2002	オーストラリア、米国
⑫急送貨物	2000	米国、中国

※ 国際 EDI 標準：the United Nations rules for Electronic Data Interchange for Administration, Commerce and Transport

（出所）大蔵省『財政金融統計月報』『関税特集』第558号（1998年10月号）20ページにより作成。

④ 新規参加問題

新規参加問題については、前述のとおり、ペルー、ヴェトナム、ロシアの参加が平成9年（1997年）に決定された。3メンバーは平成10年（1998年）11月の閣僚会議・非公式首脳会議（マレーシア）より正式に参加することとなった。

（3）平成11年（1999年）の動き（議長国：ニュージーランド）

① 貿易・投資の自由化・円滑化

貿易・投資の自由化・円滑化（TILF：Trade and Investment Liberalization and Facilitation）は、経済・技術協力と並ぶ APEC の中心課題であり、平成11年は TILF を進める中心的な役割を果たしていた個別行動計画（IAP：Individual Action Plan）のレビューに焦点が当てられた。IAP は、各メンバーが個別に策定する TILF に向けた自発的な行動計画で、関税、非関税措置、サービス、投資、基準・適合性、税関手続など14分野に関し、それぞれ、現状、行動計画を記載することになっている。平成8年（1996年）に最初の IAP が策定され、3年を経てその進展の評価が行われたことになる。IAP メカニズムの下で自由化・円滑化に向けて進展が生じており、特に、関税、投資、基準・適合性、税関手続、知的財産権の分野につき進捗があるとされた。

共同計画（CAP：Collective Action Plan）については、その実施等を担当している貿易投資委員会（CTI：Committee on Trade and Investment）等の作業が称賛された。

EVSL については、平成10年（1998年）の閣僚会議において、優先9分野の関税措置について WTO で合意を目指すこととなった。その他の6分野の関税措置については、平成11年6月の APEC 貿易大臣会合において、次期 WTO 交渉で取り扱うこととなった。

② WTO への貢献

平成11年（1999年）9月9～12日のオークランド第11回閣僚会議（9～10日）及び首脳会議（11～12日）において、シアトルで開かれる第3回 WTO 閣僚会議を間近に控え、APEC において、WTO 次期交渉に関し、(i)ビルト・イン・アジェンダの農業、サービスに加え、鉱工業品の関税についての交渉を含むこと、(ii)交渉アジェンダは、バランスがとれ、十分に広範なものとし、交渉は3年で決着すること、(iii)交渉では市場アクセスに加え、WTO ルール・規律の見直し・強化を行うこと、(iv)交渉の結果はシングル・パッケージとして決着し実施されること、(v)ただし、シングル・パッケージは、暫定的な早期の成果（early results）を排除しないこと、等について合意した。

③ 早期自主的分野別自由化（EVSL）9分野の関税引下げ

平成9年（1997年）のバンクーバー会合以来議論を続けてきた EVSL のうち、優先9分野の関税措置については、平成10年（1998年）のクアラルンプール APEC 首脳・閣僚会議において、APEC ではなく WTO の場で議論することに合

意した。前述のとおり、これを受けて WTO においては、ATL（加速化された関税自由化）という新名称の下で協議が続けられていた。

オークランド会合では、クアラルンプール合意を基礎としつつ、WTO 次期交渉と並行して続けられる自由化努力として、WTO における EU 等の非 APEC 諸国との ATL 協議を平成12年（2000年）も続行することを決定した。

なお、前述したようにクアラルンプール合意が基礎となることが明確にされたことから、「林産物、水産物の両分野の EVSL 関税・非関税措置には、自主性の原則に基づき、参加しない。ATL により WTO 次期交渉の各国の立場は予断されてはいけない」という従来の我が国の立場は維持された。

④ 税関手続小委員会（SCCP）

SCCP では、それまで12項目の共同行動計画の達成に向け、所要の経済・技術協力プロジェクトを実施してきていたが、平成11年（1999年）の IAP レビューを踏まえて、知的財産権、基準・適合性などとともに税関手続において顕著な前進があることが、閣僚共同声明に盛り込まれた。

同年は、「職員規律（Integrity）」と「ペーパーレス貿易」への取組みが大きなテーマとなり、前者について共同行動計画とすることに合意が得られ、具体化の検討を開始することとなった。後者については、引き続き検討が行われることとなった。

（4）平成12年（2000年）の動き（議長国：ブルネイ）

① WTO への貢献

閣僚会議は、WTO 新ラウンドの立ち上げ時期について、新ラウンドの立上げに慎重な一部途上国に配慮しつつ「可能な限り早期の立上げ」を目指すとし、また途上国の参加への懸念を払拭し、途上国の利益につながる措置の導入を図ることを視野に入れながら、「閣僚は、ジュネーブ代表団に対して、2001年にアジェンダに関して合意するよう指示する」という形でまとめられた。その後の首脳会議では更に進んで、「アジェンダを2001年の可能な限り早い時期に決め、2001年にラウンド立上げを行う」という形で宣言に明記することとなった。

② 税関手続小委員会（SCCP）

（1）③でも述べたように、SCCP においては、平成7年（1995年）に9項目の共同行動計画（CAP）が合意された。平成9年（1997年）2月の SCCP におい

ては「リスク・マネジメント」、「共通のデータ・エレメント」が新たに加えられた。同年4月のAPEC蔵相会議の要請を受けて、5月にSCCPにおいてCAPに「急送貨物」を新たに加えることが合意された。更に平成11年（1999年）には、「職員規律」が新たに格上げされたほか、平成12年（2000年）には「ペーパーレス貿易」が「UN/EDIFACT」に代わりCAPに格上げされ、13項目となった。

③ APEC 非公式関税局長・長官会議

前述したように（第2章第4節8参照）、平成9年（1997年）6月のWCO総会の機会を利用してAPECメンバー間で協議したところ、CCAPに替えて新たにAPEC非公式関税局長・長官会議（AHOC：APEC Heads of Customs Meeting）を開催していくことが基本的に合意され、APEC・CTI（貿易投資委員会）を通じて平成9年11月のバンクーバーでのAPEC閣僚会議に報告された。

これを受けて、平成10年（1998年）6月にWCO総会の機会を利用し、我が国がホストとなって非公式AHOCが開催され、平成11年（1999年）には、APECの議長国であるニュージーランドのホストにより、同じくWCO総会に併せて開催された。

4 ASEM

（1）ASEM第2回首脳会合

ASEMについては、平成10年（1998年）4月2～4日にロンドンで第2回首脳会合が開催され、政治対話の促進、経済面での協力、地球的規模の課題に関する協力などについて議論が行われた。

また、アジアの金融・経済情勢が主要テーマとなり、アジア側の意向を受けて議長声明とは別途「アジアの金融・経済情勢に関する声明」が発表され、アジア・欧州が一致協力して本問題に対処することとされた。

更に、税関手続を含む貿易円滑化行動計画（TFAP：Trade Facilitation Action Plan）が採択され、優先的にTFAPを進める分野として、税関手続、基準・適合性、政府調達、検疫、知的財産権など7分野が指定された。

(2) ASEM 蔵相会合

蔵相会合は、平成9年(1997年)9月にバンコクにおいて第1回蔵相会合が開催された。その際に税関協力に関して、ASEM 関税局長・長官会議の成果が歓迎され、その活動が承認された。

平成11年(1999年)1月にフランクフルトで開催された第2回蔵相会合では、税関における監視・手続両分野でのアジア・欧州間の協力の更なる進展が奨励されるとともに、貿易円滑化と税関の監視取締りは十分調和される必要があることが再確認された。

(3) ASEM 関税局長・長官会議

関税局長・長官会議は、平成8年(1996年)6月の中国における第1回会議に続き、平成9年(1997年)6月20～21日、ウィーンにおいて、欧州委員会及びオランダの共同議長の下、第2回会議が開催された。監視作業部会(テーマは、麻薬・覚せい剤、マネー・ローンダリング、商業犯則、銃器及び知的財産権等)及び手続作業部会(テーマは京都規約見直しへの共通アプローチ、税関手続の調和・簡素化に関する官民合同セミナー等)からの報告等を基に議論が行われたほか、以後は本会議を2年に一度、アジア・欧州間で交互に開催すべきこと、第3回会議は我が国が平成11年(1999年)に議長を務めること、監視・手続の両作業部会は年1回ブラッセルで開催すべきこと等が合意された。

第3回会議は平成11年6月23日にブラッセルで、日本の渡辺裕泰大蔵省関税局長の議長の下で開催され、前記両作業部会の報告を基に意見交換が行われた。

監視分野としては、同分野における協力の枠組み作り、アジア・欧州のRILO間の協力、セミナー等の開催、リスク評価、最新技術活用について、重点的に取り組んでいくことが確認された。

手続分野では、TFAPの税関関連で、関税分類(HS)の遵守・採用、WTO評価協定の遵守・採用、既存のデータベースへの相互アクセスを通じた透明性の向上、官民合同セミナーの開催等9つの活動項目(デリバラブルズ)が設定されており、これらの進捗に引き続き努力していくことなどが確認された。

第5節 関税・税関当局間の国際協力

1 技術協力

我が国が行う関税・税関分野に関する技術協力は、以下の項目に関する開発途上国による自助努力を支援することを主な目的として行われた。

- ① 税関手続の迅速化と貿易の円滑化
- ② 財政基盤の確立・整備（関税評価協定と事後調査制度等）
- ③ 密輸取締りに対する国際的な取組み（麻薬、銃砲等、知的財産権の保護、テロ対策など）

（1）WCO・日本関税技術協力プログラム

平成10年（1998年）から、従来の受入研修に加えて、開発途上国における将来の政策の企画・立案担当者を対象とした留学生制度が開始され、埼玉大学及び政策研究大学院大学の修士課程で開始された。

（2）2国間援助プログラム

WCOやJICAを通じた受入研修に加えて、2国間援助経費により大蔵省関税局が直接受け入れる受入研修は、WCO 非加盟国を含む世界中の開発途上国のニーズに対応した研修を我が国が主導的かつ機動的に実施できるよう、平成7年度（1995年度）に開始されたが、それを契機に、研修の実施についても、従来の関税局（及び税関）から施設の整った同省税関研修所が主に担当するように改められた。

平成9年度（1997年度）には、この受入研修の担当部門として、税関研修所に「税関国際交流センター室」（現・国際研修課）が新設され、関連する講義は当センター室で集中的に実施し、現場視察を含む実地研修は各税関が担当するという形で運営された。

(3) JICA 税関行政セミナー

昭和45年度（1970年度）から平成10年度（1998年度）までの29年間で、延べ78か国から473名を、平成12年度（2000年度）までの31年間で、延べ82か国から505名を受け入れた。

2 税関手続の調和・簡素化に向けた取組み

平成8年（1996年）6月のG7リヨン・サミット経済宣言において、税関手続の標準化・簡素化の作業の開始が謳われたのを受けて、平成9年（1997年）3月以降G7税関手続専門家会合において、輸出入に際して税関及び他省庁が求めるデータ及びその電子的な申告様式の標準化と、データ項目の必要最小限化への取組みが進められた。

当初は、輸入のデータ・エレメントの定義が国によって若干異なっていたため、データ項目は800項目に及んでいたが、この定義を合わせることにより、項目は約90に絞り込まれた。これにより輸出者は、貿易相手国への輸入手続に必要とされる情報が予見可能となったので、標準化・簡素化された情報を輸入者に送付することができるし、輸入者もそれによって事務の時間・コストが削減されることとなった。

平成9年6月のデンバー・サミットにおけるG7首脳ステートメント、平成10年（1998年）のG7蔵相会議における「結論文書」において、それぞれ本件が取り上げられた。

(補注)

本稿は、大蔵省『財政金融統計月報』『関税特集』号（1990年9月号、1992年10月号、1994年10月号、1996年10月号、1998年10月号、2000年10月号）、及び日本関税協会発行『大蔵省関税局年報』平成4年版から平成13年版（平成9年版以降は『関税年報』に改題。）に基づき編纂した。

また次の各文献を参考としている。

1. 関税政策・関税行政

- ・吉田道弘「関税政策・税関行政の30年の回顧と展望」（『ファイナンス』平成3年12月号）
- ・原雅彦「輸入行政の動向〈輸入通関手続の改善について〉」（『ファイナンス』平成3年12月号）
- ・藤倉基晴「関税定率法等の一部を改正する法律の概要」（『ファイナンス』平成6年12月号）
- ・（大蔵省）関税局監視課・業務課・調査保税課「最近の税関行政の動向」（『ファイナンス』平成6年12月号）
- ・久保田勇夫「最近の国際情勢と関税行政」（『貿易と関税』平成9年3月号）
- ・斎藤徹郎「当面の財政金融政策及び平成10年度関税改正案について」（『貿易と関税』平成10年3月号）
- ・渡辺裕泰「最近における関税政策・税関行政について」（『貿易と関税』平成11年3月号）
- ・渡辺裕泰「最近における関税政策・税関行政について」（『貿易と関税』平成12年3月号）
- ・（大蔵省）関税局企画課「関税政策—その古くて新しい役割—」（『ファイナンス』平成12年12月号）
- ・（大蔵省）関税局調査保税課・業務課「簡易申告制度の導入—新たな通関制度のあり方を求めて—」（『ファイナンス』平成12年12月号）
- ・渥美恭弘「最近の密輸動向と監視取締強化」（『ファイナンス』平成12年12月号）
- ・寺澤辰磨「最近における関税政策・税関行政について」（『貿易と関税』平成13年3月号）

2. 国際関係

(1) ガット (GATT)、WTO

- ・筑紫勝磨編著『ウルグアイ・ラウンド ―GATT から WTO へ―』(平成6年6月30日、日本関税協会)
- ・鏡味徳房「最近の関税行政等について」(『貿易と関税』平成7年3月号)
- ・久保田勇夫「WTO 体制下の対外政策」(『貿易と関税』平成8年3月号)
- ・宇野悦次「WTO 第1回閣僚会議(於シンガポール)について」(『貿易と関税』平成9年2月号)
- ・宇野悦次「第2回 WTO 閣僚会議とガット／WTO50周年記念行事」(『貿易と関税』平成10年7月号)
- ・鶴田仁「WTO 第3回閣僚会議について」(『貿易と関税』平成12年2月号)
- ・鶴田仁「第3回 WTO 閣僚会議について」(『ファイナンス』平成12年2月号)

(2) CCC/WCO、技術協力及び国際協力

- ・木村嘉秀「第3回関税協力理事会(CCC)アジア・大洋州地域会合の開催について」(『ファイナンス』平成3年5月号)
- ・(大蔵省) 関税局国際調査課「CCC40年の歩み―設立経緯から現在の活動まで―」(『ファイナンス』平成5年2月号)
- ・(大蔵省) 関税局国際調査課「関税協力理事会優秀業績賞伝達式について」(『ファイナンス』平成5年3月号)
- ・中野博「国際協力の一層の推進をめざして―関税局、税関の技術協力事業への取組み―」(『ファイナンス』平成5年12月号、平成6年1月号)
- ・河野泰一「第7回日米税関協力会議について」(『ファイナンス』平成6年1月号)
- ・山下幸男「最近における外国税関当局との会合について」(『ファイナンス』平成8年11月号)
- ・長瀬透「世界税関機構(WCO)の近況」(『ファイナンス』平成11年12月号)
- ・御厨邦雄「我が国税関の国際協力」(『ファイナンス』平成11年12月号)
- ・(大蔵省) 関税局調査課「WCO(世界税関機構)における我が国の取組み」(『ファイナンス』平成13年12月号)

(3) APEC、ASEM 及び CCAP

- ・ 木原隆司「環太平洋関税庁長官・局長会議（CCAP）の開催について」（『ファイナンス』平成元年7月号）
- ・ 齋藤博「第2回環太平洋関税庁長官・局長会議について」（『ファイナンス』平成2年11月号）
- ・ 後藤真一「第3回環太平洋関税庁長官・局長会議について」（『ファイナンス』平成4年5月号）
- ・ 岡本直之「第4回環太平洋関税庁長官・局長会議（CCAP）開催—アジア・太平洋地域の関税当局間の相互理解及び相互協力の一層の推進を—」（『ファイナンス』平成6年12月号）
- ・ 吉永國光「第3回アジア太平洋経済協力（APEC）閣僚会議等の概要」（『ファイナンス』平成6年12月号）
- ・ 藤本進「APEC の場における税関手続の簡素化・調和の検討について」（『ファイナンス』平成7年8月号）
- ・ 久米重治「APEC 大阪会議について」（『ファイナンス』平成7年8月号）
- ・ 藤本進、小口一彦「APEC 大阪会議と今後の自由化の方向」（『ファイナンス』平成7年12月号）
- ・ 津曲俊英「第3回 APEC 税関・国際経済シンポジウム」（『ファイナンス』平成7年12月号）
- ・ 藤本進「第1回 ASEM 関税局長・長官会議について」（『ファイナンス』平成8年8月号）
- ・ 有地浩「APEC ヴァンクーヴァー会議について」（『貿易と関税』平成10年2月号）
- ・ 氏家輝雄、青山繁俊「APEC クアラルンプール会議について」（『貿易と関税』平成11年2月号）
- ・ 青山繁俊、小阪好洋「第3回 ASEM 関税局長・長官会議等について」（『貿易と関税』平成11年9月号）
- ・ 青山繁俊「APEC オークランド会議について」（『貿易と関税』平成12年1月号）